

官報

号
国会会議録

令和七年四月二十五日

○第二百十七回 参議院会議録第十六号

令和七年四月二十五日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十七号

令和七年四月二十五日

午前十時開議

第一 船員法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、災害対策基本法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(関口昌一君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、
災害対策基本法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

令和七年四月二十五日 参議院会議録第十六号

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。坂井学 国務大臣。

〔国務大臣坂井学君登壇、拍手〕

○国務大臣(坂井学君) 災害対策基本法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

本法律案は、令和六年能登半島地震から得られた教訓を今後に生かし、国による地方公共団体の応援体制の強化、被災者援護協力団体の登録制度の創設、広域一時滞在等における被災住民への情報提供の充実、地方公共団体における物資の備蓄状況の公表の義務化、救助の種類への福祉サービスの提供の追加、災害時における日本下水道事業団の業務の特例の創設、内閣府の防災監の新設等の措置を講ずること、災害対策の強化を図ることを目的としております。

このような趣旨から、この度、本法律案を提案することとした次第であります。

次に、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、国による災害対応の強化についてであります。

国は、高度かつ専門的な技術、知識又は経験を有する人材の確保等を推進することにより、地方公共団体を迅速かつ的確に応援するよう努めなければならぬこととともに、災害応急対策

について、緊急の必要がある場合、都道府県知事からの要求を待たずに応援をすることができると等としております。このほか、内閣府設置法において、内閣府に防災監を設置することとしております。

第二に、被災者に対する福祉的支援等の充実についてであります。

災害救助法における救助の種類に福祉サービスの提供を追加し、福祉的支援を強化するとともに、災害応急対策を行う責任を有する者は、相互に連携しつつ、情報通信技術等も活用しながら、避難所の運営状況及び被災者の状況の把握等に努めなければならないこととしております。

第三に、民間等と連携した支援体制の構築についてであります。

国及び地方公共団体に協力して、避難所の運営、炊き出し等の業務を行う団体は、内閣総理大臣の登録を受けることができることとし、協力の要求及び被災者の個人情報提供を可能とすることとしております。

第四に、広域的に避難する被災住民に対する支援の充実についてであります。

広域で一時的に避難する被災住民の受入れを円滑に行い、滞在先においても適切な支援が受けられるよう、広域一時滞在の協議を行う市町村長の間で被災住民の情報を共有するとともに、被災住民に対して援護に関する情報を提供することとしております。また、市町村長が被災者台帳を作成するに当たり、他の都道府県に滞在する被災者の情報を把握できるよう、都道府県知事による必要な協力ができることとしております。

第五に、防災に必要な物資の確保についてであります。

地方公共団体は、毎年一回、物資の備蓄の状況を公表しなければならないこととしております。

第六に、インフラの復旧及び復興の迅速化についてであります。

水道法において、日本下水道事業団が災害により損傷した水道施設の工事を行うことができることとともに、水道事業者は、配水管の復旧に必要な作業を行うため、水の供給を受ける者の土地に立ち入ることができることとしております。また、災害の定義の例示に、地盤の液状化を追加するとともに、宅地の耐震化に関する事項の実施に努めることとしております。加えて、復興まちづくりを推進するため、大規模災害からの復興に関する法律において、一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を定めることができる災害の範囲を拡大することとしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、本法律案の趣旨及びその内容の概要であります。(拍手)

○議長(関口昌一君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。鬼木誠君。

〔鬼木誠君登壇、拍手〕

○鬼木誠君 立憲民主党の鬼木誠です。

立憲民主・社民・無所属会派を代表し、ただいま議題となりました災害対策基本法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

今年は、阪神・淡路大震災から三十年の節目に当たります。阪神・淡路大震災以降も、東日本大震災を始め、多くの地震、豪雨、雪害など日本各地で経験し、そのたびに私たちは自然災害から多くのことを学んできました。

犠牲を伴い得た知見は次の災害に備える糧となり、被災経験は国や地方公共団体で共有をされ、共通知としての貴重な財産となっており、防災直

議事日程追加の件 災害対策基本法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

後の初期対応や避難所運営の在り方など、様々な面でも改善が行われてきました。

しかし、これだけ多くの災害を経験をしながら、新たな災害に見舞われると、学べなかったこと、学びを生かし切れていないことがまだまだ多いことに気付かされます。

過去の災害から私たちは何を学び、何を学べなかったのかを真摯に問い直すとともに、現在進行形の災害と向き合い、次の災害に備える、そのことがこの法案を審議する基本的な姿勢でなければなりません。

その立場から質問をいたします。

初めに、災害避難所の環境について伺います。

これまでの災害を見ると、被災者は多くの場合、体育館などのスペースに雑魚寝で過ごし、段ボールベッドや簡易トイレ等が足りず、仮設トイレは不衛生であるなど、物資、設備の面で良好とは言い難い環境であったと思います。

この状況は能登半島地震においても大きく改善されてはならず、地震の直接的被害で亡くなった方の数よりも、その後、避難生活を送る中で亡くなった方、災害関連死された方が多いことがその証左であり、この事実を重く受け止めなければなりません。

現行の災害対策基本法では、国等は、被災者の心身の健康の確保、居住場所の確保など、被災者の保護等に関する事項を実施するとともに、安全性及び良好な居住性を確保した避難所を供与し、食糧、衣料、医薬品等の物資の配布や保健医療サービスの提供を行うなど、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならぬこととされています。

石破総理は、災害の被災者が避難所等で尊厳ある生活を送るための国際的指標であるスフィア基準を踏まえた避難所運営を指示し、地方公共団体

に対して通知をしている避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針、避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインがそれぞれ改定されました。

この取組指針やガイドラインは自治体がなすべきことが詳細に記載をされており、優れた文書だと思えますが、他方で、全ての自治体でこの指針に基づいた対応ができるかという点は大いに疑問です。自治体の人員不足、財政の厳しさは政府も十分御存じだと思います。

この間の災害においては、多くの場合、市町村や社会福祉協議会などの避難所の運営に携わる職員も自らが被災をされており、家を失い、自分自身も避難生活を続けるという環境にありながら、昼夜を分かつたず、ほとんど不休で復旧に向け努力をされているという状況でした。他方で、市町村の人員や財政の状況によって避難所運営の在り方が異なるという課題も指摘をされています。このような状況は何としても改善しなくてはなりません。

これら居住空間の快適性の追求という点については、新しい地方経済・生活環境創生交付金において、快適なトイレや簡易ベッドなど避難所の生活改善等に対して交付金による支援がなされるなど、政府としても対応をいただいていることは承知していますが、全ての自治体で取組指針やガイドライン等につとめた対応が行えるようにするためには継続的な人的、財政的支援が更に必要です。

取組指針等を実効性あるものとするための坂井大臣、村上総務大臣の見解をお伺いします。

具体的課題として、避難所の状況の改善についてお尋ねします。

が要らず、気密性、耐寒性が高いエアータントや、迅速に運搬可能な住まいであるトレーラーハウスも開発をされています。トイレカー、キッチンカー、ランドリーカー等の災害対応車両も含め、避難所の環境改善に向けた新技術の導入は不可欠だと考えますが、これらが全国に行き渡るだけの供給量は確保できるのか、そのためにはどの程度の時間が掛かる見込みなのか、坂井大臣にお伺いをします。

地方公共団体における備蓄の充実に向けた国の対策について伺います。

災害対策基本法改正案では、地方公共団体の長に対し、毎年一回、物資の備蓄の状況を公表するよう義務付けることとしていますが、地方公共団体の財政状況により備蓄状況に差が出るようなことがあつてはなりません。必要に応じた国からの支援が必要と考えますが、国において優先的に備えるべき物資の品目、量の目安を示すなど、備蓄の確保に向けた指針の作成等も課題です。国からの財政的支援や指針の作成等の取組を実施する計画があるのか、坂井大臣にお尋ねします。

我が国では、避難所の運営は基本的に地方公共団体等が行いますが、日本と同じく地震の多いイタリアでは、大規模災害が発生した場合、国が中心となつて調整役を担い、NPO団体等と協力しながら、被災地に物資を送り込み、避難所を運営するシステムが取られています。

政府は、防災庁について、二〇二六年度中の設置に向けて現在調整、検討を進めているものと承知をしています。この防災庁は、様々な面で被災自治体を支援する、国としての関わり方を強くするために設置するものと理解をしています。防災庁が担う役割について赤澤防災庁設置準備担当大臣にお尋ねします。

期化等により、被災者が体調を崩されるケースが多く発生します。こうした状況を防ぎ、避難生活の環境改善に資するよう、これまで、災害派遣福祉チーム、DWAATを中心として、福祉関係者が被災地へ赴き、避難所の内外で、被災された高齢者や障害者等の方々へ相談支援や見守り、生活支援などの福祉的支援を行ってこられました。

しかし、これまでの災害救助法では、救助の定義に福祉的支援は含まれておらず、災害救助法に基づいて措置される救助活動に掛かった費用の支弁を受けられないケースがあるなど、以前から問題が指摘をされてきました。

今回の災害救助法改正案では救助の対象に福祉サービスの提供を加えることとされており、その点は評価するものですが、本改正案では、同時に、これまでの従事命令の対象に新たに福祉関係者を加えることを定めた上で、従事命令に従わない場合は六月以下以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処されることとされていることには全く納得ができません。

福祉的支援については、福祉の専門家が現場で得た情報等を基に自ら判断し、自発的に動くことでその特性と効果が発揮されるもので、罰則付きの従事命令で縛ろうとする発想は、福祉に携わる皆さんの心情や現場実態を全く理解していないと言わざるを得ません。福祉関係者については罰則の対象から除外すべきと考えますが、坂井大臣の見解を伺います。

また、能登半島地震においては、福祉避難所として指定又は協定を締結をしていた施設が被害に遭い、職員等も被災したこと等により、福祉避難所の開設が一部にとどまることになりました。そのため、福祉避難所としての指定を受けていない施設であっても、高齢者等の避難者受入れを行った施設については、一定の要件を満たすことで福

社避難所とみなし、設置、管理及び運営等に必要経費を求償の対象とする対応が取られました。

しかし、本来の福祉避難所等のサービス機能が回復するまでには長期にわたり広域避難が余儀なくされることとなるため、避難者が福祉サービスの提供を希望する間は災害派遣福祉チームによる切れ目のない継続的な支援が必要です。災害救助法に基づく福祉サービスを提供する期間の考え方について、坂井大臣の見解をお尋ねします。

次に、NPO、ボランティア団体等の登録制度についてです。

今回の改正案では、地方公共団体等において、事前に災害支援を行うボランティア団体等の情報把握できるよう、当該団体の登録制度を設けることとしています。この登録を受けるためには支援業務について相当の実績を有することが要件の一つとされていますが、相当という基準の内容は明らかにされていません。登録基準がはっきりしていなければ、登録を希望する側もちゅうちょをしてしまいます。何をもって相当の実績があるかと判断するのが明確に示すべきであり、今後詳細を定めるのであれば、ボランティア団体等からも納得が得られる明確な基準を定めることが求められると考えますが、坂井大臣の見解を伺います。

あわせて、経験が少ない団体や個人のボランティアが登録を受けられないことにより、情報提供等の面で不利益を受けることがないよう配慮も必要だと考えます。坂井大臣の見解を伺います。

また、心身の障害により業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるものが団体の役員である場合には、その団体は登録が受けられないとされています。これでは、心身の障害を持つ人が団体の中心となって援護活動を行う道が閉ざされることとなり、問題があると考えます。

令和七年四月二十五日 参議院会議録第十六号

が、坂井大臣の見解をお尋ねします。

さらに、登録を受けた団体は、被災者支援業務を行うに当たり、業務を適切に行うため、内閣府令で定める基準などに適合した活動をしなければならぬこととし、これらに違反していると認められる場合は、内閣総理大臣から業務改善命令が発せられる可能性があります。

ボランティア活動は、自主性を持って機動的に活動できる点が強みです。登録を受け、国の監督下に置かれることによって、活動にマイナスの影響を及ぼす、自主性が制限され、活動の萎縮を招くのではないかと懸念を抱くものですが、坂井大臣の見解をお聞かせください。

最後に、地方公共団体による防災DXへの支援策について伺います。

能登半島地震の際には、石川県において、能登地域の全住民約十二万人の被災者データベースが構築されました。被災者が市町村を超えて避難する場合などにおいては市町村の行政サービスが行き届かなくなるおそれがあり、被災者の所在地や要介護など要配慮事項を記録したデータベースを活用することで、市町村をまたいだ被災者の見守りや支援につなげることができると考えます。

改正案においても、国の機関や地方公共団体の長などは、被災者に関する情報の把握や情報提供に当たり、情報通信技術等の活用に努めなければならぬことにしていますが、DX人材の確保、費用の面で全ての地方公共団体がこうした対応を取ることはできません。防災DXを進めるため、国としての地方自治体支援が欠かせないと考えますが、どのような支援、対策をお考えか、坂井大臣、村土大臣に伺います。

今後、南海トラフ、首都直下型地震、これまで経験をしたことがない大災害に見舞われる可能性が極めて高いと言われています。防災・減災に向

けた取組、被災時の対応改善に向けては、一刻の猶予もない現在を捉え、取組を進めなければなりません。

想定外だったという言葉は絶対に発さないために、あるべき防災対策、災害支援を実現するため、立憲民主党として力を尽くすことをお約束をし、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣坂井学君登壇、拍手)

○国務大臣(坂井学君) 避難所における生活環境確保への支援についてお尋ねがありました。

避難生活における良好な生活環境を確保することは重要であり、昨年十二月に指針を改定するとともに、令和六年度補正予算におきまして、新地方創生交付金による避難所の生活環境の改善に向けた支援、避難生活支援リーダー／サポーター研修の拡充による避難所を運営するボランティア人材の育成支援などを行っております。

また、民間や自治体等が所有するトイレカー、キッチンカー等を災害時に円滑に活用するための登録制度を本年六月から開始できるよう準備を進めており、新技術も活用しながら、早期に良好な避難所環境の整備ができるよう取組を進めてまいります。

地方公共団体の備蓄についてお尋ねがありました。

災害に備えて、食料やパティションなどの備蓄を自治体において進めることが必要です。このため、従来、これらの備蓄に要する経費につきましては地方財政措置が講じられてきたところですが、これに加えて、令和六年度補正予算において、避難所の生活環境の改善に資する資機材の備蓄などを新地方創生交付金により支援しております。

また、地方公共団体が防災に必要な物資を適切

に備蓄いただけるよう、今後、備蓄すべき品目や数量の目安をより具体的にお示しするなど、必要な対応を講じてまいります。

福祉関係者に対する従事命令についてお尋ねがありました。

災害時における福祉サービスの提供を充実させ、災害関連死の防止を図るためには、福祉関係者の皆様の御協力は極めて重要です。現行の災害救助法においては、災害発生時に人命を守り被災者の保護を図るため、医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して罰則を伴う従事命令について規定しているところです。

政府の改正案においては、災害関連死の防止を図る観点からも、被災者への福祉サービスの提供が確実に行われるよう、福祉関係者に対して、これら医療、土木建築工事又は輸送関係者と同様の措置を講じることとしています。

これらは、人命を守るに当たって、万が一の場合に備えた言わば最後の手段として規定されるものであり、これまで適用実績はありません。改正法の運用に当たっては、福祉関係者の皆様の御協力により被災者への支援が円滑に行われるよう取り組んでまいります。

福祉サービスの提供についてお尋ねがありました。

災害関連死を防止するためにも、災害時における福祉サービスの提供は重要であり、高齢者や障害者等の方々が災害時に滞在できる福祉避難所を設置するとともに、災害派遣福祉チームを派遣しています。

今回の法改正では、災害時における在宅や車中泊の方も対象として福祉サービスを充実させていくこととしており、災害派遣福祉チームの派遣終了後も、社会福祉協議会等の支援と相まって、継続的に被災者の方お一人お一人に寄り添った福祉

的支援が着実に行われるよう取組を進めてまいります。

被災者援護協力団体制度の登録要件についてお尋ねがありました。

被災者援護協力団体の登録に際しては、専門的な知識と技能を有している者がいることなどを要件としており、例えば被災者援護協力業務に従事した経験を有することを書面により確認することとしています。また、団体の活動実績については、地方自治体や関係団体の意見も聞きながら、自治体と適切に連携した被災者支援活動の実績を確認できるよう検討するとともに、制度の運用に当たっては、登録のない団体も含め、官民の情報共有の場で連携がなされるよう配慮してまいります。

被災者援護協力団体の役員の欠格要件についてお尋ねがありました。

被災者援護協力団体は、国、地方公共団体、その他の協力団体等と協力して、被災現場において厳しい環境に置かれている被災者の支援に当たる必要があることから、一定の登録要件を設けることとしています。この役員についての要件は、被災者援護協力団体の活動方針を決める者であることから設けるものであり、障害者であっても、必要な認知、判断及び意思疎通が適切に行うことができる者に該当しなければ、この要件には当たらないものと考えています。

被災地の支援に当たる障害者の方々を排除することは全く考えていないことから、そのような団体が排除されることのないよう、内閣府令について必要な検討を行ってまいります。

登録制度により団体の業務の実施基準についてお尋ねがありました。

被災者援護協力団体の登録制度は、登録団体が自治体と協力、連携して、被災現場において厳し

い環境に置かれている被災者の支援に当たる必要があることから、その活動は、業務上知り得た情報を正当な理由なく目的外に使用しないこと、国、地方公共団体等と必要な情報交換を行い、相互に連携を図りながら業務に従事することなどの基準を設けることとしています。

制度の運用に当たっては、NPO等の自主性を尊重しつつ、被災者援護協力団体と行政が適切な役割分担により被災者支援を実施してまいります。

防災DXに対する国の支援についてお尋ねがありました。

内閣府においては、小規模自治体においても安価に導入可能なクラウド型被災者支援システムを開発し、地方財政措置による支援のほか、自治体職員への研修、訓練など、操作習熟の支援も行っております。また、令和六年能登半島地震においては民間のデジタル人材による支援活動が大きな貢献を果たしたことから、デジタル庁において大規模災害時に民間人材を派遣する仕組みを創設予定であると承知しております。

関係省庁との連携、官民連携の強化により、自治体の被災者支援DXの取組を国としても支援してまいります。(拍手)

(国務大臣村上誠一郎君登壇、拍手)

○国務大臣(村上誠一郎君) 鬼木議員からの御質問にお答えします。

まず、取組指針やガイドラインにのっとった対応を行うための人的、財政的支援についての御質問がありました。

大規模災害では、避難所運営などの災害対応業務が大量に発生いたします。被災自治体単独での対応は困難な場合が多く、応急対策職員派遣制度などにより、被災自治体に人的支援を行うこととしております。財政的支援につきましては、自治

体が指定避難所におけるトイレや空調設備の設置などの整備を行う場合には、緊急防災・減災事業債の対象としております。また、暖房器具や非常用発電機などの資機材等の整備について特別交付税措置を講じております。

今後も、被災自治体のニーズを把握しながら必要な支援を行ってまいります。

次に、防災DXを進めるための人材の確保の御質問がありました。

DXを推進する人材の確保、育成のために、自治体における取組の中枢を担う職員の育成などに要する経費について地方財政措置を講じております。

加えて、今年度中に全ての都道府県で市町村と連携したDX推進体制を構築し、市町村支援を行うための専門人材のプール機能を確保していただけるよう支援を強化しております。

以上であります。(拍手)

(国務大臣赤澤亮正君登壇、拍手)

○国務大臣(赤澤亮正君) 鬼木誠議員からお尋ねをいただきました。

防災庁の役割についてでございます。

令和八年度中の設置に向けて準備を進めている防災庁は、平時、発災時の政府の災害対応の司令塔として専任の大臣を置き、十分な数の災害対応のエキスパートをそろえた組織とし、平時からの万全の備えを行う本気の事前防災に取り組むことを想定をしております。

委員御指摘のとおり、被災自治体を支援することとは極めて重要であり、防災庁設置までの間も、令和七年度から、都道府県のカウンターパートである地域防災力強化担当が地域の自治体等との緊密な連携体制を構築する予定であり、防災庁もそうした体制を引き継いでいきたいと考えております。

また、新地方創生交付金により、自治体におけるトイレカー等の資機材の導入を支援するほか、国による迅速なブッシュ型支援を可能とするため、全国で分散備蓄を進めることとしております。専門家の御意見もいただきながら、被災自治体への支援の強化など、防災庁の設置に向けた検討を深めてまいります。(拍手)

○議長(関口昌一君) 新妻秀規君。

(新妻秀規君登壇、拍手)

○新妻秀規君 公明党の新妻秀規です。

ただいま議題となりました法律案につきまして質問いたします。

まず初めに、昨年元旦に発災いたしました能登半島地震での犠牲者と被災者に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

能登半島地震では、災害関連死を含め五百名以上が犠牲となり、住宅倒壊やライフライン寸断も相次ぎ、石川県を始め六県で断水するなど、生活への影響が長期化し、防災・減災対策に多くの教訓を突き付けました。私自身も現地に幾度となく足を運ぶ中、避難所で過ごした方より、避難所では床に布団をじかに敷いて雑魚寝、暖房もなく隙間風でとても寒く、食事は量も足りず栄養バランスもない、本当にひどかった、車中泊や在宅避難の方からは、支援物資が何もらえなかったなどの声を何度もいただきました。また、ボランティアの方からは、現場に入ろうとしても受入れが円滑に行われず、作業の割り付けもうまくいっていませんといった指摘もいただきました。

このように、私が現場で伺った課題も踏まえ、以下七点、質問をいたします。

第一に、液状化対策の強化についてです。

能登地震では、震源から離れた新潟市内などを含め、広範囲で地盤の液状化が発生しました。こ

うした事態を踏まえ、改正案では、災害対策基本法の災害の定義に新たに地盤の液状化が加えられました。自治体における液状化ハザードマップの作成や宅地の耐震化が一層促進されることが期待されます。

今後、自治体への技術、財政面の支援を含め、効果的な液状化対策をどのように進めるのでしょうか。中野国土交通大臣の見解を求めます。

第二に、避難所の生活環境の整備についてです。

改正案により、市町村には避難所における良好な生活環境を確保し、被災者の避難生活に対するきめ細かな支援を行う責務が課されます。最近の災害では、避難生活の中で体調を崩して命を落とす災害関連死が、災害そのもので亡くなる直接死を上回るのが常態化しています。避難所の生活環境を改善するために、政府は自治体にどのような支援策を講じていくのか、坂井防災担当大臣の所見を伺います。

第三に、車中泊、在宅避難者への支援について伺います。

能登地震では、指定避難所以外で避難生活を送った方も数多くいました。今回の改正案では、避難所以外にいる被災者の情報を把握をし、必要な物資や医療・福祉サービスを提供することが明記されました。どこに避難をしても支援が行き渡るよう、地域の見守りネットワークやデジタル技術も活用して、在宅避難者等を把握し、迅速に支援すべきと考えます。坂井大臣の所見を伺います。

第四に、被災者援護協力団体、災害ボランティアとの連携強化についてです。

能登地震では、同規模の過去の地震と比べボランティアが少なく、被災地の受入れ態勢も整わず、支援のマッチングが課題となりました。こう

した課題を踏まえ、改正案では、NPOやボランティア団体を事前登録する被災者援護協力団体制度が創設され、市町村は登録団体に被災者情報を提供でき、都道府県は救助活動への協力要請と実費補償が可能となります。ボランティア登録制度を実効性あるものとするため、政府としてどのように運用していくつもりか、坂井大臣の所見を伺います。

第五に、災害時における福祉関係者の役割について伺います。

要配慮者支援には平時から福祉に携わる専門職の力が欠かせません。今回の改正では、災害救助法等に福祉サービスの提供が明記され、災害時に福祉関係者との連携が強化されます。また、従来は避難所内に限られていた災害派遣福祉チーム、DWAATの活動範囲も広がります。災害時に必要な福祉サービスを滞りなく提供するため、人材の確保、派遣をどのように調整していくのか、坂井大臣の所見を伺います。

第六に、広域避難の円滑化についてです。

能登地震では、金沢市や加賀地域はもとより、県外に避難した方も数多くいました。複数自治体にまたがる避難者を支援するには、避難元及び避難先の自治体の情報共有と、避難された方々へのきめ細かな情報提供が不可欠です。改正案では、広域避難における自治体間の情報連携や被災者台帳支援などが盛り込まれております。これらを実効性あるものとするため、情報共有の仕組み整備や受入れ自治体への支援をどのように進めるのか、坂井大臣に伺います。

第七に、水道などライフラインの早期復旧について伺います。

改正案には水道復旧の迅速化が盛り込まれ、日本下水道事業団など専門機関による早期復旧支援体制が整備されます。更なる広域応援体制の拡充

や事業者間協力も含め、水道ライフライン早期復旧へどのように取り組むのか、中野大臣の見解を伺います。

災害列島日本。安全と言いつける場所はどこにもありません。被害を最小限に抑え込むために、この法案を一日も早く成立させ、その上で、自治体の現場で改正法の理念に基づいた運用となるよう、地方議員と連携し、側面支援をしてまいります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣坂井学君登壇、拍手)

○国務大臣(坂井学君) 避難所の環境整備についてお尋ねがありました。

被災者の方々が避難所において発災直後から尊厳ある生活を営めるよう、トイレ、パティション、ベッド、温かい食事等を速やかに提供することが大切です。

昨年十二月に避難生活に関する自治体向けの指針等を改定するとともに、炊き出し用の資機材やパティション、簡易ベッド等の整備を新地方創生交付金により支援するとともに、トイレカーやキッチンカーを登録するデータベースの整備に取り組んでいます。

加えて、避難所となる公立小中学校の体育館の空調設備については、文部科学省において、令和六年度補正予算において新たに臨時特例交付金を創設し、整備のペースを加速することとしております。あわせて、補助要件となる断熱性の確保について後年度に実施することも可能とするなど、地域の実情に応じた支援に取り組んでいるものと承知しております。

在宅避難者等への支援についてお尋ねがありました。

発災時には、在宅等で避難生活を送っている避難者に対しても必要な支援を行うことが重要であ

り、内閣府においては、手引きを作成し、自治体に周知しています。

今般の改正法案においても、福祉サービスの提供を新たに規定し、在宅や車中泊で避難生活を送られる方に対しても支援を充実させるほか、厚生労働省では、被災自治体や関係団体と連携し、被災高齢者等把握事業等により、高齢者や障害者の自宅を訪問し、被災者のニーズ把握や在宅避難者の見守り支援等につなげています。発災時には、防災アプリで支援情報を提供することも含め、在宅避難者等に必要な支援が確実に届くように努めてまいります。

被災者援護協力団体制度についてお尋ねがありました。

改正法案の被災者援護協力団体の登録制度は、単に団体を登録するのみならず、登録団体の活動内容や活動実績等の情報を全国の自治体に対し広く共有することで、連携体制づくりの後押しを図ることを目的としています。

また、能登半島地震においても、NPOとの連携の下、地元自治体から飲食店組合に業務委託して被災者への食事を提供した事例があり、こうした優良事例や、今後作成するマニュアルを活用し、自治体及び登録団体向けの研修を実施することとしています。

地元自治体と豊富な支援経験を有する団体とが平時から顔の見える関係を構築し、発災時に円滑な官民連携により適切な被災者支援が行われるよう取り組んでまいります。

災害時における福祉人材の確保、派遣についてお尋ねがありました。

災害時における福祉人材の確保は重要であり、都道府県における関係者のネットワークの構築による人材の確保、被災都道府県や災害福祉支援ネットワーク中央センターを通じたDWAATの派

遣調整、関係団体と連携して、被災により職員が不足する施設等への介護職員等の応援派遣等を支援しています。

内閣府としても、引き続き厚生労働省と連携し、福祉支援が円滑に行われるよう必要な取組を講じてまいります。

広域避難における情報連携と支援の必要性についてお尋ねがありました。

今回の改正法案においては、広域避難者への情報提供や市町村間の情報連携の推進、都道府県知事による被災者台帳の作成支援について規定しています。

また、能登半島地震の経験や教訓を踏まえ、今後の災害においてホテル、旅館等への避難を円滑に行うため、その確保方法や輸送方法等を内容としたガイドラインを作成することとしており、その中で自治体間の情報共有や二次避難者に関する支援の必要性についても盛り込んでいきたいと考えております。(拍手)

(国務大臣中野洋昌君登壇、拍手)
○国務大臣(中野洋昌君) 新妻秀規議員にお答えいたします。

まず、液状化対策についてお尋ねがありました。

全国の液状化被害が懸念される地域においては、住民、行政などの関係者でリスクを確認、共有し、事前の備えについて共に考えるリスクコミュニケーションを実施することにより、予防対策を促進することが重要であると認識をしております。

こうした考え方にに基づき、全国で液状化リスクの把握、周知を図るため、令和三年二月に液状化ハザードマップ作成の手引きを公表したところがあります。現在、地盤のボーリングデータを反映させたより実態に即した全国の液状化リスク情報を国として整備すべく手続を進めているところで

あり、こうした取組などにより、自治体における液状化ハザードマップ作成を一層促進してまいります。

さらに、自治体が公共施設と宅地の一体的な液状化対策を実施する際には、防災・安全交付金により重点的に支援をしてまいります。

国土交通省としては、これらの取組により、全国における液状化対策をしつかりと推進してまいります。

水道の早期復旧についてお尋ねがありました。国土交通省においては、能登半島地震を受けて、日本水道協会とともに、震度六強以上の地震が発生した場合に応援自治体の技術者を被災地にプッシュ型で派遣をする広域支援体制の強化を図ったところです。また、議員御指摘の日本下水道事業団による支援のほか、被災市町村ごとに幹事自治体を定めて応急復旧の支援に当たるなど、事業者間の連携体制を充実したところです。

さらに、今年度より、大規模災害時において水道本管の復旧工事の効果をしつかり発揮するため、本管の復旧工事に併せて本管から水道メーターの手の元栓までの給水管を修繕する費用について、国庫補助をルール化したところであります。

国土交通省としては、これらの取組を着実に進め、災害時の水道の早期復旧に全力で取り組んでまいります。(拍手)

○議長 関口昌一君 嘉田由紀子君。
(嘉田由紀子君登壇、拍手)
○嘉田由紀子君 お願います。

日本維新の会、嘉田由紀子でございます。会派を代表しまして、災害対策基本法等の一部を改正する法律案について質問いたします。まず、坂井大臣にお伺いします。

今回の災害対策基本法を改正する社会的背景や全体の狙い、その意義について御説明いただけますか。

国際的に見ても災害が多い、まさに災害大国の日本にとって、政府が準備している防災庁は大きな組織と考えます。その実効性を高めるために、やや中長期的なマクロ政策の視野から、日本が直面している人口減少、高度経済成長期のインフラの老朽化、国家的な財政難という三つの悪条件を踏まえて、政府が進めている国土強靱化の具体的政策を含め、問題提起をしたいと思っております。

この三月二十五日に参議院の災害対策特別委員会で既に議論いたしました。今計画している防災庁では、事前防災、発災時対応、復旧復興という一連の流れを系統的にたどれるよう、一気通貫の組織として、名称も防災復興庁にしたと提案をいたしました。その中核的役割を担うのが、今回法案で提案いただいている防災監と四十七都道府県の地域担当者です。

一気通貫の組織づくりについて、防災庁設置責任の赤澤大臣、どうお考えでしょうか。

これら三つの機能を具体的に担うシナリオを整理いたしますと、主体はどかが担うのか、行政は市区町村か都道府県か、個人なのか企業なのか事業主なのか、そして地域住民なのか。さらに、それぞれの主体はどのような役割を果たすのか。町の再生か、生業、経済の再生か、あるいはコミュニティの再生。最後には、被災者の精神的な心のケアが必要と考えます。

その緻密なシナリオ作りが必要ですが、具体的な方向は地域によって異なります。阪神・淡路大震災ですと、周辺に仕事場があったので、雇用再生の優先度は低かったです。しかし、東日本大震災では、雇用、仕事自身が失われてしまったので、なりわいの再生が重要となりました。

地域条件の違いを反映して、事前に復興シナリオを埋め込んでおくことが重要と考えますが、赤澤大臣にお伺いします。

今回、能登半島地震での地震後の水道や下水道の復旧経過を見ますと、例えば七尾市が特に遅れてしまいました。私も現場を見せていただきましたが、理由は、石川県営水道水源である手取川ダムがはるか八十キロも離れた遠い水、行政的、地理的、そして精神的に遠い水が広がっていました。もちろんこれは必要なんですけれども、一方で、また下水道を見ますと、し尿も下水道のシステムが破壊され、トイレも苦勞いたしました。長い管渠に頼る上下水道は地震に本来的に弱いんです。

だからこそ、能登半島地震後の石川県からの要望、あるいは中央防災会議の報告書でも、上下水道の復旧、整備に当たっては、将来の人口動態、経済性、地域住民の意向など総合的に判断をして、浄化槽等の分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な整備を行うべきと提言されています。小規模多機能化など、これまでの大規模広域上下水道システムに代わる対案、これを提示しております。昨年四月から上水道も厚労省から国土交通省に移管されました。上下水道を一体的に計画、整備できる素地がようやく整ってまいりました。

災害大国の日本としては、未然防災を埋め込むのが本来の国土強靱化です。五、六十年前の高度経済成長期に計画された遠い水に存在するダム、私はもったいないダムと言っておりますけれども、二つ具体的に紹介させていただきます。一つは、長崎県石木ダムです。地元の治水効果がほとんどないだけでなく、四十キロ離れた佐世保市の水道水源として計画されております。水道の料金が上がるということも予想されます。

もう一つは、熊本県球磨川上流の川辺川ダムです。ここは、人の命を救う治水効果が少ないだけでなく、それこそアユの生態系を破壊するという問題もあります。

こういうところで、実は、国土交通大臣にお伺いしたいんですけども、時代遅れの計画、全国に幾つあるでしょうか、具体的に計画名も含めて教えてください。それぞれの計画は、今後の人口減少、インフラの老朽化、財政難という三重苦の時代だからこそ、事業の必要性の再確認が今こそ必要だと思えます。国土強靱化を担当する国土交通大臣に見解をお伺いします。

二〇二五年三月時点のデータでは、南海トラフの巨大地震では想定死者数最大二十九万人、被害額は二百七十兆円、首都直下地震では想定死者二・三万人、被害総額九十五兆円と試算されています。想像できない大変なことが起きるおそれがあります。

同時に、日本の財政の未来を考えますと、南海トラフ地震での二百七十兆円というのは日本の国家予算二年分にも相当します。私たちは今、一億円、二億円どう節約するかと議論しているときに二百七十兆円、気が遠くなる数字です。あわせて、国内総生産に対する政府総債務の比率は、国際的に見ても大変厳しい状態です、二五〇％です。こういう中で国債の格下げリスクも懸念されており

ます。南海トラフ地震、首都直下地震が起きたらいかに被害額を最小化するのか、国民一人一人に災害への備えを呼びかけていく必要があるのではないのでしょうか。どのような手だてをしたら被害額はどれほど少なくできるのか。国民一人一人の呼びかけも含めて、具体的に坂井大臣のビジョンと覚悟をお願いいたします。

南海トラフ地震が起きますと、大阪湾岸にも津

波が押し寄せてくることが想定されており

ます。四月十三日に大阪・関西万博が開会しました。昨年十二月十六日の参議院予算委員会、私自身、夢洲に防災対応の森林づくりを提案しました。そのとき赤澤大臣は、グリーンインフラを取り入れ、自然が有する機能を防災・減災に活用していく重要性とともに、防災庁の目指すべき方向性や必要な体制の在り方について、関西広域連合からの意見もいただき、令和八年度中の防災庁設置に向けて着実に準備を進めたいと答弁いただきました。

グリーンインフラの機能を盛り込んだ防災・減災は大変重要です。大阪・関西万博のベイエリアは、地理的に日本のご真ん中です。海上、陸上、そして航空基地の拠点でもあります。防災庁の片肺の役割を果たすことも十分可能です。夢洲を含むベイエリア全体の強靱化を図ることが、日本全体の広域的な災害対策の実効性を高め、未来志向の町づくりと両立する重要な方向と考えますが、赤澤大臣の御意見をお伺いいたします。

以下はコメントです。
一九七〇年の大阪万博では、跡地に多文化共生の拠点として民族学者の梅棹忠夫さんが中心となって国立民族学博物館が建設され、同時に、パビリオンの瓦れきを集めて土を入れ、水を流して、トンボやカエルが息づく緑の森づくりが構想され、五十五年後の今、皆さん、吹田の森を見てください。生物多様性を含めて見事な静けさの森が再現されており

ます。今、夢洲の今後のまちづくり構想では、世界最大の本造建築となった大屋根木造リングの一部を存置し、部材をリユースし、夢洲のアイコンとして静けさの森を夢洲の森づくりに進化をさせ、新しい魅力を付加する計画も提案されており

ます。大阪万博の人類の進歩と調和を経て、五十五年災害対策基本法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

後の今、命輝く未来づくりのデザイン、大阪・関西万博の理念とレガシーを、私自身、琵琶湖辺に暮らしながら、環境文化、まさに仏教文化、草木国土悉皆成仏、草木も土も皆成仏できるという伝教大師最澄の教えが実現できるような環境共生の場をつくっていただけたらと思います。

地球環境問題への大変大事な一筋の道づくりを是非ここで実現していただけたらと、国土交通省さん、そして皆様にお願ひしたいと思います。ありがとうございます。以上です。失礼します。(拍手)

(国務大臣坂井学君登壇、拍手)
○国務大臣(坂井学君) 今般の改正法案の背景、狙い、意義についてのお尋ねがありました。

昨年一月に発生した能登半島地震は、高齢化の進んだ半島地域という地理的、社会的な制約の下で発生したものであり、これまでの災害対応と比較しても困難な状況が見られたところです。こうした災害対応から得られた教訓を今後に生かし、次なる災害に備えていくことが重要であり、政府として幅広く検討を行ってきた中、法制上の措置が必要なものについて改正を行うものです。

第一に、国による災害対応の強化について定めることにより、災害対応に当たる被災自治体を国がしっかりと支援していきます。

第二に、福祉サービスの提供を災害救助法に位置付けることにより、福祉の支援の充実を図るとともに、被災者援護協力団体の制度を創設することにより、被災者支援の実績や知見を有するNPO等と連携したきめ細やかな被災者支援を実現していきます。

第三に、インフラ復旧復興の迅速化について定めることにより、能登半島地震で課題となった水道復旧や液状化被害等に万全な対応を期していきます。

これらの改正により、我が国の災害対応力を更に向上させてまいります。

南海トラフ地震等の被害軽減についてお尋ねがありました。

大規模地震による甚大な被害を軽減していくためには、国民、事業者、地域、行政が共に災害に立ち向かい、自助、共助、公助による防災対策を進めていく必要があります。

南海トラフ地震の被害想定については、津波による死者数は、早期避難率が一〇〇%になれば二十一・五万人から七割減、住家被害は、耐震化率が一〇〇%になれば全壊棟数が約百二十七・九万棟から七割減と見込まれています。

また、首都直下地震対策においては、建物の耐震化、感震ブレイカー等の設置、企業のBCP策定、サブライチエーションの強化などを推進することで、約九十五・三兆円の経済被害額をおおむね半減させる効果が見込まれています。

国としては、社会全体の意識啓発や津波避難施設の整備、インフラ、ライフラインの耐震化などの国土強靱化などの取組を関係省庁と連携し、一層加速してまいります。

国民の皆様には、被害想定を正しく理解し、自らの命は自らが守るという意識を持ちながら、住宅の耐震化や家具の固定、避難訓練や避難場所の確認等の津波への備え、一週間分程度の家庭備蓄の確保などの防災対策を呼びかけていくことが重要と考えております。(拍手)

(国務大臣赤澤亮正君登壇、拍手)
○国務大臣(赤澤亮正君) 嘉田由紀子議員から三問お尋ねをいただきました。

まず、防災庁における事前防災から復旧復興までの対応についてのお尋ねがありました。

委員御指摘のとおり、事前防災、発災時対応、復旧復興の一連の災害対応について、統一的な考

え方の下で関係省庁が連携して対応をしていくことが重要と考えております。

このため、令和八年度中に設置する防災庁では、一連の災害対策の司令塔としての機能を担うため、専任の大臣を置き、十分な数のエキスパートをそろえる予定であり、現在開催している防災庁設置準備アドバイザー会議において、専門家の御意見をいただきながら、体制の在り方等について検討を深めてまいります。

また、防災庁設置までの間もできることから取り組む所存であり、今回の法案において防災監を設置することにも、都道府県のカウンターパートである地域防災力強化担当が地域の自治体等との緊密な連携体制を構築することとしております。

地域条件に応じた復興シナリオの策定についてお尋ねがありました。

復旧復興に際しては、住宅やインフラの再建といったもののみならず、なりわいや地域コミュニティ、被災者の心のケアも含め、地域社会が再生するように取り組んでいく必要があると考えています。そのためには、議員御指摘のとおり、あらかじめ起こり得る被害を想定し、地域の特性を踏まえ、より良い復旧復興、ビルド・バック・ベターのための必要な対策を事前に講じておくことが重要と考えております。

防災庁では、平時、発災時の政府の災害対応の司令塔として、迅速な復旧復興に向けた事前復興計画の策定促進など、本気の事前防災に取り組むこととしており、現在開催している防災庁設置準備アドバイザー会議において、様々な御意見をいただきながら、必要な組織の在り方について検討をしてまいります。

グリーンインフラの機能を盛り込んだ防災・減災と、バイエリアが防災に果たす役割についてのお尋ねがありました。

委員御指摘のとおり、森林の力を活用し、景観なども生かしたグリーンインフラという考え方を取り入れ、自然が有する機能を防災・減災等に活用していくことは重要であると考えております。

大阪・関西万博の跡地利用については、お答えする立場にはありませんが、大阪府及び大阪市において様々な検討がなされていると承知しております。

防災庁の機能の一部について、その拠点をどこに置くべきか、また、防災庁本庁自体が被災した場合のバックアップや地域の防災力の強化をどのようにすべきか等については、各自治体から寄せられている様々な御要望をしつかりと受け止めて、様々な御意見、御提案を賜りながら、災害対策を最も効果的、効率的に実施できる体制はどのようなものかという観点から適切に検討を進めてまいります。(拍手)

(国務大臣中野洋昌君登壇、拍手)

○国務大臣(中野洋昌君) 嘉田由紀子議員から、長期化しているダム事業についてお尋ねがありました。

事業着手後五十年以上経過し、現在も事業中である国土交通省所管の直轄・補助ダムの計画は、川辺川ダムなど五つでございいます。

ダム事業の実施に当たっては、あらかじめ環境へ与える影響を予測、評価し、環境保全措置などを適切に実施するとともに、事業実施中においては、社会情勢の変化等も踏まえ、有識者等から御意見を伺う事業再評価等を通じて、事業の必要性や効果を定期的、客観的に確認しております。

今後とも、国民の命と暮らしを守るため、コスト削減に努めつつ、既存インフラの計画的な維持管理、更新などを図りながら、ダムを始め必要なインフラを整備をしてまいります。(拍手)

○議長(関口昌一君) 舟山康江君。

(舟山康江君登壇、拍手)

○舟山康江君 国民民主党・新緑風会の舟山康江です。

会派を代表して、災害対策基本法等の一部を改正する法律案について質問をいたします。

我が国は、その位置、地形や地質、気象などの自然的条件から、台風、豪雨や豪雪、土砂災害、地震、津波、火山噴火など、様々な災害に見舞われやすい国土となっております。とりわけ今世紀に入り、災害が巨大化、頻発化、多様化、そして複合化しており、対応は待ったなしです。

自然災害の発生自体を防ぐことは困難ですが、発生時の被害軽減は可能です。そのために、これまでも累次にわたり様々な対策を講じ、法制度の整備、見直し、体制強化を図ってきましたが、いまだに課題山積です。

昨年一月の能登半島地震の教訓等を踏まえて、災害対策基本法や災害救助法等の見直しが行われようとしていますが、一般の改正でどの程度課題解決に結び付くのか、他の課題提起も含めて質問します。

災害発生時には、避難の指示や誘導、避難所の開設、必要な物資の調達、運搬、住居の手当てや医療、保健、福祉の提供など、様々な対応が不可欠ですが、平時は民間が担う役割も含めてほぼ全ての業務が自治体に集中します。人員削減等で職員数の減少が進む中、僅かな自治体職員でこれらの対応に当たるのは困難を極めます。

一般の改正案では、国による地方公共団体に対する支援体制の強化が盛り込まれていますが、今指摘したような構造的課題の解決に必要な抜本的な改善策を教えてください。餅は餅屋、民間も含めた役割分担の仕組みや友好都市との連携の在り方について、平時からの準備が必要であり、その

体制整備を後押しすべきではないでしょうか。坂井防災担当大臣にお伺いします。

先日、今から九十五年前、昭和五年の北伊豆地震時の避難所の写真を見ましたが、今も昔も全く変わらない避難所の有様に驚きました。

避難所の環境整備が指摘され続けている中で、災害対策基本法には自治体に被災者の生活環境の整備に必要な措置を講じる努力義務が規定されていますが、被災者の生活環境としてどのような水準を確保することを期待しているのでしょうか。石破総理は、就任直後の所信表明演説で、災害関連死ゼロを実現すべく、避難所の満たすべき基準を定めたスフィア基準も踏まえつつ、避難所の在り方を見直す決意を述べていますが、劣悪な環境の改善が進まない理由と具体的な改善策について、坂井大臣、お答えください。

避難所においては、一人当たりの適切な居住面積の確保と併せ、プライベート空間の創出、温かい食事の提供等への配慮が欠かせません。これまでは、緊急時だから仕方がない、雨風がしのげるだけまし、温かい食事などがまま、あるだけ有り難いと思えというような暗黙の空気が漂っていたと感じます。

このような環境改善は、近年課題となっている災害関連死の防止にも直結すると考えますが、この災害関連死について、その要因分析と近年の特徴、予防策について、坂井大臣の認識を伺います。

また、災害関連死の認定基準が自治体によってばらばらであり、認定を行う審査会の設置根拠となる条例の規定がない自治体もあります。認定基準の統一等に向けた対策についても、坂井大臣に伺います。

大災害のたびごとに、避難所や仮設住宅で女性や子供がいないがしろにされる対応が繰り返されて

きています。災害対応全般に共通しますが、女性や子供など、弱者に配慮する視点がこれまで不十分だったことが避難所の環境整備が遅れてきた背景の一つにあると考えます。

内閣府男女共同参画局は、令和二年五月に「災害対応力を強化する女性の視点」男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を発出しています。このガイドラインは、東日本大震災などの災害を踏まえ、人口の半分以上を占める女性の視点が生かされていないとの観点から、平時の段階から防災後の避難所や応急住宅での対応に始まり、復旧復興に至るまでの全ての過程での様々な留意点を指摘しています。こうした女性の権利につながる重要な指摘を含むガイドラインが、先の能登半島地震では生かされなかったとの指摘がなされています。

災害対策基本法には、女性、子供の文言がありません。このことこそが、まさに本改正で欠けている部分です。この度の法改正において、内閣府策定のガイドラインや、能登半島地震の現場での教訓がどのように反映されたのでしょうか。改正案でこの文言がない理由と、ガイドラインを踏まえ、今後どのように具体的に女性や子供の被災地における人権、安全を守るよう取り組んでいくのか、坂井大臣の見解を伺います。

避難所の開設場所、仮設住宅の建設場所についても課題があると考えます。

防災直後の一時避難場所として、多くの場合、学校の体育館等が活用されています。初期の避難場所としてはいいのですが、本来、学校は教育の場であり、子供の健全な成長に必要な場所です。いつまでもそこにとどまり続けるのではなく、できるだけ早期に環境の整った別の場所に移動できる支援を行うべきです。また、仮設住宅も、場所の確保等の問題から学校の校庭、運動場に建設す

る例も見られますが、できるだけ避けるべきと考えます。

被災後の教育環境の早期回復と、避難所、仮設住宅の確保の両立をいかに図るか、坂井大臣に伺います。

災害時における被災者支援や復旧復興に当たり、ボランティアの存在は不可欠であり、災害対策基本法にもその役割や環境整備、連携推進努力が明記されています。であればこそ、ボランティアの方々の活動に対する実費弁償についても、その考え方や公費負担の範囲について法律等に明記すべきと考えますが、いかがでしょうか。

現状は、炊き出しの際の食材費等の実費弁償は行われるものの、交通費補助は今年一月の補正予算でようやく期間限定で措置されましたが、宿泊費等は対象外です。厳しい環境の中、被災者に寄り添い、懸命に活動するボランティアの皆様の活動に對しては、もう少し公的支援を厚くするべきと考えますが、坂井大臣の見解を伺います。

被災者の一日も早い生活再建を実現する上で、各種手当、給付金や、金融、税制面からの支援が欠かせませんが、その際、災害救助法の適用の有無が様々な公的支援制度が発動されるトリガーになっています。

災害救助法では、自治体ごとの住家等の被害数が主たる適用の判断基準になっていますが、住家被害が大きくなっても事業への影響が甚大だったり、全体の規模が決して大きくなくても被災者個人にとっては二重債務問題に直面するケースなど、規模の大小だけでは測れない事態も発生しています。

このような事態への対応として、もう一つ、生命、身体への危害又はそのおそれが生じた場合との基準も規定されていますが、適用を逡巡する傾向が指摘されています。法の目的である被災者の

保護と社会の秩序の保全のためには、積極的な適用を促すべきではないでしょうか。

加えて、生活再建に向けた支援に当たっては、災害救助法の適用基準とは別の基準を設けるなど、被災者に寄り添ったきめの細かい対応が必要と考えますが、坂井大臣の見解をお伺いします。

災害時には、道路や河川、農地、公立学校など公共性が高いものについては極めて国庫補助率の高い災害復旧事業を活用することができ、高鉄道については、公共交通と言われ、極めて公共性が高いにもかかわらず、この適用を受けることができず、災害をきっかけに運休が長引き、廃線に追い込まれる事例も見受けられます。

鉄道が対象外であることについては、運賃収入を充てて事業の運営を行うべきものであるからの答弁が返ってきますが、被災自体が不可抗力であり、公共交通としての位置付けであることから、とりわけ赤字路線について更なる配慮を行うべきではないか、改めて前向きな答弁を国土交通大臣に求め、質問を終わります。

ありがとうございます。（拍手）
〔国務大臣坂井学君登壇、拍手〕

○国務大臣（坂井学君） 自治体への役割集中の是正に関するお尋ねがありました。

災害対応においては、災害の現場に近く、また地域の実情を理解した地方公共団体に重要な役割を担っていただいております。一方で、被災した地方公共団体には多くの業務が集中し、単独で災害対応に当たることは困難な場合もあることから、今般の法案においては、国が地方公共団体を先手で支援する仕組みを構築することとしています。

また、被災者支援に専門的な知見を有するNPO等との連携を促すため、被災者援護協力団体の登録制度を創設することとしており、官民が連携

した被災者支援ができるよう、平時からの取組を進めることとしております。

こうした改正法による取組に加え、災害に備えた企業との連携協定の締結促進、応急対策職員派遣制度の活用などを通じて、被災地、被災者を国民の総力を挙げて支えてまいります。

避難所における被災者の生活環境の確保についてお尋ねがありました。

避難所において防災直後から尊厳ある生活を営める環境を整備するため、災害用資機材の備蓄など、自治体においてしっかりと取り組んでいくことが必要です。

内閣府においては、昨年十二月、自治体向けの指針やガイドラインについて、防災直後における五十人に一基のトイレや、一人当たり三・五平米の居住スペースの確保など、スフィア基準に沿ってこのガイドラインは改定しています。

また、令和六年度補正予算においては、新地方創生交付金による避難所の生活環境の改善に資する自治体の先進的な取組の支援、全国のトイレカーやキッチンカーを登録するデータベースの整備などを行っております。

引き続き、良好な避難所環境の整備に向けた取組を進めてまいります。

災害関連死についてお尋ねがありました。

災害関連死については、高齢者が多いほか、呼吸器や循環器系の疾患で亡くなられた事例が多く、熊本地震や能登半島地震においては直接死を上回っています。

災害関連死の防止を図るため、医師や保健師等による避難者への支援や、ホテル、旅館等の安全で快適な場所への二次避難に取り組んでいるほか、今回の改正法案においても、福祉サービスの提供を位置付け、福祉的支援を充実させていきます。

災害関連死に該当するか否かは、医師や弁護士等から構成される審査会等において、死亡の原因が災害に関連するものであるかどうかを審査した上で認定されるものと承知しています。

災害関連死については、災害の種類や被災された方々の生活状況など、個々の事情を丁寧に勘案して認定する必要があると考えられることから、国として一律の認定基準は示しておりませんが、内閣府が策定をする災害関連死事例集において災害関連死の認定事例や自治体の認定基準例を整理して掲載し、自治体による認定事務の参考となるよう周知を図っているところでございます。

女性や子供の視点に立った対策に関するお尋ねがありました。

災害発生時には様々な方々が被災されることから、災害対応に当たっては、女性や子供の視点を生かした取組を進めていくことが重要と認識しております。

現行の災害対策基本法においては、基本理念として、「被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じた適切に被災者を援護すること。」とされています。また、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針や男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン等に基づき、今回の能登半島地震においても、男女別トイレや授乳室、キッズスペースの設置、子供たちの学びの継続のための支援等を実施してきたところであります。

引き続き、関係省庁とも連携し、女性や子供の視点に立った対策の推進に着実に取り組んでいきます。

被災後の教育環境の早期回復と、避難所、仮設住宅の確保についてお尋ねがありました。

災害時には多くの学校が避難所となり、仮設住宅に利用される場合もありますが、施設本来の機能

能を早期に回復することが重要と考えています。

そのため、発災後に、ライフラインの復旧や住宅の応急修理により早期に自宅に戻れるようになるほか、学校以外の避難所や仮設住宅の確保、ホテル、旅館等への二次避難などにより、避難所の早期の解消に努めているところであります。

被災後の教育環境の早期回復と、避難所、仮設住宅の確保の両立を進めていきます。

ボランティア活動に対する実費の支援についてお尋ねがありました。

今回の改正案では、都道府県知事等からの協力命令により被災者援護協力団体が救助に関する業務に協力した場合に、都道府県知事等はその実費を弁償しなければならないとする規定を設けました。その実費弁償の範囲については、災害救助法に基づき、救助の種類ごとに費用を支弁することとしています。

また、被災地で支援に当たる団体の活動については、宿泊費含め、民間の支援金等による支援が行われているところですが、これを補完するものとして、本年一月より被災者支援団体への交通費補助事業を開始したところであります。

被災地や被災者の支援活動が適切に行われるよう、官民が連携して支援してまいります。

災害救助法の適用と生活再建に向けた支援についてお尋ねがありました。

災害発生時において迅速に災害救助法が適用され、必要な支援が着実に実施されるよう、内閣府では、都道府県に対し、委員御指摘のいわゆる四号基準の適用を検討すべき場合を例示するなど、その積極的な活用を推奨しています。

また、被災者支援については、応急救助段階、生活再建段階など、各段階に応じた支援制度を設けており、例えば、被災者生活再建支援金やなりわい再建支援補助金などの適用に際しては、災害

救助法の適用基準とは別の基準を設けています。こうした支援制度が被災された方に十分に御活用いただけるよう、引き続き丁寧な周知徹底に努めてまいります。(拍手)

(国務大臣中野洋昌君登壇、拍手)

○国務大臣(中野洋昌君) 舟山康江議員から鉄道の災害復旧についてお尋ねがありました。

鉄道については、鉄道事業者が運賃収入を得て事業を行っているものであることから、運賃収入を基本として整備、運営をすることを原則としております。その上で、国土交通省では、鉄道事業者の資金のみで復旧困難な被害に対応するため、被災路線への災害復旧支援制度の拡充に努めてきたところであります。

具体的には、鉄道軌道整備法に基づく補助制度につきまして、平成三十年の法改正により、黒字の鉄道事業者の赤字路線についても補助対象とするとともに、上下分離方式を導入する場合の補助率をかさ上げしております。

加えて、特に大規模な災害については、赤字の鉄道事業者において上下分離方式を導入する場合に、国と自治体で全額補助することにより支援をしているところであります。

いずれにせよ、鉄道での復旧を検討する際には、復旧費用の負担の在り方や、復旧後の利便性、持続可能性の確保のための方策などについて、鉄道事業者と地域の関係者でしっかりと議論することが重要であると考えております。

国土交通省としましては、利便性や持続性の高い地域公共交通の実現に向けて、必要な支援や助言等を行ってまいります。(拍手)

○議長(関口昌一君) 仁比聡平君。

(仁比聡平君登壇、拍手)

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平です。

会派を代表して、災害対策基本法等改正案について質問いたします。

本改正案が、避難所の生活環境の改善とともに、壊れた自宅や車中泊など避難所以外の支援を明確に位置付け、特に福祉サービスの提供を災害救助法に明記することはとても大切です。

衆議院で兵庫県立大学大学院教授の阪本真由美参考人は、高齢者、障害者が災害関連死に至るリスクは極めて高い、避難生活の環境を改善しない限り関連死を減らすことは困難、福祉支援が何より重要と指摘されましたが、そのとおりです。

防災担当大臣、災害によって高齢者、障害者を始め社会的に弱い立場に置かれている方々が直面する困難や要求をどのように捉え、福祉サービスの提供を明記する必要性、意義をどのように考えますか。

福祉的支援の重要性はかねて強く指摘されてきましたが、現実には極めて困難な状況が続いています。

能登半島地震から一年四か月。社会福祉士や介護福祉士など、DWA T、災害派遣福祉チームの活動の教訓や課題を、厚生労働大臣、どのように捉えていますか。

十三の障害者団体でつくる日本障害フオーラム、JDFは、昨年五月、七尾市和倉を拠点に能登半島地震支援センターの運営を開始され、奥能登六市町を中心に、被災した障害者のおうちの片付け支援、通院の送迎、買物などの移動支援、人手不足の福祉事業所へのスタッフ派遣、地域の自立支援協議会の運営支援まで、様々なニーズに対応してこられました。それらは全て無償というより手弁当、スタッフが所属する全国の福祉事業所に支えられたボランティアです。

私も二月に訪ね、お話を伺ってきましたが、本来、公的支援に移行していくべきなのに、支援の

要請は減るところか逆に増えている、終わりが無いと感じると、被災地の現実がそれを許さない実情を教えてくださいました。

厚生労働大臣、こうした民間ボランティアの活動は、被災者の生活と権利を守るためになくてはならない役割を果たしています。どのようにニーズをつかみ、どのように支援することが必要かを学び、国こそが施策の充実で応える責任があるのではないかと思います。

具体的に二点、伺います。

安心できる住まいの確保は切迫した課題です。精神障害がある四十代の女性と七十代のお母さんの二人暮らしで、せっかく仮設住宅が当たったけれど、両隣が壁一枚。障害で大きな声が出しただけでも出てしまうのを気にされ、雨漏りする半壊のおうちでそのまま暮らしています。せめて仮設が二戸一で片方が外壁だったらよかったのとおっしゃいますが、そのとおりです。仮設は車椅子では狭くて生活できないと、壊れた家に住み続けているケースもしばしばあると伺います。

他方で、都会に比べ、能登では地域の中に障害のある方々が一緒に暮らしている、支えられていると大変強く感じてこられたという言葉は印象的でした。視覚障害の方が隣のお店の方にいろんなことを手伝ってもらっている、避難もそうしたコミュニティで支えられたというのです。障害者が住み慣れた地域、安心できる住まいで暮らす大切さを、厚労大臣、どう考えますか。

防災担当大臣、三月の災害対策特別委員会で、在宅被災者を含め住まいのニーズを丁寧に把握し、仮設や災害公営住宅で安心できる住まい確保を求めた私の質問に、できる限りの方法を見付け、より良い生活の環境を提供したいと御答弁されましたが、どのように進めていかれますか。自分らしく生きるために、移動保障は大切な人

権です。

地震前、いつも乗っていたバスなら一人で福祉事務所や福祉事業所や病院、買物にも出かけ、地域で自立して生活できていた障害のある方が、一年四か月たつても公共交通機関が元に戻らず、困難に直面しています。地域包括支援センターからは施設入所もと勧められたけれど、一人で暮らせる間は頑張つて地域で暮らしたいとおっしゃる思いが胸に迫りました。

被災前から脆弱だった地域交通が今なお再開できない。病院や事業所が行っていた巡回バスや個別送迎が復活できない。仮設住宅から最寄りのバス停まで三十分、歩くのは無理、せめて仮設に停留所をという方もいらつしやいます。運転手不足が課題とも聞きます。

国交大臣、厚労大臣、こうした実情をどう把握し、奥能登の地域交通再建をどう支援するのですか。

移動支援にはガイドヘルパーの抜本的充実が不可欠です。ところが、市町村の事業とされているため、地域間格差が著しく、被災前から担い手不足が深刻でした。厚労大臣、どのように支援していきますか。

防災担当大臣、本法案は、こうした福祉サービスを災害対策に位置付けるのですね。その担い手として、登録被災者援護協力団体が創設されます。ところが、法案が、心身の障害により業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるものを欠格条項としていることは大問題です。

防災担当大臣、これは削除すべきです。心身の障害のある人があたかも広く必要な認知、判断、意思疎通が適切にできないかのように法文で規定することは、いわれなき差別と排除につながってしまいます。いかがですか。

障害当事者への合理的配慮こそ大切です。和倉温泉でマツサージ業の視覚障害者の方々の仕事が無くなって集いが企画されたとき、御自身、視覚障害があるスタッフがリードしたことで、みんなが本音が話せ、心が和む、いい機会となったとのことでした。こうした当事者によるピア支援の成果はたくさんあります。

防災担当大臣、厚労大臣、こうした福祉支援の活動をどう受け止めますか。ボランティア任せではなく、せめて被災地までの交通費や掛かり増し経費の特別加算など、支援を検討すべきではありませんか。

阪神・淡路大震災から三十年。最大の教訓は、災害対策の要は全ての被災者が一日も早く元の生活を取り戻すことであり、住まいとなりわいの再建こそその基盤だということです。

七月で震災から五年になる二〇二〇年球磨川豪雨の被災地ではどうか。

八代市坂本地区では、宅地のかさ上げや輪中堤が行われていますが、その計画高は地点によっては災害時の水位より数メートルも低いまです。これでは、水害の恐怖で自宅の再建ができるはずありません。国交大臣、ダムありきではなく、災害時水位までのかさ上げこそ行うべきではありませんか。

人吉市では、壊れた家や商店街が解体されたままの更地がなお広がっています。再建しても再び水害に遭うのではないかと住民の不安に対し、堤防強化の計画がないことが大きな要因です。京都嵐山の渡月橋左岸には可動式堤防が整備されました。熊本市白川では緑の堤防が進められています。温泉や球磨川下りの人吉でも、同様の可動式堤防を検討すべきではありませんか。最後に、被災者生活再建支援金の抜本拡充について伺います。

支援金は、二〇〇四年以来、実に二十一年も据え置かれ、消費税の増税、資材、物価の高騰で目減りしています。二十六都道府県知事が最大三百万円では不十分、二十九人の知事が引上げを求め、国の補助率を引き上げ、支給額を二倍にする抜本改正を行い、能登地震の被災者にも適及支援しようではありませんか。

防災担当大臣の答弁を求めて、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣坂井学君登壇、拍手)

○国務大臣(坂井学君) 福祉サービスの提供の意義についてお尋ねがありました。

災害時において、福祉サービスの充実を図り、高齢者、障害者を始めとする要配慮者一人一人に寄り添った支援をすることは、災害関連死の防止のためにも重要です。

災害時には、避難所に限らず、在宅等で避難生活を送られる要配慮者の方々が多くいらつしやいます。今般、災害救助法の救助の種類として福祉サービスの提供を追加するとともに、DWAATのガイドラインを改正し、そうした方々に対しても福祉的支援を充実させていきます。

仮設住宅における良好な生活環境の確保についてお尋ねがありました。

能登半島地震の被災者に対する仮設住宅の提供に際しては、まず、市町において、被災された方々の今後の住まいに関するニーズを把握し、その結果も踏まえ、石川県において必要戸数やタイプ等を精査されたものと承知しています。

被災者への提供の際にも、世帯人数に応じた間取りとすることを基本に対応されたものと承知していますが、例えば、入居を急ぐなどの御事情により、世帯人数が多い場合であっても狭い間取りの仮設住宅に居住されているケースもあると承知しております。こうした場合、仮設住宅に空き室

があれば、石川県、市町の判断により、広い間取りの部屋に居居いただくことが可能であり、石川県にはその旨を周知し、必要な調整を進めてきたところです。現在、石川県において、間取りを変えすべき世帯を抽出する作業を進め、空き住戸の解消に向けた取組を進めているものと承知しています。

引き続き、石川県と連携し、被災された方の良好な居住環境の確保に努めてまいります。

被災者援護協力団体の欠格要件や障害者が当事者として行う活動への支援についてお尋ねがありました。

被災者援護協力団体は、被災現場で厳しい環境に置かれている被災者の支援に当たる必要があることから、一定の登録要件を設けるものであつて、障害者の当事者を排除する趣旨では全くなく、必要な認知、判断及び意思疎通が適切に行うことができる者に該当しなければ、この要件に当たらないものと考えています。

能登半島地震においても、障害者の当事者の方々が被災者支援に御活躍いただいたと承知しており、今後、こうした取組についても被災者援護協力団体に登録いただけるよう、適切な制度運用を行ってまいります。また、障害者が当事者として行う福祉支援の活動も含め、その具体的な活動内容に応じ、交通費補助事業や災害救助法による支援を適切に実施してまいります。

被災者生活再建支援金についてお尋ねがありました。

被災者生活再建支援金は、災害による財産の損失を補填するものとしてではなく、いわゆる見舞金的な性格のものとして、被災者を側面的に支援するものと位置付けられています。

都道府県の基金を活用しており、その財源の半分を全国の都道府県が負担していることから、そ

の拡充等については、都道府県の負担も増えることに留意する必要があります。

加えて、東日本大震災等の過去の震災や、現在も支給が継続されている他の災害における被災者との公平の確保といった課題もあり、慎重に検討すべきものと考えております。(拍手)

〔国務大臣福岡資麿君登壇、拍手〕

○国務大臣(福岡資麿君) 仁比聡平議員の御質問にお答えします。

DWATの活動についてお尋ねがありました。能登半島地震の対応では、全ての都道府県からDWATが延べ約千六百名派遣され、避難所での生活について福祉的な観点からの支援を行っていた、いただきました。

DWATの活動につきましては、その活動範囲を避難所から在宅、車中泊避難者へ拡大することや、各都道府県等のコーディネート機能を強化することなどが課題として挙げられており、こうした点への対応も含め、関係省庁と緊密に連携し、DWATの活動による福祉的支援の充実を図ってまいります。

民間団体の活動支援についてお尋ねがありました。

災害時の福祉的なニーズに適切に対応するため、官民多様な主体と協力しながら、平時から円滑な連携体制の構築を進めることが重要です。

厚生労働省では、災害ボランティアセンターにおいて、社会福祉法人やNPO法人等の多様な民間団体と平時からの関係構築ができるよう支援を行っています。また、一般の改正法案では、被災者援護協力団体の登録制度を創設し、登録団体の活動内容、活動実績等を全国の自治体に広く共有することで、連携体制づくりの後押しを図ることとされています。

関係省庁、関係機関と連携しながら、災害時の

福祉的支援の充実に向け、しっかりと取り組んでまいります。

災害発生時の障害者の住まいについてお尋ねがありました。

災害が発生した際に、障害者におかれても住み慣れた住まいの復旧を進めることは重要であり、大規模災害の被災地域に対して、グループホーム等の復旧を支援する補助金のかさ上げを行ってききました。また、応急仮設住宅に入居した障害者や在宅に避難している障害者の方々に対しては、孤立防止のための見守り支援や日常生活上の相談を行った上で、必要に応じて専門の相談機関へつなぐ支援を行っており、引き続き、自治体と連携し、障害者の方々が安心して暮らせる環境の整備に努めてまいります。

奥能登の地域交通の再建についてお尋ねがありました。

被災地における地域交通について、障害福祉を所管する立場からは、障害者お一人一人の状況に応じ、同行援護、行動援護などの障害福祉サービス、障害福祉サービス事業所による送迎、地域生活支援事業による移動支援等が適切に行われることが重要だと考えています。

引き続き、自治体や関係団体等から被災地の状況を伺いながら、関係省庁と連携して、障害者の移動支援に取り組んでまいります。

障害者の移動支援についてお尋ねがありました。

障害者に対する移動支援事業につきましては、地域の実情や利用者の状況に応じ、各自治体が柔軟な形で支援を行う地域生活支援事業として実施されています。

その際、事業の担い手については、移動支援のみを提供する事業者だけでなく、居宅介護等のサービス提供を行う事業者を活用することも可能

であり、引き続き、自治体と連携しつつ、障害者の方々が地域で安心して暮らせるよう取り組んでまいります。

被災地の福祉支援の活動についてお尋ねがありました。

御指摘のピアサポーターの活動は、障害者と同じ目線に立って相談、助言等を行う取組であり、被災地においても障害者の方々の不安の解消に資するものと考えます。

これまでもピアサポーターの活動について地域生活支援事業による支援を行ってきたほか、令和六年度報酬改定では、サービス事業所におけるピアサポーターの体制に対する評価を拡充したところです。引き続き、こうした取組を推進してまいります。(拍手)

〔国務大臣中野洋昌君登壇、拍手〕

○国務大臣(中野洋昌君) 仁比聡平議員にお答えいたします。

まず、奥能登地域の地域交通の再建についてお尋ねがありました。

能登地域における地域交通の復旧復興につきましては、震災前からの担い手不足や交通空白などの課題にも対応し、持続可能な地域交通へ再構築を図ることが重要と考えております。

国土交通省においては、昨年七月より、交通空白の解消を強力に進めてきたところであり、被災地においても、AIオンデマンド交通や乗り合いタクシーの導入などの取組に対して支援をしております。

並行して、石川県と地方運輸局が連携し、被災地における地域交通の現状を把握、分析した上で、新たに石川県能登地域公共交通計画が本年三月に定められたところであり、今後、この計画に基づいて再構築の取組が更に進められていくものと承知をしております。

引き続き、自治体、交通事業者に対する伴走支援や予算面での支援等、あらゆるツールを活用して、奥能登地域を含めた被災地における地域交通の再構築を進めてまいります。

球磨川豪雨の被災地における治水事業についてお尋ねがありました。

球磨川においては、令和二年七月豪雨を、七月洪水を踏まえ、学識者から構成される委員会において専門的観点から御意見をいただくとともに、計百九十七回の住民説明会やパブリックコメントなどにより関係住民や関係自治体からの意見をお聞きした上で、令和四年に河川整備計画を策定しております。

御指摘の八代市坂本地区においては、このようなプロセスを経た計画に基づき、川辺川ダムや遊水地の整備、河道掘削等により水位をできるだけ低下させた上で、令和二年七月と同様の豪雨が再び襲った場合でも洪水があふれない高さまで宅地かさ上げや輪中堤の整備を行うこととしております。

また、人吉地区については、県内有数の観光地でもあることから、川辺川ダム等の整備や河道掘削により洪水時の水位をできるだけ低下させることにより、これまでの堤防の高さを変えることなく、令和二年七月洪水と同様の流量をあふれることなく流下させる計画としたものです。

国土交通省としては、今後とも熊本県や流域市町村等と連携し、被災地の一日も早い創造的復興に貢献できるよう、球磨川の治水安全度の向上に全力で取り組んでまいります。(拍手)

○議長(関口昌一君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(関口昌一君) 日程第一 船員法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員 長小西洋之君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔小西洋之君登壇、拍手〕

○小西洋之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における我が国の海上企業をめぐる状況に鑑み、船員の確保に資するため、海上労働の安全及び衛生を確保するための教育訓練の義務付け、地方公共団体による無料の船員職業紹介事業の創設等の措置を講ずるとともに、千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の的確な実施を確保するため、特定漁船に乗り組む船員の要件等を定めるほか、船員手帳によらない履歴の証明に関する規定の整備などの措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、実技講習の義務付けに伴う負担の軽減に向けた取組、船員養成機関に対する支援強化の必要性、船内のインターネット環境整備に向けた国の支援の在り方などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十五
賛成 二百二十九
反対 六

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 日程第二 漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長舞立昇治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔舞立昇治君登壇、拍手〕

○舞立昇治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国の漁業をめぐる諸情勢の変化に対応して漁業災害補償制度の改善を図り、漁業経営の安定に資するための措置を講じようとするものです。

委員会におきましては、漁業に影響を及ぼす海洋環境の変化への対応、漁業共済、漁業収入安定

対策が漁業経営の安定に果たす役割、漁業共済の加入率向上に向けた方策等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十五
賛成 二百三十三
反対 二

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 日程第三 情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長牧山ひろえ君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔牧山ひろえ君登壇、拍手〕

○牧山ひろえ君 ただいま議題となりました情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、人工知能関連技術等による情報処理の高度化を推進するための環境の整備を図るため、指定高速情報処理用半導体の生産を安定的に行うために必要な取組及び高度な情報処理の性能を有する設備の導入に対する支援措置を講ずるとともに、これらの支援措置を含む先端的な半導体の安定的な生産の確保等の施策に係る措置に必要な財源を確保するための措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、次世代半導体を国内で製造することの意義、半導体産業への大規模な公的支援の在り方、米国の関税政策等の影響、デジタル人材育成の方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して岩渕委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十五

賛成

二百十七

反対

十八

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十六分散会

出席者は左のとおり。

議員		議長	副議長
伊藤 岳君	吉良よし子君	関口 昌一君	長浜 博行君
松野 明美君	仁比 聡平君		
中条きよし君	大門実紀史君		
柳ヶ瀬裕文君	岩渕 友君		
山添 拓君	串田 誠一君		
紙 智子君	井上 哲士君		
倉林 明子君	高木かおり君		
山下 芳生君	小池 晃君		
石井 苗子君	山口 和之君		
猪瀬 直樹君	柴田 巧君		
金子 道仁君	竹内 真二君		
青島 健太君	高橋 次郎君		
窪田 哲也君	梅村みずほ君		

安江 伸夫君	高橋 光男君	野上浩太郎君	尾辻 秀久君
嘉田由紀子君	下野 六太君	三原じゅん子君	福岡 資麿君
塩田 博昭君	藤巻 健史君	神谷 宗磐君	大島九州男君
三浦 信祐君	宮崎 勝君	寺田 静君	宮口 治子君
佐々木さやか君	片山 大介君	山本 太郎君	鈴木 宗男君
河野 義博君	杉 久武君	大野 泰正君	ながえ孝子君
矢倉 克夫君	石井 章君	田中 昌史君	若林 洋平君
平木 大作君	新妻 秀規君	山本 啓介君	清水 真人君
豊田 俊郎君	浅田 均君	高橋はるみ君	本田 顕子君
上田 勇君	若松 謙維君	宮崎 雅夫君	藤木 真也君
横山 信一君	松沢 成文君	星 北斗君	進藤金日子君
山本 博司君	里見 隆治君	自見はなこ君	三宅 伸吾君
伊藤 孝江君	秋野 公造君	こやり隆史君	宮本 周司君
滝波 宏文君	竹谷とし子君	森屋 宏君	上月 良祐君
石川 博崇君	谷合 正明君	馬場 成志君	北村 経夫君
西田 実仁君	山口那津男君	太田 房江君	大家 敏志君
青木 一彦君	山本佐知子君	佐藤 正久君	牧野たかお君
吉井 章君	友納 理緒君	石井 準一君	磯崎 仁彦君
長谷川英晴君	平山佐知子君	藤川 政人君	古川 俊治君
生稲 晃子君	加藤 明良君	岡田 直樹君	松山 政司君
小林 一大君	今井絵理子君	武見 敬三君	山本 順三君
赤松 健君	白坂 亜紀君	末松 信介君	高良 鉄美君
小川 克巳君	三浦 靖君	齊藤健一郎君	伊波 洋一君
岩本 剛人君	加田 裕之君	浜田 聡君	藤井 一博君
船橋 利実君	比嘉奈津美君	永井 学君	古庄 玄知君
山田 太郎君	松川 るい君	白井 正一君	越智 俊之君
長峯 誠君	羽生田 俊君	梶原 大介君	神谷 政幸君
堀井 巖君	舞立 昇治君	佐藤 啓君	小野田紀美君
堂故 茂君	柘植 芳文君	朝日健太郎君	青山 繁晴君
滝沢 求君	酒井 庸行君	山下 雄平君	吉川ゆうみ君
阿達 雅志君	松下 新平君	山田 宏君	和田 政宗君
野村 哲郎君	猪口 邦子君	石田 昌宏君	石井 正弘君
佐藤 信秋君	長谷川 岳君	赤池 誠章君	江島 潔君
高橋 克法君	古賀友一郎君	片山さつき君	西田 昌司君
中田 宏君	山谷えり子君	森 まさこ君	山田 俊男君

石井 浩郎君	上野 通子君
松村 祥史君	宮沢 洋一君
有村 治子君	櫻井 充君
鶴保 庸介君	衛藤 晟一君
山崎 正昭君	中曽根弘文君
山東 昭子君	奥村 政佳君
大椿ゆうこ君	村田 享子君
三上 えり君	水野 素子君
高木 真理君	古賀 千景君
柴 愼一君	横沢 高德君
塩村あやか君	羽田 次郎君
田島麻衣子君	岸 真紀子君
石垣のりこ君	石川 大我君
井上 義行君	小沢 雅仁君
勝部 賢志君	木戸口英司君
小西 洋之君	杉尾 秀哉君
熊谷 裕人君	徳永 エリ君
渡辺 猛之君	吉川 沙織君
斎藤 嘉隆君	石橋 通宏君
中西 祐介君	川田 龍平君
牧山ひろえ君	田名部匡代君
水岡 俊一君	橋本 聖子君
青木 愛君	辻元 清美君
福山 哲郎君	福島みずほ君
堂込麻紀子君	竹詰 仁君
鬼木 誠君	田村 まみ君
芳賀 道也君	小沼 巧君
磯崎 哲史君	浜口 誠君
打越さく良君	森屋 隆君
浜野 喜史君	上田 清司君
古賀 之士君	森本 真治君
川合 孝典君	伊藤 孝恵君
野田 国義君	広田 一君
榛葉賀津也君	舟山 康江君
天畠 大輔君	船後 靖彦君

国務大臣

総務大臣	村上誠一郎君
厚生労働大臣	福岡 資麿君
農林水産大臣	江藤 拓君
経済産業大臣	武藤 容治君
国土交通大臣	中野 洋昌君
国務大臣 (内閣府特命担当大臣(防災))	坂井 学君
国務大臣	赤澤 亮正君
副大臣	鳩山 二郎君
内閣府副大臣	

議長 報告事項

一昨二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

総務委員	窪田 哲也君	補欠	山本 博司君
辞任	藤井 一博君	補欠	長峯 誠君
辞任	山本 博司君	補欠	竹谷とし子君
辞任	里見 隆治君	補欠	高橋 次郎君
厚生労働委員	新妻 秀規君	補欠	安江 伸夫君
農林水産委員	高橋 光男君	補欠	伊藤 孝江君
辞任	竹谷とし子君	補欠	窪田 哲也君
経済産業委員	長峯 誠君	補欠	藤井 一博君
辞任			

国土交通委員

辞任	安江 伸夫君	補欠	新妻 秀規君
環境委員	山口那津男君	補欠	里見 隆治君
辞任	伊藤 孝江君	補欠	高橋 光男君
高橋 次郎君	山口那津男君		

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

国家基本政策委員会

理事	古川 俊治君	(古川俊治君の補欠)
理事	小池 晃君	(小池晃君の補欠)

議院運営委員会

理事	伊藤 孝江君	(伊藤孝江君の補欠)
----	--------	------------

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)

航空業務に関する日本国とチエコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第五号)

航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第六号)

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定に拘束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件(閣条第九号)

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第一〇号)

外交防衛委員会に付託

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

令和七年四月二十五日 参議院会議録第十六号

昨二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

山本 博司君
高木かおり君

高橋 次郎君
片山 大介君

総務委員

辞任

補欠

長峯 誠君
梅村みずほ君

藤井 一博君
高木かおり君

外交防衛委員

辞任

補欠

高橋 次郎君

山本 博司君

文教科学委員

辞任

補欠

白井 正一君

浅尾慶一郎君

厚生労働委員

辞任

補欠

安江 伸夫君

新妻 秀規君

農林水産委員

辞任

補欠

伊藤 孝江君

高橋 光男君

経済産業委員

辞任

補欠

浅尾慶一郎君
藤井 一博君

白井 正一君
長峯 誠君

国土交通委員

辞任

補欠

片山 大介君

梅村みずほ君

環境委員

辞任

補欠

新妻 秀規君

安江 伸夫君

議長の報告事項 船員法等の一部を改正する法律案

決算委員

辞任

補欠

藤井 一博君

高橋はるみ君

議院運営委員

辞任

補欠

青山 繁晴君

藤井 一博君

法務委員会

理事

古庄 玄知君 (古庄玄知君の補欠)

同日衆議院から次の議案が提出された。

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二八号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案(閣法第二九号)

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第一六号)

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二五号)

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第二号)

海洋法に関する国際連合条約に基づき、いづれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)

職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約(第百五十五号)の締結について承認を求めるの件(閣条第二二号)

千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一三三号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案(閣法第四八号)

公益通報者保護法の一部を改正する法律案(閣法第三二二号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第二八号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の廃止に関する措置等に関する法律案(吉良よし子君発議)

同日委員長から次の報告書が提出された。

船員法等の一部を改正する法律案(閣法第五八号)審査報告書

漁業災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第二六号)審査報告書

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一一号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

雇用保険に未取得状態の労働者における「一週間の所定労働時間」の算定に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一〇五号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

大阪・関西万博会場におけるメタンガス対策に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第一〇〇号)

公衆の目に触れるような方法で買春の相手方となるよう勧誘等する行為に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第一〇一号)

精神障害者保健福祉手帳の更新申請時に減免措置が受けられない可能性があることに関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第一〇二号)
保険者がレセプトや電子カルテ等の医療情報にアクセスして医療の質や費用対効果を分析できる環境整備の重要性等に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一〇三号)

審査報告書

船員法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

令和七年四月二十四日

国土交通委員長 小西 洋之

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における我が国の海上企業をめぐる状況に鑑み、船員の確保に資するため、海上労働の安全及び衛生を確保するための教育訓練の義務付け、地方公共団体による無料の船員職業紹介事業の創設等の措置を講ずるとともに、千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の的確な実施を確保するため、特定漁船に乗り組む船員の要件等を定めるほか、船員手帳によらない履歴の証明に関する規定の整備等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 漁船員条約締約国が発給した資格証明書の受有者が特定漁船に乗り組むための特例の適用に当たっては、商船と漁船の区別なく高度な技能を求める我が国の海技免許制度が、航行の安全確保に大きく貢献していることを踏まえ、他の締約国における商船と漁船との海技資格の在り方の異同に留意し、航行の安全を損なうこととならないようにすること。

二 漁船員条約の締結に伴う各種講習の五年ごとの受講が漁船員及び船舶所有者に過度な負担をもたらすことのないよう、受講料の軽減等を図るために必要な措置を講ずるとともに、受講者の利便のため、各登録講習機関の増加及び偏在の解消に努めること。また、本法律案の提出の経緯を踏まえ、今後も、船員に関する国際条約の締結等に伴い、国内の関係団体等に影響が及ぶ場合には、当該団体等の理解・納得が得られるよう、緊密な連携の下、丁寧な説明や対話等に努めること。

三 最短で令和八年一月に漁船員条約が我が国について効力を生じ、漁ろう操船講習に関する規定が施行されることを踏まえ、漁ろう操船講習の具体的な内容を早期に明らかにし、関係者に周知すること。

四 漁船員条約に係る国内法の運用に当たっては、同条約に定める安全の確保に配慮しつつ、日本船舶の深刻な船員不足に対応し、「労働力の流動性」を最重要事項として考慮する観点から、官労使の意見交換を行った上で、主的に運用の基本的な方向性を示すこと。

五 船員職業安定窓口と特定地方公共団体がそれ

ぞれの特性を生かした船員職業紹介事業を行えるよう、相互の協力を促進するとともに、異業種からの転職者も視野に入れ、公共職業安定所との連携を強化し、船員の確保に寄与するものとなるようにすること。

六 船員室のインターネット環境を始めとする快適な海上労働環境の形成の促進に向け、国として支援を行うとともに、船舶所有者による取組の原資が確保されるよう、内航海運業における取引環境改善及び生産性向上等の取組をより一層推進すること。

七 深刻な船員不足の解消に向けて、働き方改革の推進及び労働環境の改善・整備を図るとともに、商船高等専門学校や水産高等学校等への支援の拡充を始めとした船員養成ルートの強化及び船員確保の間口の拡充並びに幼少期からの体験乗船等を通じた海事広報・海事教育といった長期的な取組を強力に推進すること。また、企業・業界と連携し、一体となって取り組むこと。

右決議する。

船員法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和七年四月十七日

衆議院議長 額賀福志郎

参議院議長 関口 昌一殿

船員法等の一部を改正する法律案

船員法等の一部を改正する法律

(船員法の一部改正)

第一条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

船員法等の一部を改正する法律案

令和七年四月二十五日 参議院会議録第十六号

目次中「第八章 食料並びに安全及び衛生(第八十条―第八十三条)」を
第八章の二 登録生存
第一節 登録生存
第二節 登録消火
第八章の三 快適な

安全及び衛生(第八十条―第八十三条)

講習機関等(第八十三条の二―第八十三条の十)
講習機関(第八十三条の十七―第八十三条の十)
海上労働環境の形成のための措置(第八十三条

に、「第三百三十

の二十・第八十三条の二十一」

六条」を「第三百三十七条」に改める。

第五条中「第六号」を「第七号」に、「第百

三十一条第六号」を「第三百三十一条第七号」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

「コンテナが海中に転落した場合における通

報」

第十三条の二 国土交通省令で定める船舶の船

長は、その輸送中のコンテナが海中に転落し

たときは、直ちに、当該コンテナが海中に転

落したと見込まれる地点その他の国土交通省

令で定める事項を、国土交通省令で定めると

ころにより、自己の指揮する船舶の付近にあ

る船舶であつて国土交通省令で定める範囲内

にあるもの、当該地点の最寄りの海上保安機

関及び自己の指揮する船舶の旗国(海洋法に

関する国際連合条約第九十一条に規定するそ

の旗を掲げる権利を有する国をいう。)の権限

のある機関に通報しなければならない。

船舶所有者その他船舶の運航に関し権原を

有する者として国土交通省令で定めるもの

は、異常気象その他の事由により前項に規定

する船長が同項の規定による通報をすること

が困難であると認めるときは、当該船長に代わつてこれをするよう努めなければならない。

第三十二条の二第一号中「第六条第七項」を

「第六条第八項」に改め、同条第二号中「日本政

府」の下に、「同法第六条第四項に規定する特定

地方公共団体」を加える。

第五十条第一項中「は、」の下に「国土交通大臣

が交付する」を加え、同条第三項を次のように

改める。

船員手帳には、国土交通大臣、船舶所有者

その他の者が当該船員手帳を受有する船員の

身分関係事項その他の事実を記載するものと

する。

第五十条第四項中「船員手帳の」を「前各項に

定めるもののほか、船員手帳の様式並びにそ

の」に改め、同条第三項の次に次の二項を加え

る。

前項に定めるもののほか、船長は、その指

揮する船舶に乗り組もうとし、又は乗り組む

船員について雇入契約の成立等があつたこと

を知つたときは、遅滞なく、当該船員の船内

における職務、雇入期間その他の勤務に関す

る事項をその船員手帳に記載しなければならない。

ただし、船舶所有者が国土交通省令で

定めるところにより船員に対し当該勤務に関

する事項を記載した書面を交付した場合は、

この限りでない。

前各項に定めるもののほか、船員手帳の二

重受有の禁止及び記載事項の訂正に係る申請

義務並びに船員手帳の返還の手續に関し船員

及び船長その他他人の船員手帳を保管する者

の遵守すべき事項は、政令で定める。

第五十一条中「は、」の下に「船舶所有者又は」

を加える。

第七十三条中「国土交通大臣は、必要があると認めるときは、交通政策審議会の決議により、」を削り、「必要な国土交通省令を発することができる」を「船舶所有者の遵守すべき事項は、政令で定める」に改め、同条に次の一項を加える。

国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、交通政策審議会の議を経なければならない。

第八十一条の次に次の四条を加える。

(特定雇入契約以外の雇入契約を締結した際の基本訓練)

第八十一条の二 船舶所有者は、船員と雇入契約(次条第一項に規定する特定雇入契約を除く。第八十一条の四において同じ。)を締結したときは、遅滞なく、当該船員について、国土交通省令で定めるところにより、基本訓練(船舶に急迫した危険がある場合その他非常の場合における海上労働の安全及び衛生を確保するための次に掲げる事項に関する教育訓練をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)を実施しなければならない。ただし、当該船員が次項に規定する証明書であつて当該船舶所有者が交付したものを受有している場合にあつては基本訓練を実施することを要せず、当該船員が次条第二項に規定する証明書であつて当該船舶所有者が交付したものを受有している場合にあつては第三号及び第四号に掲げる事項に係る基本訓練を実施することを要しない。

一 船舷から水面への安全な飛び降り方、救命設備の使用方法及その他の海上での救命に関する事項(次条第三項第一号において「生存技術」という。)

二 火災の化学的性質、消火設備の使用方

その他の船上での消火に関する事項(次条第三項第二号において「消火技術」という。)

三 負傷者に対する船内での応急の手段に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、船舶に急迫した危険がある場合その他非常の場合における海上労働の安全及び衛生を確保するための国土交通省令で定める事項

船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、基本訓練を修了した者に対し、基本訓練を修了した旨の証明書を交付しなければならない。

(特定雇入契約を締結した際の基本訓練及び実技講習)

第八十一条の三 船舶所有者は、船員と特定雇入契約(遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶その他の国土交通省令で定める船舶において船長その他の国土交通省令で定める職務を行う旨を定めた雇入契約をいう。以下この条から第八十一条の五までにおいて同じ。)を締結したときは、遅滞なく、当該船員について、国土交通省令で定めるところにより、基本訓練(前条第一項第三号及び第四号に掲げる事項に係るものに限る。)を実施しなければならない。ただし、当該船員が同条第二項又は次項に規定する証明書であつて当該船舶所有者が交付したものを受有している場合は、この限りでない。

船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、前項に規定する基本訓練を修了した者に対し、当該基本訓練を修了した旨の証明書を交付しなければならない。

船舶所有者は、船員と特定雇入契約を締結したときは、遅滞なく、当該船員に、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲

げる教育訓練の区分に応じ、当該各号に定める実技講習を受けさせなければならない。

一 生存技術に関する教育訓練 生存技術に関する知識及び能力を習得させるための実技講習(以下「生存講習」という。)であつて、第八十三条の二の規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録生存講習機関」という。)(第八十三条の十四第一項の規定により国土交通大臣が生存講習を自ら行う場合にあつては、国土交通大臣)が行うもの

二 消火技術に関する教育訓練 消火技術に関する知識及び能力を習得させるための実技講習(第五項第二号を除き、以下「消火講習」という。)であつて、第八十三条の十七の規定により国土交通大臣の登録を受けた者(第八十三条の十九及び第三百三十一条の三において「登録消火講習機関」という。)(第八十三条の十九において準用する第八十三条の十四第一項の規定により国土交通大臣が消火講習を自ら行う場合にあつては、国土交通大臣)が行うものは、国土交通大臣が行うもの

前項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、特定雇入契約を締結した船員が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合に、適用しない。

一 特定雇入契約の締結の日前五年以上以前第一号に定める実技講習の課程を修了したこと。

二 特定雇入契約の締結の日前五年以上以内に船舶職員及び小型船舶操縦者法第四条第二項に規定する登録海技免許講習(次項第二号において「登録海技免許講習」という。)のうち同法別表第一の備考第三号又は第四号に規定する救命講習又は機関救命講習の課程を修了したことを確認することができること。

三 船員条約又は漁船員条約の締結国が発給した書面によつて特定雇入契約の締結の日前五年以上以内に第三項第二号に定める実技講習に相当する講習の課程を修了したことを確認することができること。

(特定雇入契約以外の雇入契約を特定雇入契約に変更した際の実技講習)

第八十一条の四 前条第三項から第五項までの規定は、船舶所有者が船員と締結した雇入契約を特定雇入契約に変更した場合について準用する。

を修了したこと。

三 千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(以下「船員条約」という。)(又は千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(以下「漁船員条約」という。))の締結国が発給した書面によつて特定雇入契約の締結の日前五年以上以前第一号に定める実技講習に相当する講習の課程を修了したことを確認することができること。

第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、特定雇入契約を締結した船員が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当の場合に、適用しない。

一 特定雇入契約の締結の日前五年以上以前第三項第二号に定める実技講習の課程を修了したこと。

二 特定雇入契約の締結の日前五年以上に登録海技免許講習のうち船舶職員及び小型船舶操縦者法別表第一の備考第五号に規定する消火講習の課程を修了したこと。

三 船員条約又は漁船員条約の締結国が発給した書面によつて特定雇入契約の締結の日前五年以上以内に第三項第二号に定める実技講習に相当する講習の課程を修了したことを確認することができること。

(特定雇入契約以外の雇入契約を特定雇入契約に変更した際の実技講習)

第八十一条の五 船舶所有者は、当該船舶所有

者との間に特定雇入契約が存する船員について第八十一条の三第三項第一号又は第四項第二号若しくは第三号に定める講習の課程の修了の日(これらの日が複数ある場合にあつては、直近の日)後五年を経過したときは、遅滞なく、当該船員に、国土交通省令で定めるところにより、同条第三項第一号に定める実技講習又はこれに相当する講習であつて船員条約若しくは漁船員条約の締約国が認めたものを受けさせなければならない。

船舶所有者は、当該船舶所有者との間に特定雇入契約が存する船員について第八十一条の三第三項第二号又は第五項第二号若しくは第三号に定める講習の課程の修了の日(これらの日が複数ある場合にあつては、直近の日)後五年を経過したときは、遅滞なく、当該船員に、国土交通省令で定めるところにより、同条第三項第二号に定める実技講習又はこれに相当する講習であつて船員条約若しくは漁船員条約の締約国が認めたものを受けさせなければならない。

第八章の次に次の二章を加える。

第八章の二 登録生存講習機関等

第一節 登録生存講習機関

(登録生存講習機関の登録)

第八十三条の二 生存講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

(登録の要件等)

第八十三条の三 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者(次項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件に適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 生存講習の用に供する施設又は設備が次に掲げる要件に適合すること。

イ 実習水域(実習期間中においては、原則として占有することができるものに限る。)又は水泳プール及び飛び込み台を備えていること。

ロ 救命器具及び信号装置を備えていること。

二 生存講習を担当させる講師が次に掲げる要件に適合すること。

イ 十八歳以上であること。

ロ 過去二年間に生存講習の実施に関する事務(以下「生存講習事務」という。)に関し不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。

ハ 船舶職員及び小型船舶操縦者法第五条第一項第一号ハに掲げる三級海技士(航海)の資格若しくは同項第二号ハに掲げる三級海技士(機関)の資格若しくはこれらより上級の資格に係る同法第四条第一項に規定する海技免許を有する者又はこれらと同等以上の知識及び能力を有する者であること。

2 国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第八十三条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 前条の登録は、登録生存講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 生存講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 生存講習事務を行う事務所の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録事項の変更の届出)

第八十三条の四 登録生存講習機関は、前条第三項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(登録の更新)

第八十三条の五 第八十三条の二の登録は、三年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第八十三条の二及び第八十三条の三の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(生存講習事務の実施に係る義務)

第八十三条の六 登録生存講習機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める時間数以上の講習を行うことその他国土交通省令で定める基準に適合する方法により生存講習事務を行わなければならない。

2 登録生存講習機関は、その生存講習の課程を修了した者に対し、生存講習の課程を修了した旨の証明書(次条第二項において「修了証

明書」という。)を交付しなければならない。

(登録生存講習事務規程)

第八十三条の七 登録生存講習機関は、生存講習事務の開始前に、生存講習事務の実施に関する規程(次項において「登録生存講習事務規程」という。)を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録生存講習事務規程には、生存講習の実施方法、生存講習に関する料金、修了証明書の交付の手続その他の国土交通省令で定める事項を定めおかなければならない。

(帳簿の備付け等)

第八十三条の八 登録生存講習機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、生存講習事務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第八十三条の九 登録生存講習機関は、毎事業年度、当該事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(これらの作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第百条の十九第二項において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 生存講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録生存講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることが

できる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録生存講習機関の定めた費用を支払わなければならない。 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求 (適合命令) 第八十三条の十 国土交通大臣は、登録生存講習機関が第八十三条の三第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録生存講習機関に対し、当該要件に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 (改善命令) 第八十三条の十一 国土交通大臣は、登録生存講習機関が第八十三条の六の規定に違反しているとき、同条第一項の規定により生存講習業務を行うべきこと又は生存講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 (生存講習事務の休廃止) 第八十三条の十二 登録生存講習機関は、生存講習業務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。	(登録の取消し等) 第八十三条の十三 国土交通大臣は、登録生存講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第八十三条の二の登録を取り消し、又は期間を定めて生存講習業務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一 第八十三条の三第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。 二 第八十三条の四、第八十三条の七、第八十三条の八、第八十三条の九第一項又は前条の規定に違反したとき。 三 正当な理由がないのに第八十三条の九第二項の規定による請求を拒んだとき。 四 第八十三条の十又は第八十三条の十一の規定による命令に違反したとき。 五 不正の手段により第八十三条の二の登録又はその更新を受けたとき。 (国土交通大臣による生存講習の実施等) 第八十三条の十四 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、生存講習業務に関する業務の全部又は一部を自ら行うことができる。 一 登録生存講習機関がないとき。 二 第八十三条の十二の規定による生存講習業務に関する業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき。 三 前条の規定により第八十三条の二の登録を取り消し、又は登録生存講習機関に対し生存講習業務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。 四 登録生存講習機関が天災その他の事由により生存講習業務に関する業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。 2 国土交通大臣が前項の規定により生存講習業務に関する業務の全部又は一部を自ら行う	場合における生存講習事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。 (公示) 第八十三条の十五 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。 一 第八十三条の二の登録をしたとき。 二 第八十三条の四又は第八十三条の十二の規定による届出があつたとき。 三 第八十三条の十三の規定により第八十三条の二の登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。 四 前条第一項の規定により国土交通大臣が生存講習業務に関する業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた生存講習業務に関する業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。 (報告徴収及び立入検査) 第八十三条の十六 国土交通大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、登録生存講習機関に対し、生存講習業務に関し報告させ、又はその職員に、登録生存講習機関の事務所に立ち入り、生存講習業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第二節 登録消火講習機関 (登録消火講習機関の登録) 第八十三条の十七 消火講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることが	できる。 (登録の要件等) 第八十三条の十八 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者(次項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件に適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。 一 消火講習の用に供する施設又は設備が次に掲げる要件に適合すること。 イ 実習場(密閉された区画があるものに限る。)を備えていること。 ロ 水噴霧放射器、泡消火器、炭酸ガス消火器、粉末消火器その他の国土交通省令で定める器具を備えていること。 二 消火講習を担当させる講師が次に掲げる要件に適合すること。 イ 十八歳以上であること。 ロ 過去二年間に消火講習の実施に関する事務(第三項第三号及び次条において「消火講習業務」という。)に関し不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。 ハ 船舶職員及び小型船舶操縦者法第五条第一項第一号ハに掲げる三級海技士(航海)の資格若しくは同項第二号ハに掲げる三級海技士(機関)の資格若しくはこれらより上級の資格に係る同法第四条第一項に規定する海技免許を有する者又はこれらと同等以上の知識及び能力を有する者であること。
---	---	---	---

2 国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 次条において準用する第八十三条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 前条の登録は、登録消火講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 消火講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 消火講習事務を行う事務所の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(準用)

第八十三条の十九 前節(第八十三条の二及び第八十三条の三を除く。)の規定は、第八十三条の十七の登録、消火講習、登録消火講習機関及び消火講習事務について準用する。この場合において、第八十三条の四中「前条第三

項第二号とあるのは「第八十三条の十八第三項第二号と、第八十三条の五第二項中「第八

十三条の二及び第八十三条の三」とあるのは「第八十三条の十七及び第八十三条の十八」

と、第八十三条の七中「登録生存講習事務規程」とあるのは「登録消火講習事務規程」と、

第八十三条の十中「第八十三条の三第一項各

号」とあるのは「第八十三条の十八第一項各号」と、第八十三条の十三第一号中「第八十三条の三第二項第一号」とあるのは「第八十三条の十八第二項第一号」と、第八十三条の十六第一項中「この節」とあるのは「この節(第八十三条の二及び第八十三条の三を除く。)」並びに次条及び第八十三条の十八」と読み替えるものとする。

第八章の三 快適な海上労働環境の形成のための措置

(船舶所有者の講ずる措置)

第八十三条の二十 船舶所有者は、船内における安全及び衛生の水準並びに休息の質の向上を図るため、次に掲げる措置を継続的かつ計画的に講ずることにより、快適な海上労働環境船内における職場環境並びに船員室の居住環境及びインターネットの利用環境をいう。以下この条において同じ。)を形成するよう努めなければならない。この場合において、第二号から第四号までに掲げる措置については、当該船舶の航行区域、航路その他の航海の期間及び態様を勘案するものとする。

一 係船の自動化その他の船内作業の方法を改善するための措置

二 船員室の新設、増設又は拡大

三 船員室におけるインターネットの利用を確保するための措置

四 浴槽その他の船内作業に従事することによる船員の疲労を回復するための施設又は設備の設置又は整備

五 空気調和設備の作動状態の確認その他の海上労働環境を快適な状態に維持管理するための措置

六 前各号に掲げるもののほか、快適な海上労働環境を形成するため必要な措置

(快適な海上労働環境の形成のための指針の公表等)

第八十三条の二十一 国土交通大臣は、前条に規定する措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

2 国土交通大臣は、前項の指針に従い、船舶所有者又はその団体に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

第八十五条第三項中「その者の船員手帳に」を削る。

第百条の三第一項第六号中「第五十条第三項」を「第五十条第四項本文」に、「より、」を「より」に、「記載されて」を「記載され、又は同項ただし書の規定により船員に同項ただし書に規定する書面が交付されて」に改め、同項第三十四号を同項第三十六号とし、同項第三十三号中「第十八条」の下に「(第四項を除く。)」を加え、「第二十三条第五項」を「第二十二條の二第五項」に改め、同号を同項第三十五号とし、同項第三十二号を第三十四号とし、第十八号から第三十一号までを二号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の二号を加える。

十八 第八十一条の二第二項又は第八十一条の三第一項の規定により、船員についてこれらの規定に規定する基本訓練が実施されていること。

十九 第八十一条の三第三項から第五項まで(これらの規定を第八十一条の四において準用する場合を含む。及び第八十一条の五の規定により、船員に第八十一条の三第三項各号に定める実技講習(第八十一条の五の規定の適用を受ける船員にあつては、これらに相当する講習であつて船員条約又は漁船員条約の締約国が認めたものを含む。))

を受けさせていること。

第百条の六第三項第一号中「第二十一号まで、第二十五号から第二十九号まで、第三十二号及び第三十三号」を「第二十三号まで、第二十七号から第三十一号まで、第三十四号及び第三十五号」に改め、同項第三号中「第三十三号」を「第三十五号」に改める。

第百条の十九第一項中「財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第百条の二十六第二項第四号及び第百三十六条において「及び」という。))」を削る。

第百七条の二第一項中「いる者」の下に「又は航海当直部員適任証書を受有する者」を加え、同条第二項中「を」を「し、又は航海当直部員適任証書を交付する。」に改め、同条第三項中「抹消され」の下に「、又は航海当直部員適任証書の返納を命ぜられ」を、「の証印」の下に「又は同項の規定による航海当直部員適任証書の交付」を加え、同条第四項中「いる者」の下に「又は航海当直部員適任証書を受有する者」を加え、「抹消する」を「抹消し、又は航海当直部員適任証書の返納を命ずる」に改め、同条第五項中「及び」を「並びに」に、「規定による証印」を「証印及び航海当直部員適任証書」に改める。

第百七条の三第一項中「いる者」の下に「又は危険物等取扱責任者適任証書を受有する者」を加え、同条第二項中「を」を「し、又は危険物等取扱責任者適任証書を交付する」に改

め、同条第三項中「及び前項に規定する証印」を「並びに前項の証印及び危険物等取扱責任者適任証書」に改める。

第一百七十七条の四第一項中「いる者」の下に「又は特定海域運航責任者適任証書を受有する者」を加え、同条第二項中「をする」を「をし」、又は特定海域運航責任者適任証書を交付する」に改め、同条第三項中「及び前項に規定する証印」を「並びに前項の証印及び特定海域運航責任者適任証書」に改める。

第二百二十条の三第一項中「以下この条において「外国船舶」という。」で「を」であつて」に改め、「もの」の下に「(以下この条において「外国船舶」という。）」を加え、「当該外国船舶の乗組員の労働条件等が二十六年の海上の労働に関する条約に定める要件に適合しているかどうか及び当該外国船舶の乗組員が次に掲げる要件の全て」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件」に改め、同項各号を次のように改める。

一 当該外国船舶が漁ろうに従事する船舶以外の船舶である場合 次のイからニまでに掲げる要件

イ 当該外国船舶の乗組員の労働条件等が二十六年の海上の労働に関する条約に定める要件に適合していること。

ロ 当該外国船舶の乗組員が船員条約に定める航海当直の基準に従つた航海当直を実施していること。

ハ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める要件に適合していること。

(1) 当該外国船舶が船員条約の締約国の船舶である場合 当該外国船舶の乗組員のうち、船員条約によりその職務に応じ適当かつ有効な証明書を受有する

ことを要求されている者が、船員条約に定める訓練の課程であつてその締約国が船員条約に定める要件に適合すると認めたものを修了した旨の証明書(2)において「締約国証明書」という。)を受有していること。

(2) 当該外国船舶が船員条約の非締約国の船舶である場合 当該外国船舶の乗組員のうち、船員条約を適用するとしなければ締約国証明書を受有することを要求されることとなる者が、締約国証明書の発給を受けることができる者と同等以上の知識及び能力を有していること。

二 当該外国船舶の乗組員が操舵設備又は消防設備の操作その他の航海の安全の確保に関し国土交通省令で定める事項を適切に実施するために必要な知識及び能力を有していること。

二 当該外国船舶が漁ろうに従事する船舶である場合 次のイ及びロに掲げる要件

イ 当該外国船舶の乗組員が漁船員条約に定める航海当直の基準に従つた航海当直を実施していること。

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める要件に適合していること。

(1) 当該外国船舶が漁船員条約の締約国の船舶である場合 当該外国船舶の乗組員のうち、漁船員条約により適当かつ有効な証明書を受有することを要求されている者が、漁船員条約に定める訓練の課程であつてその締約国が漁船員条約に定める要件に適合すると認めたものを修了した旨の証明書(2)にお

いて「締約国証明書」という。)を受有していること。

(2) 当該外国船舶が漁船員条約の非締約国の船舶である場合 当該外国船舶の乗組員のうち、漁船員条約を適用するとしなければ締約国証明書を受有することを要求されることとなる者が、締約国証明書の発給を受けることができる者と同等以上の知識及び能力を有していること。

第二百二十条の三第二項中「同項第二号に定める」を「同項第一号ハ(2)若しくは二若しくは第二号ロ(2)に規定する」に改め、同条第三項中「当該外国船舶の乗組員の労働条件等が二十六年の海上の労働に関する条約に定める要件に適合していないと認めるとき、又は当該外国船舶の乗組員が」を削り、「要件のいずれかを」場合の区分に応じ、当該各号に定める要件」に改め、同条第六項中「二十六年の海上の労働に関する条約に定める要件及び」を削り、「同条第一項の」を「同項の」に改める。

第二百二十一条の二中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 生存講習(国土交通大臣が行うものに限る。)を受けようとする者

六 消火講習(国土交通大臣が行うものに限る。)を受けようとする者

第二百二十六条第七号中「第五十条第三項」を「第五十条第四項本文」に改め、同条を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第十三条の二第一項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をしたとき。

第二百二十八条第二号中「から第十四条まで」を「第十三条又は第十四条」に改める。

第三百三十条中「第三項まで」の下に「第八十一条の二第一項、第八十一条の三第一項若しくは第三項(第八十一条の四において準用する場合を含む。)、第八十一条の五」を加え、「まで若しくは」を「まで又は」に改め、「違反し、又は第七十三条の規定に基づく国土交通省令に」を削る。

第三百三十一条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第五十条第四項ただし書の規定による書面の交付に際して虚偽の記載をした書面を交付したとき。

第三百三十一条の四を第三百三十一条の六とし、第三百三十一条の三を第三百三十一条の五とし、第三百三十一条の二の次に次の二条を加える。

第三百三十一条の三 第八十三条の十三(第八十三条の十九において準用する場合を含む。)の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録生存講習機関又は登録消火講習機関(次条において「登録生存講習機関等」という。)の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三百三十一条の四 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした登録生存講習機関等の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八十三条の八(第八十三条の十九において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第八十三条の十二(第八十三条の十九において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
第百三十三条第一項第二号を次のように改める。

二 削除

第百三十三条第一項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 第八十三条の十六第一項(第八十三条の十九において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第百三十三条第二項第五号中「帳簿書類を提出せず」を「同項の規定による帳簿書類の提出をせず」に、「報告を」、若しくは同項の規定による報告に、「立入り」を「又は同項の規定による立入り」に、「又は」を「若しくは同項の規定による」に改める。

第百三十六条中「第百条の十九第一項」を「第八十三条の九第一項(第八十三条の十九において準用する場合を含む。)」若しくは第百条の十九第一項に、「同条第二項各号」を「第八十三条の九第二項(第八十三条の十九において準用する場合を含む。)」若しくは第百条の十九第二項に改める。

本則に次の一条を加える。
第百三十七条 第五十条第五項及び第七十三条第一項の規定に基づく政令には、必要な罰則を設けることができる。

前項の罰則に規定することができる罰は、第五十条第五項の規定に基づく政令にあつて

は三十万円以下の罰金、第七十三条第一項の規定に基づく政令にあつては六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金とする。

(船員職業安定法の一部改正)

第二条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十一条」に、「第三章 政府以外の者の行う船員職業紹介事業

等」を「第二章の二 地方公共団体の行う船員職業紹介(第三十一条―第三十二条の六)」に、「船員の募集」を「船員の募集等」に改める。

第五条第二号中「の者」の下に「(第三十二条第一項の規定により無料の船員職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体及び船員募集情報提供事業を行う場合における地方公共団体を除く。)」を、「船員の募集」の下に「船員募集情報提供事業を加え、同条第三号中「あつせんする」の下に「ため、及び求人者に対し、その必要とする労働力を充足するために、無料の船員職業紹介事業を行う」を加える。

第六条中第十六項を第十八項とし、第八項から第十五項までを二項ずつ繰り下げ、第七項を第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 この法律で「船員募集情報提供事業」とは、次に掲げる行為を業として行うことをいう。

一 船員の募集を行う者又は無料船員職業紹介事業者その他国土交通省令で定める者(以下この項において「無料船員職業紹介事業者等」という。)の依頼を受け、船員の募集に関する情報を船員になろうとする者又は他の無料船員職業紹介事業者等に提供すること。

二 前号に掲げるもののほか、船員の募集に

関する情報を、船員になろうとする者による就職先の選択を容易にすることを目的として収集し、船員になろうとする者又は無料船員職業紹介事業者等に提供すること。

第六条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律で「特定地方公共団体」とは、第三十二条第一項の規定により無料の船員職業紹介事業を行う地方公共団体をいう。

第七条の見出し中「無料船員職業紹介事業者等」を「特定地方公共団体等」に改め、同条中「無料船員職業紹介事業者」を「特定地方公共団体、無料船員職業紹介事業者、船員募集情報提供事業を行う者」に改める。

第十二条の見出し中「調査」を「調査等」に改め、同条中「国土交通大臣は」の下に「海上労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に資するため」を、「地方運輸局長」の下に「から」を加え、「調査報告」を「調査報告等」に、「資料を集め、その研究調査の結果を公表するとともに、研究調査の結果に基づいて、海上労働力の需要供給の調整を図り、もつて雇用量を増大すること」を「情報を収集するとともに、当該情報の整理、分析、公表等必要な措置を講ずるよう」に改める。

第十八条を次のように改める。

(求人等に関する情報の的確な表示)

第十八条 地方運輸局長は、この法律に基づく業務に関して新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他国土交通省令で定める方法(次項において「広告等」という。)により求人に関する情報又は求職者に関する情報その他国土交通省令で定める情報(同項において「求人等に関する情報」

という。)を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

2 地方運輸局長は、この法律に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、国土交通省令で定めるところにより、正確かつ最新の内容に保つための措置を講じなければならない。

第十九条第一項中「地方運輸局長は」を「地方運輸局長及び求人者は、それぞれ」に改め、「必要な範囲内で」の下に「国土交通省令で定めるところにより、当該目的を明らかにして」を加え、同条第二項中「地方運輸局長の下に」及び「求人者」を加える。

第二十二条を削る。

第二十一条第一項中「けい船」を「係船」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に、「けい船を「係船」に、「虞を「おそれ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、第二章第二節中同条を第二十二条とし、第二十条を第二十一条とし、第十九条の次に次の一条を加える。

(求人者への通知)

第二十条 地方運輸局長は、船員職業紹介に係るあつせんをするときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を求人者に通知しなければならない。

一 当該あつせんに係る求職者の氏名

二 当該あつせんに係る求職者の船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号。以下この条において「船舶職員法」という。)第四条第一項に規定する海技免許(次号並びに第七十四条第三号及び第四号において「海技免許」という。)の取得の有無

三 当該あつせんに係る求職者が海技免許を受けている場合における当該海技免許の資格の別並びに船舶職員法第五条第二項に規定する履歴限定、同条第四項に規定する船舶当直限定及び機関当直限定、同条第五項に規定する機関限定並びに同条第六項の限定(第七十四条第四号において「履歴限定等」という。)の内容

四 当該あつせんに係る求職者の船舶職員法第二十三条の二第一項に規定する操縦免許(次号並びに第七十四条第五号及び第六号において「操縦免許」という。)の取得の有無

五 当該あつせんに係る求職者が操縦免許を受けている場合における当該操縦免許の資格の別並びに当該操縦免許が船舶職員法第二十三条の二第二項に規定する特定操縦免許(次号並びに第七十四条第六号及び第七号において「特定操縦免許」という。)であるか否かの別及び当該操縦免許の船舶職員法第二十三条の三第二項に規定する技能限定(第七十四条第六号において「技能限定」という。)の内容

六 当該あつせんに係る求職者が特定操縦免許を受けている場合における当該特定操縦免許の船舶職員法第二十三条の三第三項に規定する履歴限定(第七十四条第七号において「履歴限定」という。)の内容

七 当該あつせんに係る求職者の次に掲げる証明書の受有の有無

イ 船舶職員法第二十三条において読み替えて準用する船舶職員法第十七条の四に規定する証明書

ロ 船員法第八十三条の六第二項(同法第八十三条の十九において準用する場合を含む。)に規定する修了証明書

ハ 船員法第百十七条の二第二項の規定により証印をされた船員手帳又は同項の航海当直部員適任証書

二 船員法第百十七条の三第二項の規定により証印をされた船員手帳又は同項の危険物等取扱責任者適任証書

ホ 船員法第百十七条の四第二項の規定により証印をされた船員手帳又は同項の特定海域運航責任者適任証書

ヘ 船員法第百十八条第三項の救命艇手適任証書

八 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

第三十二条を削る。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 地方公共団体の行う船員職業紹介

(地方公共団体の行う船員職業紹介)

第三十二条 地方公共団体は、無料の船員職業紹介事業を行うことができる。

2 特定地方公共団体は、前項の規定により無料の船員職業紹介事業を行う旨を、国土交通大臣に通知しなければならない。

3 特定地方公共団体は、その船員職業紹介事業において取り扱う次に掲げる事項その他業務の範囲(以下「取扱職務等の範囲」という。)を定めることができる。

一 職員(船員法第三条第一項に規定する職員をいう。)又は部員の別

二 商船又は漁船の別

(事業の廃止)

第三十二条の二 特定地方公共団体は、無料の船員職業紹介事業を廃止したときは、遅滞な

く、その旨を国土交通大臣に通知しなければならない。

(名義貸しの禁止)

第三十二条の三 特定地方公共団体は、自己の名義をもつて、他人に無料の船員職業紹介事業を行わせてはならない。

(取扱職務等の範囲の明示等)

第三十二条の四 特定地方公共団体は、取扱職務等の範囲、苦情の処理に関する事項並びに求人者の情報(船員職業紹介に係るものに限る。)及び求職者の個人情報(の取扱いに関する事項について、国土交通省令で定めるところにより、求人者及び求職者に対し、明示しなければならない。)

(準用規定)

第三十二条の五 第十五条から第二十二条まで(第二十一条第三項を除く。)の規定は、特定地方公共団体が無料の船員職業紹介事業を行う場合について準用する。この場合において、第二十一条第二項中「地方公共団体」とあるのは「他の地方公共団体」と、第二十二条第二項中「地方運輸局長は」とあるのは「地方運輸局長は、その旨を特定地方公共団体に通報するものとし、当該通報を受けた特定地方公共団体は」と読み替えるものとする。

(申込みの受理に関する規定の適用)

第三十二条の六 特定地方公共団体が、第三十二条第三項の規定により取扱職務等の範囲を定めた場合においては、前条において準用する第十五条第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。

第三章の章名中「政府」の下に「及び特定地方公共団体」を加える。

第三十三条中「政府」の下に「及び地方公共団体」を加える。

第三十四条第二項中「その無料の船員職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲(第三十六条第二号、第四十条第三項及び第四十二条第二項において「取扱職種の範囲等」という。)」を「取扱職務等の範囲」に、「前項」を「同項」に改める。

第三十六条第二号及び第四十条第三項中「取扱職種の範囲等」を「取扱職務等の範囲」に改める。

第四十二条第一項中「第十七条まで、第十九条、第二十條第一項及び第二項並びに第二十一条」を「第二十二條まで(第二十一条第三項を除く。)」に、「第二十一条第二項」を「第二十二條第二項」に改め、同条第二項中「取扱職種の範囲等」を「取扱職務等の範囲」に改める。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 削除

第三章第二節の節名を次のように改める。

第二節 船員の募集等

第四十八条第一項中「第十九条及び第二十一条」を「第十八条、第十九条及び第二十二條」に、「二」とあり、第十九条中「地方運輸局長」とあるのは「船員の募集を行う者」と、同項を「は」とあり、第十八条中「地方運輸局長は」とあり、第十九条第一項中「地方運輸局長及び求人者は、それぞれ」とあり、及び同条第二項中「地方運輸局長及び求人者は」とあるのは「船員の募集を行う者は」と、第十六条第一項に、「同条中」を「第十九条中」に、「第二十一条第一項」を「第十八条第一項中「求人に関する情報又は求職者」とあるのは「船員の募集に関する情報又は船員になろうとする者」と、同条中「求人等に関する情報」とあるのは「船員の募集等に関する情報」と、同条第二項中「保つための措置を講じなければ」とあるのは「保たなければ」と、第二十二條第一項に改め、同条第二項を削る。

第四十九条を次のように改める。

(船員募集情報提供事業)

第四十九条 第十八条の規定は、船員募集情報提供事業を行う者について準用する。この場合において、同条第一項中「求人に関する情報又は求職者」とあるのは「船員の募集」と、同条中「求人等に関する情報」とあるのは「船員の募集等に関する情報」と読み替えるものとする。

第五十二条中「第十九条及び第二十一条の」を「第十八条、第十九条及び第二十一条の」に、「第十九条及び第二十一条第一項」を「第十八条、第十九条及び第二十一条第一項」に、「同項中」を「第十八条第一項中」求人に関する情報又は求職者」とあり、及び第十九条中「求人者」とあるのは「船員労務供給を受けようとする者」と、第十八条中「求人等に関する情報」とあるのは「船員労務供給を受けようとする者等に関する情報」と、第二十一条第一項中「改める」。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条 削除

第六十五条中「第二十一条の」を「第二十一条の」に、「第二十一条第一項」を「第二十一条第一項」に、「けい船」を「係船」に改める。

第七十四条第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第二号の次の六号を加える。

三 当該船員派遣に係る派遣船員の海技免許の取得の有無

四 当該船員派遣に係る派遣船員が海技免許を受けている場合における当該海技免許の資格の別及び履歴限定等の内容

五 当該船員派遣に係る派遣船員の操縦免許の取得の有無

六 当該船員派遣に係る派遣船員が操縦免許

令和七年四月二十五日 参議院会議録第十六号

を受けている場合における当該操縦免許の資格の別並びに当該操縦免許が特定操縦免許であるか否かの別及び当該操縦免許の技能限定の内容

七 当該船員派遣に係る派遣船員が特定操縦免許を受けている場合における当該特定操縦免許の履歴限定の内容

八 当該船員派遣に係る派遣船員の第二十条第七号イからハまでに掲げる証明書の受有の有無

第九十二条第一項中「及び第四項」を、「第五項及び第六項」に、「第二百二十条まで」を「第二百二十条まで並びに」に、「第六条第十一項」を「第六条第十三項」に改める。

第九十三条第一項中「第六条第十二項」を「第六条第十四項」に、「第六条第十一項」を「第六条第十三項」に改める。

第九十四条第一項中「第六条第十二項」を「第六条第十四項」に改める。

第九十六条第一項中「第四条、第十六条、第十九条及び第四十八条第二項に定める事項」を「次の各号に掲げる規定」に、「無料船員職業紹介事業者、求人者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者及び船員労務供給を受けようとする」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四条の規定並びに第十六条及び第十九条の規定（これらの規定を第四十二条第一項、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。） 無料船員職業紹介事業者、求人者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者及び船員労務供給を受けようとする者

二 第四十二条第一項、第四十八条、第四十九条及び第五十二条において準用する第九

船員法等の一部を改正する法律案

八条の規定 無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者、船員募集情報提供事業を行う者 地方公共団体を除く。次条、第九十八条第一項並びに第二百二条第一項及び第二項において同じ。及び無料船員労務供給事業者

第九十七条及び第九十八条第一項中「行う者」の下に、「船員募集情報提供事業を行う者」を加える。

第一百条第一項中「無料船員職業紹介事業者、」を「特定地方公共団体、無料船員職業紹介事業者」に改め、「行う者」の下に、「船員募集情報提供事業を行う者」を、「おいては、」の下に「当該特定地方公共団体若しくは」を、「応じた船員」の下に、「当該船員募集情報提供事業を行う者から船員の募集に関する情報の提供を受け当該情報の提供に係る船員の募集に応じた船員」を加える。

第一百二条の見出しを「報告徴収及び立入検査」に改め、同条第一項中、「船員の募集若しくは」を「行う者（特定地方公共団体を除く。次項において同じ。）、求人者、船員の募集を行う者、船員募集情報提供事業を行う者」に改め、「求人者」を削り、同条第二項中、「船員の募集若しくは」を「行う者、求人者、船員の募集を行う者、船員募集情報提供事業を行う者」に改め、「求人者」を削る。

第一百十一条第二号中「船員の募集」の下に「第六条第九項各号に掲げる行為」を加える。

第一百十三条第八号中「若しくは放送その他第四十八条第二項」を「その他第十八条第一項（第四十二条第一項、第四十八条、第四十九条及び第五十二条において準用する場合を含む。）」に改め、「船員の募集」の下に、「第六条第九項各号に掲げる行為」を加える。

(船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部改正)

第三条 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 船舶職員の乗組み（第十八条―第二十三条）」を「第三節 船舶職員の乗組み（第十八条―第二十三条）」を「第三節 登録漁ろう操船（第十八条―第二十三条）」に改める。

第一条中「資格並びに」を「資格その他の要件並びに」に改める。

第五条第二項中「海技士（航海）に係る海技免許にあつては」の下に「漁ろうに従事する国土交通省令で定める船舶（第十八条第四項、第二十一条第四項及び第二十二条の三第三項において「特定漁船」という。）であるか否かの別並びに」を加える。

第六条第一項第二号中「第二十三条第一項」を「第二十二條の二第一項若しくは第二十二條の三第一項」に改め、同条第三号中「第二十三条第七項」を「第二十二條の二第七項（第二十二條の三第二項において準用する場合を含む。）」に、「第二十三條第一項」を「第二十二條の二第一項若しくは第二十二條の三第一項」に改める。

第十七条の四中「第十七條の二第一項に規定する要件及び」を削る。

第十八条第一項中「その船舶」の下に「（小型船舶を除く。以下この章第四項第一号及び第二十二條の五第一項第二号二を除く。）において同じ。」を、「以下」の下に「この節において」を加え、同条第二項中「国土交通省令で定める」を削り、同条に次の一項を加える。

4 船舶所有者は、特定漁船には、次に掲げる要件に該当しない者を船長又は航海士の職務

令和七年四月二十五日 参議院會議録第十六号 を行う船舶職員として乗り組ませてはならない。 一 特定漁船又はこれに類するものとして国土交通省令で定める船舶において国土交通省令で定める乗船履歴を有すること。 二 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。 イ 漁ろうに従事する船舶の航行の安全に関する知識及び能力のうち、漁ろう設備の使用が船舶の航行の安全に影響を及ぼす場合があることを考慮して操船することその他の漁ろうに従事する船舶を操船する場合にのみ必要となるものとして国土交通省令で定めるものを習得させるための講習(以下「漁ろう操船講習」という。)であつて第二十二条の四の規定により国土交通大臣の登録を受けた者(第二十三条及び第三十条において「登録漁ろう操船講習機関」という。)(第二十三条において準用する第十七条の十四の規定により国土交通大臣が漁ろう操船講習を自ら行う場合にあつては、国土交通大臣が行うものの課程を修了した旨の証明書(その乗組みの日前五年以内に交付されたものに限る。)を有していること。 ロ その乗組みの日前五年以内に学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校又は大学であつて水産に関する学科を置くものにおいてイの国土交通省令で定める知識及び能力を習得することができるものとして国土交通大臣の指定する科目を修めて卒業した者であること。 第二十一条第二項中「第十八条第二項の国土交通省令で定める」を削り、同条に次の一項を加える。	4 第十八条第四項各号に掲げる要件に該当しない者は、船長又は航海士の職務を行う船舶職員として、特定漁船に乗り組んではならない。 第二十三条の見出し中「締約国の資格証明書」を「船員条約締約国資格証明書」に改め、同条第一項中「条約を」の項及び第二十九条の第三項において「船員条約」に、「条約」を「船員条約」に、「以下「締約国資格証明書」を「次項及び第四項において「船員条約締約国資格証明書」に改め、同条第二項中「締約国資格証明書」を「船員条約締約国資格証明書」に、「以下」を「次項及び第五項において」に改め、同条第四項中「締約国資格証明書」を「船員条約締約国資格証明書」に改め、同条第七項の表第七条の項中「締約国資格受有者承認原簿」を「船員条約締約国資格受有者承認原簿」に改め、同表第十一条第一項の項及び第十一条第二項の項を削り、同表第二十五条(見出しを含む。)の項中「締約国資格証明書」を「第二十二条の二第一項に規定する船員条約締約国資格証明書」に改め、同条を第二十二条の二とし、第二章第三節中同条の次の一条を加える。 (漁船員条約締約国資格証明書を受有する者の特例) 第二十二条の三 千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(以下この項、第二十二条の五第一項第一号ロ(3)及び第二十九条の三第一項において「漁船員条約」という。)(の締約国が発給した漁船員条約に適合する船舶の運航又は機関の運転に関する資格証明書を受有する者であつて国土交通大臣の承認を受けたものは、第四条第一項の規定にかかわらず、船舶職員になることができる。	2 前条第二項から第七項までの規定は、前項の承認及びその承認を受けた者について準用する。この場合において、同条第二項中「船員条約締約国資格証明書を」とあるのは「次条第一項に規定する資格証明書を」と、「船員条約締約国資格証明書で」とあるのは「資格証明書で」と、同条第四項中「船員条約締約国資格証明書」とあるのは「次条第一項に規定する資格証明書」と、同条第七項の表中「船員条約締約国資格受有者承認原簿」とあるのは「漁船員条約締約国資格受有者承認原簿」と、「第二十二条の二第二項に規定する船員条約締約国資格証明書」とあるのは「第二十二条の三第一項に規定する資格証明書」と読み替えるものとする。 3 第十八条第四項及び第二十一条第四項の規定は、第一項の承認を受けた者を特定漁船に乗り組ませる場合又は同項の承認を受けた者が特定漁船に乗り組む場合には、適用しない。 第二章に次の一節を加える。 第四節 登録漁ろう操船講習機関 (登録漁ろう操船講習機関の登録) 第二十二条の四 漁ろう操船講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。 (登録の要件等) 第二十二条の五 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者(次項において「登録申請者」という。)(が次に掲げる要件に適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。 一 漁ろう操船講習の用に供する施設又は設備が次に掲げる要件に適合すること。	イ 講義室を備えていること。 ロ 次に掲げる事項を内容とする視聴覚教材及びこれを使用するために必要な設備を備えていること。 (1) 船舶の航行の安全に影響を及ぼす漁ろう設備に関すること。 (2) 漁ろうに従事しつつ行う船舶の操船に関すること。 (3) 漁ろうに従事する船舶の航行の安全に関する最新の法令及び漁船員条約に関すること。 二 漁ろう操船講習を担当させる講師が次に掲げる要件に適合すること。 イ 十八歳以上であること。 ロ 過去二年間に漁ろう操船講習の実施に関する事務(第三項第三号及び第二十三条において「漁ろう操船講習事務」という。)(に関し不正な行為を行った者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。 ハ 五級海技士(航海)の資格若しくはこれより上級の資格に係る海技免許を有する者又はこれと同等以上の知識及び能力を有する者であること。 ニ 第十八条第四項第一号に掲げる要件に該当する者又は国土交通省令で定める船舶において国土交通省令で定める乗船履歴を有する者であること。 ホ 漁ろう操船講習の課程を修了した旨の証明書を受有する者又はこれと同等以上の知識及び能力を有する者であること。
---	--	---	---

2 国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十三条において準用する第十七条の十一の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 前条の登録は、登録漁ろう操船講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 漁ろう操船講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 漁ろう操船講習事務を行う事務所の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録の更新)

第二十二條の六 第二十二條の四の登録は、三年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二條の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(準用)

第二十三條 第十七條の四から第十七條の十五までの規定は、登録漁ろう操船講習機関、漁ろう操船講習及び漁ろう操船講習事務について

令和七年四月二十五日 参議院會議録第十六号

て準用する。この場合において、第十七條の四中「行わなければ」とあるのは「行うとともに、その漁ろう操船講習の課程を修了した者に対し、漁ろう操船講習の課程を修了した旨の証明書を交付しなければ」と、第十七條の六第二項中「料金」とあるのは「料金、漁ろう操船講習の課程を修了した旨の証明書の交付の手續」と読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第二十三條の十一の表第五條第七項の項を削り、同表第六條第二項の項中「第二十三條第七項」を「第二十二條の二第七項(第二十二條の三第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二十六條第一項中「海技免状更新講習」の下に「漁ろう操船講習」を加え、「国土交通大臣が行う」を「これらの講習を国土交通大臣が行う場合における」に、「第二十三條第一項」を「第二十二條の二第一項若しくは第二十二條の三第一項」に、「締約国資格受有者承認原簿」を「船員条約締約国資格受有者承認原簿若しくは漁船員条約締約国資格受有者承認原簿」に改める。

第二十六條の二中「第二十三條第七項」を「第二十二條の二第七項(第二十二條の三第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二十九條の三第一項中「それぞれ」を削り、同項第一号中「条約」を「船員条約」に改め、「締約国の船舶」の下に「漁ろうに従事するものを除く。」を加え、同項第二号中「条約」を「船員条約」に改め、「非締約国の船舶」の下に「漁ろうに従事するものを除く。」を加え、同項に次の二号を加える。

三 漁船員条約の締約国の漁ろうに従事する船舶 その船舶の乗組員のうち、漁船員条約によりその資格に応じ適當かつ有効な証

船員法等の一部を改正する法律案

明書を受有することを要求されている者が、締約国が発給した漁船員条約に適合する資格証明書又はこれに代わる臨時業務許可書を受有していること。

四 漁船員条約の非締約国の漁ろうに従事する船舶 その船舶の乗組員のうち、漁船員条約を適用するとならば前号の資格証明書を受有することを要求されることとなる者が、その資格証明書の発給を受けることができる者と同等以上の知識及び能力を有していること。

第二十九條の三第二項中「前項第二号」の下に「又は第四号」を加え、「同号」を「当該各号」に改め、同条第三項及び第四項中「の一」を「に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号」に改める。

第三十條第一号中「第十七條の十九」の下に「第二十三條」を、「養成を行う者」の下に「登録漁ろう操船講習機関」を加える。

第三十條の三中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき」に改め、同条第二号中「第二十三條第七項」を「第二十二條の二第七項(第二十二條の三第二項において準用する場合を含む。)」に、「乗船させた者」を「乗船させたとき」に改め、同条第三号中「者」を「とき」に改め、同条第四号を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第二十九條の三第四項の規定による処分に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十一條第二号中「第二十三條第七項」を「第二十二條の二第七項(第二十二條の三第二項において準用する場合を含む。)」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条に次の一項を加える。

2 第二十九條の二第一項の規定による出頭の命令に應ぜず、同項の規定による帳簿書類の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、若しくは同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十一條の三第一項各号中「第十七條の十九」の下に、「第二十三條」を加える。

第三十一條の四中「第十七條の十九」の下に「第二十三條」を加え、「第十七條の八第二項各号」を「第十七條の八第二項」に改める。

第三十二條中「第二十三條第七項」を「第二十二條の二第七項(第二十二條の三第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三十三條中「第三十條の三(同条第四号を除く。）」又は第三十一條第三号」を「第三十條の三第二項又は第三十一條第二項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八條の規定 公布の日

二 第一條中船員法第十三條の次に一條を加える改正規定、同法第二百六條の改正規定(同条第七号の改正規定を除く。）及び同法第二百二十八條第二号の改正規定並びに附則第五條及び第十八條の規定 令和六年五月二十三日に採択された千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の改正が日本国について効力を生ずる日

三 第一条中船員法目次の改正規定(「第三百三十条」を「第三百三十七条」に改める部分を除く。)、同法第八十一条の次に四条を加える改正規定、同法第八章の次に二章を加える改正規定(「第八章の二に係る部分に限る。」、同法第一百条の三第一項の改正規定(同項第六号の改正規定を除く。)、同法第一百条の六第三項第一号及び第三号、第一百条の十九第一項、第二十條の三第一項から第三項まで及び第六項並びに第二百一十一條の二の改正規定、同法第三百三十條の改正規定(「まで若しくは」を「まで又は」に改め、「違反し、又は第七十三條の規定に基づく国土交通省令に」を削る部分を除く。)、同法中第三百三十一條の四を第三百三十一條の六とし、第三百三十一條の三を第三百三十一條の五とし、第三百三十一條の二の次に二条を加える改正規定、同法第三百三十三條第一項の改正規定(同項第二号の改正規定を除く。)、並びに同法第三百三十六條の改正規定並びに第三條の規定並びに附則第六條、第七條、第九條、第十二條第二項及び第三項、第十三條、第十六條、第二十一條並びに第二十六條の規定、千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日 四 次条から附則第四条まで並びに附則第十条、第十一条、第十二條第一項、第十九條及び第二十條の規定、前号に定める日前的政令で定める日 (登録生存講習機関の登録に関する準備行為) 第二条 第一条の規定(前条第三号に掲げる改正規定に限る。附則第七條第一項において同じ。による改正後の船員法(以下「第三号新船員法」という。))第八十三條の二の登録を受けようとする者は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「第	三号施行日」という。前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。 2 国土交通大臣は、前項の規定により登録の申請があつた場合には、第三号施行日前においても、第三号新船員法第八十三條の二、第八十三條の三及び第八十三條の十五(第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。))の規定の例により、その登録及び公示をすることができ、この場合において、当該登録及び公示は、第三号施行日以後は、それぞれ第三号新船員法第八十三條の二の登録及び第三号新船員法第八十三條の十五の規定による公示とみなす。 (登録生存講習機関の登録生存講習事務規程に関する準備行為) 第三条 前条第二項の規定により登録を受けた者は、第三号施行日前においても、第三号新船員法第八十三條の七の規定の例により、同条第一項に規定する登録生存講習事務規程の届出を行うことができる。この場合において、当該届出は、第三号施行日以後は、同項の規定による届出とみなす。 (登録消火講習機関への準用) 第四条 附則第二条の規定は、第三号新船員法第八十三條の十七の登録について準用する。この場合において、附則第二条第二項中「第八十三條の二、第八十三條の三及び」とあるのは「第八十三條の十七及び第八十三條の十八の規定並びに第三号新船員法第八十三條の十九において準用する第三号新船員法」と、「第八十三條の十五」とあるのは「第八十三條の十九において準用する第三号新船員法第八十三條の十五」と読み替えるものとする。 2 前条の規定は、前項において準用する附則第二条第二項の規定により登録を受けた者について準用する。この場合において、前条中「第八	十三條の七」とあるのは「第八十三條の十九において準用する第三号新船員法第八十三條の七」と、「登録生存講習事務規程」とあるのは「登録消火講習事務規程」と読み替えるものとする。 (コンテナが海中に転落した場合における通報に関する経過措置) 第五条 第一条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。))による改正後の船員法第十三條の二の規定は、輸送中のコンテナが同号に掲げる規定の施行の日以後に海中に転落した場合について適用する。 (基本訓練及び実技講習に関する経過措置) 第六条 第三号新船員法第八十一條の二第一項の規定は第三号施行日以後に同項に規定する雇入契約を締結した場合について、第三号新船員法第八十一條の三第一項及び第三項の規定は第三号施行日以後に同条第一項に規定する特定雇入契約を締結した場合について、第三号新船員法第八十一條の四の規定は第三号施行日以後に当該雇入契約を当該特定雇入契約に変更した場合について、それぞれ適用する。 2 第三号施行日前に船舶所有者が船員法第一条第一項に規定する船員(以下「船員」という。))について第三号新船員法第八十一條の二第二項に規定する基本訓練と同等以上の内容を有するものとして国土交通省令で定める要件に該当する教育訓練を実施した場合においては、当該船員を同条第二項に規定する証明書を受有しているものとみなして、同条第一項及び第三号新船員法第八十一條の三第一項の規定を適用する。 3 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に船員との間に第三号新船員法第八十一條の二第一項に規定する雇入契約が存する船舶所有者であつて、第三号施行日前に当該船員について前項に規定する教育訓練を実施していないもの	は、当該船員との間で第三号施行日に当該雇入契約を締結したものとみなして、同条の規定を適用する。 4 第三号施行日前五年以内に船舶所有者が船員に第三号新船員法第八十一條の三第三項各号に定める実技講習と同等以上の内容を有するものとして国土交通省令で定める要件に該当する実技講習を受けさせた場合においては、当該船員を当該各号に定める実技講習の課程を修了したものとみなして、同項から同条第五項まで(これらの規定を第三号新船員法第八十一條の四において準用する場合を含む。))及び第三号新船員法第八十一條の五の規定を適用する。 5 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に船員との間に第三号新船員法第八十一條の三第一項に規定する特定雇入契約が存する船舶所有者であつて、第三号施行日前五年以内に当該船員に前項の国土交通省令で定める要件に該当する実技講習を受けさせていないものは、当該船員との間で第三号施行日に当該特定雇入契約を締結したものとみなして、同条の規定を適用する。 (海上労働証書及び臨時海上労働証書に関する経過措置) 第七条 第一条の規定による改正前の船員法(次項において「第三号旧船員法」という。))第一百條の三第一項の規定により交付された海上労働証書で附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に効力を有するものは、その有効期間中に限り、第三号新船員法第一百條の三第一項の規定により交付された海上労働証書とみなす。 2 第三号旧船員法第一百條の六第三項の規定により交付された臨時海上労働証書で附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に効力を有するものは、その有効期間中に限り、第三号新船員
---	--	---	--

法第百条の六第三項の規定により交付された臨時海上労働証書とみなす。

(船員手帳及び勤務成績証明書に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に船員法第三十七条に規定する雇入契約の成立等があった場合における当該雇入契約に係る船員の勤務に関する事項の船員手帳への記載については、なお従前の例による。

2 施行日前の船員法第二条第一項に規定する海員の勤務の成績に関する証明書の交付の請求については、なお従前の例による。

(施行日の前日までの間の読替え)

第九条 第三号施行日から施行日の前日までの間は、第三号新船員法目次中「第八章の三 快速な海上労働環境の形成のための措置(第八十三(第八十四条 第八十六条)

条の二十・第八十三条の二十一)」とあるのは、

「第九章 年少船員(第八十四条―第八十六条)」とする。

(登録漁ろう操船講習機関の登録に関する準備行為)

第十条 第三条の規定による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法(以下「新船舶職員法」という。)第二十二条の四の登録を受けようとする者は、第三号施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録の申請があった場合には、第三号施行日前においても、新船舶職員法第二十二条の四及び第二十二条の五の規定並びに新船舶職員法第二十三条において準用する新船舶職員法第十七条の十五(第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。)の規定の例により、その登録及び公示

をすることができる。この場合において、当該登録及び公示は、第三号施行日以後は、それぞれ新船舶職員法第二十二条の四の登録及び新船舶職員法第二十三条において準用する新船舶職員法第十七条の十五の規定による公示とみなす。

(登録漁ろう操船講習機関の登録漁ろう操船講習事務規程に関する準備行為)

第十一条 前条第二項の規定により登録を受けた者は、第三号施行日前においても、新船舶職員法第二十三条において準用する新船舶職員法第十七条の六の規定の例により、新船舶職員法第二十二條の五第一項第二号ロに規定する漁ろう操船講習事務の実施に関する規程の届出を行うことができる。この場合において、当該届出は、第三号施行日以後は、新船舶職員法第二十三條において準用する新船舶職員法第十七條の六第一項の規定による届出とみなす。

(特定漁船に係る乗組み要件に関する経過措置)

第十二条 船舶職員及び小型船舶操縦者法第五条第一項第一号に掲げる海技士(航海)の資格に係る同法第四条第一項に規定する海技免許を有する者は、第三号施行日の前日までの間に限り、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に申請して、漁ろうに従事する船舶の航行の安全に関する知識及び能力(漁ろうに従事する船舶を操船する場合にのみ必要となるものとして国土交通省令で定めるものに限る。)を有する旨の認定を受けることができる。

2 新船舶職員法第十八条第四項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、船舶所有者が前項の認定を受けた者を新船舶職員法第五条第二項に規定する特定漁船に乗り組ませる場合における当該船舶所有者については、第三号施行日から起

算して二年を経過する日(次項において「二年経過日」という。)までの間は、適用しない。

3 新船舶職員法第二十一条第四項の規定(新船舶職員法第十八条第四項第二号に掲げる要件に係る部分に限る。)は、第一項の認定を受けた者については、二年経過日までの間は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為及び附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第十四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条の規定(附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の船員法及び第二条の規定による改正後の船員職業安定法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第十五条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第四十六条中「第六条第十一項」を「第六条第十三項」に改める。

(海難審判法の一部改正)

第十六条 海難審判法(昭和二十二年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十三条第一項」を「第二十二條の二第一項又は第二十二條の三第一項」に改める。

第四条第一項第一号中「第二十三条第一項」を「第二十二條の二第一項及び第二十二條の三第一項」に改める。

第四十九条中「第二十三条第七項」を「第二十二條の二第七項(同法第二十二條の三第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十五第二項中「第六条第十一項」を「第六条第十三項」に改め、同項第二号中「第六條第十二項」を「第六條第十四項」に改める。

附則第九条第十五項中「第六條第十一項」を「第六條第十三項」に、「第六條第十二項」を「第六條第十四項」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第十八条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第八八条中「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一 第百三十六号中「船舶職員に係る海技免許講習、海技免状更新講習若しくは登録船舶職員養成施設の登録若しくは小型船舶操縦者に係る登録小型船舶教習所、操縦免許証更新講習若しくは登録特定操縦免許講習機関の登録又は船舶職員に係る電子通信移行講習の登録」を「船舶職員及び小型船舶操縦者法等の規定による登録(第三十二号に掲げるものを除く。)」に改め、同号(七)を同号(八)とし、同号(四)から(六)までを同号(五)から(七)までとし、同号(三)の次に次のように加える。

(四) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十二條の四 (登録漁ろう操船講習機関の登録)の登録漁ろう操船 講習機関の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万 円
---	------	--------------

別表第一 第三百三十七号の二を次のように改める。

百三十七の二 船員法(昭和二十二年法律第百号)の規定による登録		
(一) 船員法第八十三條の二(登録生存講習機関の登録) の登録生存講習機関の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万 円
(二) 船員法第八十三條の十七(登録消火講習機関の登 録)の登録消火講習機関の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万 円
(三) 船員法第百條の二第二項(登録検査機関の登録)の 登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万 円

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十條 附則第一条第四号に掲げる規定の施行

の日から第三号施行日の前日までの間に受ける
前条の規定による改正後の登録免許税法別表第
一 第三百三十六号(四)並びに第三百三十七号の二(一)及
び(二)に掲げる登録に係る同法の規定の適用につ
いては、同表第三百三十六号(四)中「船舶職員及び
小型船舶操縦者法第二十二條の四(登録漁ろう
操船講習機関の登録)の登録漁ろう操船講習機
関の登録(更新の登録を除く。)」とあるのは「船
員法等の一部を改正する法律(令和七年法律
第 号)附則第十條第二項(登録漁ろう操船
講習機関の登録に関する準備行為)の登録」と、
同表第三百三十七号の二(一)中「船員法第八十三條
の二(登録生存講習機関の登録)の登録生存講習
機関の登録(更新の登録を除く。)」とあるのは
「船員法等の一部を改正する法律(令和七年法律
第 号)附則第二条第二項(登録生存講習機
関の登録に関する準備行為)の登録」と、同号(二)
中「船員法第八十三條の十七(登録消火講習機関
の登録)の登録消火講習機関の登録(更新の登録
を除く。)」とあるのは「船員法等の一部を改正す
る法律(令和七年法律第 号)附則第四条第
一項(登録消火講習機関への準用)において準用

する同法附則第二条第二項の登録」とする。
(住民基本台帳法の一部改正)

第二十一條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律
第八十一号)の一部を次のように改正する。
別表第一の百十七の四の項中「第二十三條第
七項」を「第二十二條の二第七項(同法第二十二
條の三第二項において準用する場合を含む。)」
に改める。
(青少年の雇用の促進等に関する法律の一部改
正)

第二十二條 青少年の雇用の促進等に関する法律
(昭和四十五年法律第九十八号)の一部を次のよ
うに改正する。
第三十三條中「特定地方公共団体(を削り、
「に規定する特定地方公共団体をいう。以下同
じ。」並びに「を」とあるのは「船員職業安定法
(昭和二十三年法律第百三十号)第六條第四項」
と、「に」、「船員職業安定法(昭和二十三年法律
第百三十号)第六條第四項」を「同條第五項」に改
め、「同法」を削り、「募集情報等提供」の下に
「を業として」を加え、「労働者の募集に関する
情報を提供すること」を「第六條第九項に規定す
る船員募集情報提供事業を」に改め、「(特定地
方公共団体を含む。)、事業主、」を削り、「は

「事業主、」を「は」に改め、「特定地方公共団
体」及び「特定地方公共団体」を削る。
(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等
に関する特別措置法の一部改正)

第二十三條 公立の義務教育諸学校等の教育職員
の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法
律第七十七号)の一部を次のように改正する。
第五條第一項中「第七十三條」を「第七十三條
第一項」に、「命令」を「政令」に改める。
(雇用保険法の一部改正)

第二十四條 雇用保険法(昭和四十九年法律第百
十六号)の一部を次のように改正する。
第七十九條の二中「第六條第四項」を「第六條
第四項に規定する特定地方公共団体、同條第五
項」に、「同條第五項に」を「同條第六項に」に改
め、「地方運輸局」の下に、「船員職業安定法
第六條第四項に規定する特定地方公共団体」を
加え、「第二十一條(を「第二十二條(に、「公
共職業安定所、」とあるのは「公共職業安定所若
しくは」を「職業安定法第四條第九項に規定する
特定地方公共団体」とあるのは「に、「と、「公
共職業安定所長」を「職業安定法第四條第九項に
規定する特定地方公共団体、船員職業安定法第
六條第四項に規定する特定地方公共団体」と、
「同法」とあるのは「職業安定法」と、「公共職業
安定所長」に改める。
(船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部
改正)

第二十五條 船員の雇用の促進に関する特別措置
法(昭和五十二年法律第九十六号)の一部を次の
ように改正する。
第八條中「の各号」を削り、同條第二号中「同
條第八項を「同條第十項」に、「同條第十一項」
を「同條第十三項」に改める。
第九條第一項中「第四十三條」を削り、「規
定」の下に「並びに同法第九條の規定(船員職

業紹介事業に関し必要な事項に係る部分に限
る。』を加え、同條第二項中「第十七條まで、第
十九條、第二十條第二項、第二十一條を「第二
十二條まで第二十一條第一項及び第三項を除
く。』に改める。
第十條中「第五十三條」を「第五十四條」に改
め、「規定」の下に「並びに同法第九條の規定
(船員労働供給事業に関し必要な事項に係る部
分に限る。』を加える。
第十一條第五項中「第七條」の下に、「第十八
條」を加え、「第二十一條、」を「第二十二條、」
に、「第二十一條第一項」を「同法第十八條第一
項中「求人に関する情報又は求職者」とあるのは
「船員労働供給を受けようとする者」と、同條中
「求人等に関する情報」とあるのは「船員労働供
給を受けようとする者等に関する情報」と、同
法第二十二條第一項に、「けい船」を「係船」に
改める。
第十四條第一項中「及び第四項、」を「第五項
及び第六項、」に改める。
(行政手続における特定の個人を識別するため
の番号の利用等に関する法律の一部改正)

第二十六條 行政手続における特定の個人を識別
するための番号の利用等に関する法律(平成二
十五年法律第二十七号)の一部を次のように改
正する。
別表二十六の二の項中「締約国資格証明書」を
「船員条約締約国資格証明書若しくは同法第二
十二條の三第一項に規定する資格証明書」に改
める。
(出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能
実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関す
る法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十七條 出入国管理及び難民認定法及び外国
人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保
護に関する法律の一部を改正する法律(令和六

年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第二条の改正規定中「第六条第十一項」を「第六条第十三項」に、「第六条第十四項」を「第六条第十六項」に、「第六条第十五項」を「第六条第十七項」に改め、同法第八十七条の次に一条を加える改正規定中「第六条第四項」を「第六条第五項」に、「第十七条まで、第十九条及び第二十一条」を「第二十条まで及び第二十二條」に、「並びに第十六条第二項及び第三項」を「第十六条第二項及び第三項、第十八条、第十九条第一項並びに第二十条」に、「第十九条第十六条第一項中「第四條、第十六條、第十九條及び第四十八條第二項」を「第九十六條第一項第一号中「第四條の規定並びに第十六條及び第十九條の規定(これらの規定を第四十二條第一項、第四十八條及び第五十二條において準用する場合を含む。)」に、「第十九條」を「第十九條の規定」に、「同法第九十八條第二項」を「同項第二号中「第四十八條、第四十九條及び第五十二條において」とあるのは「において」と、「無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者、船員募集情報提供事業を行う者(地方公共団体を除く。次条、第九十八條第一項並びに第二百二條第一項及び第二項において同じ。及び無料船員労務供給事業者」とあるのは「無料船員職業紹介事業者」と、同法第九十八條第二項」に改める。

(政令への委任)

第二十八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

審査報告書

漁業災害補償法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和七年四月二十四日

農林水産委員長 舞立 昇治
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国の漁業をめぐる諸情勢の変化に対応して漁業災害補償制度の改善を図り、漁業経営の安定に資するため、漁獲共済及び特定養殖共済を統合して漁獲・特定養殖共済を創設し、併せて当該共済において二以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約の成立等を可能とするとともに、養殖共済において損害に係る養殖施設ごとの共済目的の数量が一定の数量以上である場合に共済金を支払うものとする特約を設ける等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

近年の海洋環境の変化等によるサンマ、スルメイカ等の不漁など、我が国の漁業を取り巻く情勢変化の中で、漁業災害補償制度が、中小漁業者の相互救済の精神を基調とした漁業共済事業の実施を通じて、漁業の再生産の確保と漁業経営の安定に果たす役割は一層重要なものになっている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 漁業災害補償制度への一層の加入促進を図る

ため、漁業者及び漁業協同組合等に対して今回の改正内容を十分周知するとともに、漁業協同組合及び漁業共済団体等の普及推進体制の充実を図ること。あわせて、地方公共団体が実施する各種施策と本制度との連携の強化を図ること。

二 二以上の漁業種類を一括して対象とする契約を締結できる方式の創設や、共済の対象とならない漁業種類であっても、共済の対象となっている他の漁業種類と併せて副業的に営まれるものについて共済の対象とする特約の追加に当たっては、漁業者のニーズに即した的確な保険設計を行った上で、事業の円滑な運営に支障を生じないよう努めること。

三 網いけすなどの養殖施設ごとの損害状況に依じて共済金を支払う特約の追加に当たっては、輸出等を見据え、需要動向を踏まえた養殖生産を促進することができるとなるよう、的確な保険設計を行った上で、事業の円滑な運営に支障を生じないよう努めること。

四 漁業災害補償制度は、自然災害や水産物の需給変動といった漁業経営上のリスクに対応して漁業の再生産を確保し、漁業経営の安定を図る重要な役割を果たしていることから、制度の持続的かつ安定的な運営を確保すること。

五 漁業共済とともに、その経営安定機能を補完する形で実施されている漁業収入安定対策についても、我が国の漁業をめぐる状況が変化する場合、漁業経営のセーフティネットとして引き続き制度の持続的かつ安定的な運営を確保すること。

六 海水温の上昇など海洋環境の変化による漁場変動や魚種変化に的確に対応するためには、海洋状況をより詳細に把握する必要があることから、海洋調査に必要な観測、測定等の体制の充

実を図ることにより、調査を加速化すること。
七 瀬戸内海に代表される内海においては、栄養塩類に起因する不漁問題が発生していることから、国は都道府県と連携した下水処理緩和や底質改善などの効果ある施策を図ること。
右決議する。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和七年四月三日

衆議院議長 額賀福志郎
参議院議長 関口 昌一殿

漁業災害補償法の一部を改正する法律案
漁業災害補償法の一部を改正する法律

第一条 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。
第七十八條第一項中「被共済者若しくは」を「被共済者又は」に、「若しくは構成員」を「又は構成員」に改め、「又は被共済者の構成員のうち」にその営む漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が単位共済限度額に達しないものがある場合」を削り、同条第二項中「又はその構成員」を削り、同条第三項中「又は被共済者の構成員のうち」にその営む養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が単位共済限度額に達しないものがある場合」及び「又はその構成員」を削る。

第八十五條及び第九十一條第四項中「に掲げる組合員にあつては同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者、同号ハ」及び「第二百二十五條の三第一項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者」を削る。

第三一 漁業災害補償法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

第百五条第一項第一号口中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号口を削り、同号八中「口の」を「政令で定めるところにより」に、「こと及び」を「及び当該区域に応じ前条第二号に掲げる漁業を分けて定める」に、「かつ当該を」、「かつ、当該に改め、同号八を同号口とする。

第百八条第二項中の「定める区域ごと及び」を「が定める区域及び」に、「かつ当該を」、「かつ、当該に、「組合員の直接の構成員として」を「又は」に改め、「に規定する規約を定め、又は同号八」を削り、「として同号八」を「として同号口」に、「第五項」を「第四項」に改め、「若しくは八」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「第百五条第一項第二号八」を「第百五条第一項第二号口」に、「同号八」を「同号口」に、「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とする。

第百十条第一項中「第百四条第二号に掲げる漁業に係る漁獲共済については、被共済者が第百五条第一項第二号口に掲げる組合員であるときは、同号口に規定する規約を定めて中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額。第百十三条の二第二項、第四項及び第五項並びに第百十三条の三第二項において同じ。」を削る。

第百十一条の見出しを「(共済限度額)」に改め、同条第一項中「すべて」を「全て」に、「第百五条第一項第二号八」を「第百五条第一項第二号口」に、「第四項」を「第二項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「又は単位共済限度額」を削り、「第一項」を「同項」に改め、同項を同条第二項とする。

第百十三条第一項中「(次項に掲げるものを除く。)」を削り、「すべて」を「全て」に、「第百五条第一項第二号八」を「第百五条第一項第二号口」

に、「乗じ、これに更に」を「乗じて得た金額に」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に、「これら」を「同項」に改め、「第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、その金額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額」及び「その者が第百五条第一項第二号口に掲げる組合員であるときは、同号口に規定する規約を定めている中小漁業者のすべて」を削り、「係る第一項」を「係る同項」に、「乗じ、これに更に」を「乗じて得た金額に」に改め、同項各号を削り、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第二項及び前項」を削り、「第百十一条第三項」を「第百十一条第二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第百十三条の二第二項中「のすべて」を削り、「から第四項まで」を「及び第二項」に、「場合及び」を「場合並びに」に改め、同条第六項中「又は単位共済限度額」及び「又は第二項」を削り、「これら」を「同項」に改める。

第百十三条の三第二項中「のすべて」を削り、「から第四項まで」を「及び第二項」に、「場合及び」を「場合並びに」に改め、「又は単位共済限度額」を削り、同条第三項中「又は単位共済限度額」及び「又は第二項」を削る。

第百二十五条の三第一項中「ことに、次に掲げるとおり」を「に」に改め、当該特定養殖業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者」に改め、同項各号を削る。

第百二十五条の六第一項中「第百二十五条の三第一項第二号の都道府県知事の定める」を「政令で定めるところにより都道府県知事が特定養殖業の種類に応じその区域を分けて定める一定の」に、「し又は組合員の直接の構成員として同号に規定する規約を定める」を「する」に、「第三項」を「次項」に、「し、又は同号に規定する規約

を定めなければ」を「しなければ」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「又は第一項の規定による規約の設定」を削り、「規定は第一項」を「規定は前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第百二十五条の八第一項中「被共済者が第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額」を削る。

第百二十五条の九の見出しを「(共済限度額)」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「又は単位共済限度額」を削り、「第一項」を「同項」に改め、同項を同条第二項とする。

第百二十五条の十一第一項中「次項に掲げるものを除く。」を削り、「ことに、当該被共済者の」を「ことに、当該被共済者が」に改め、「において、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量が政令で定めるところにより当該被共済者の営む当該特定養殖業の過去一定年間の養殖に係る生産数量を基準として組合が定める基準生産数量に一を下らない範囲内において農林水産省令で定める数値を乗じて得た数量に達しないとき」を削り、「から当該被共済者の」を「から当該被共済者が」に改め、「、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量の当該基準生産数量に対する割合に応じて農林水産省令で定める割合」を削り、「の営む当該特定養殖業の種類」に、「及び」を「を」を乗じて得た金額に、「に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「であつて、前二項」を「であつて、前項」に、「共済金は、前二項」を「共済金は、同項」に改め、「(被共済者

が第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員であるときは、その金額に前項第一号に掲げる割合を乗じて得た金額」及び「、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量の当該基準生産数量に対する割合に係る第一項の農林水産省令で定める割合(被共済者が同条第一項第二号に掲げる組合員であるときは、前項第二号に掲げる割合)を削り、「の営む当該特定養殖業の種類に係る第一項」を「が営む当該特定養殖業の種類に係る同項」に、「(被共済者が同条第一項第二号に掲げる組合員であるときは、前項第三号に掲げる割合)及び」を「を」を乗じて得た金額に、「に改め、「被共済者が同条第一項第二号に掲げる組合員であるときは、前項第四号に掲げる割合」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、「第百二十五条の九第三項」を「第百二十五条の九第二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第百二十五条の十二第二項中「のすべて」を削り、「から第三項まで」を「及び第二項」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第四項中「又は単位共済限度額」を削る。

第百四十条第一項第二号中「百分の九十」を「百分の九十五」に改める。

第百四十三条第二号中「第百四十条第二号」を「第百四十条第一項第二号」に改める。

第百九十五条第一項第二号中「その者が第百五条第一項第二号口又は第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員であるときは第百五条第一項第二号口又は第百二十五条の三第一項第二号に規定する規約を定めている中小漁業者の営む漁業の平均規模」を削り、「第百五条第一項第二号八」を「第百五条第一項第二号口」に改める。

第二条 漁業災害補償法の一部を次のように改正する。

目次中「漁獲共済」を「漁獲・特定養殖共済」に、
第四節 特定養殖共済(第二百二十五条の
第五節 漁業施設共済(第二百二十六条―第
二百二十五条の十二)を「第四節 漁業施
設共済(第二百二十六条―第二百三十七条)」に改め
る。

本則中「漁獲共済」を「漁獲・特定養殖共済」に改める。

第二条中「漁獲金額」を「漁獲」に改める。

第七十七条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第七十八条第一項中「漁獲金額又は」を「漁獲若しくは養殖に係る生産金額又は」に、「漁獲金額」を「漁獲に係る生産金額」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第七十九条中「養殖共済及び特定養殖共済」を「及び養殖共済」に改める。

第八十条第一項中「漁業の種類ごと」の下に「(二)以上の同条に規定する漁業の種類を一括して共済契約の対象とする場合は、対象とする二以上の同条に規定する漁業の種類を一括して」を加え、「種類ごと、特定養殖共済にあつては第二百二十五条の二に規定する養殖業の種類ごと」を「種類ごと」に改め、同条第二項中「第二百二十五条の下に」若しくは第三号を、「漁業の下に」に属する漁業の種類を加え、「、第百十四条を」又は「第百十四条」に改め、「定める養殖業」の下に「に属する養殖業の種類」を加え、「又は第二百二十五条の二に規定する特定養殖業(以下この節において「特定養殖業」という。)に係る共済契約」を削る。

第八十五条第一項中「漁獲物」を「漁獲又は養殖に係る水産動植物」に改め、「特定養殖共済

にあつては当該共済契約に係る特定養殖業の養殖に係る水産動植物を削り、同条第二項中「又は特定養殖共済」及び「又は特定養殖業」を削る。

第八十七条第一項中「漁獲物若しくは」を「漁獲若しくは養殖に係る水産動植物若しくは共済目的たる」に、「養殖施設」を「共済目的たる養殖施設」に、「つど」を「都度」に改める。

第九十三条第一項第八号中「又は特定養殖共済」及び「又は特定養殖業」を削る。

第一百一条第一項中「行なう」を「行う」に、「漁獲物」を「漁獲又は養殖に係る水産動植物」に改める。

第一百四条中「とし」の下に「政令で定めるところにより」を加え、同条第二号中「、第一百四十五条に掲げる漁業及び第二百二十五条の二に規定する特定養殖業を削り、」の漁業の下に「(養殖業を除く。)」を加え、同条に次の一号を加える。

三 第百十四条の政令で定める養殖業以外の養殖業であつて、政令で定めるもの(以下「特定養殖業」という。)

第二百五条第一項第一号中「属する漁業」の下に「の種類」を加え、同号イ中「漁業の下に」の種類「の漁業」を加え、同号ロ中「当該漁業」の下に「の種類」の漁業を、「全員」がの下に「当該漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の」を加え、同項第二号中「属する漁業」の下に「の種類」を加え、同号イ中「当該漁業」の下に「の種類」の漁業を加え、同号ロ中「属する漁業」の下に「の種類」の漁業を、「とし」の下に「当該区分に係る漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の」を加え、同項に次の一号を加える。

三 特定養殖業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済にあつては、当該漁業の

種類の漁業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者

第六十六条中「こと」の下に「(二)以上の漁業の種類を一括して共済契約の対象とする場合は、対象とする二以上の漁業の種類それぞれについて」を加え、「種類の漁業」を「漁業の種類」に改める。

第七十七条中「一の漁業単位」の下に「又は一の特定養殖業」を加え、「その漁業単位」を「当該一の漁業単位又は一の特定養殖業」に改め、同条に次の一項を加える。

2 二以上の漁業の種類を一括して対象とする漁獲・特定養殖共済に係る共済契約を締結している被共済資格者は、他の漁獲・特定養殖共済に係る共済契約(第百十三条の三第一項の規定により包括継続申込特約をするものを除く。)を締結することができない。

第八八条第一項中「組合」の下に「、当該規約に係る」を、「属する漁業」の下に「の種類」を加え、同条第二項中「属する漁業」の下に「の種類」の漁業を、「者が」の下に「当該区分に係る」を、「属する漁業」の下に「の種類」を加え、「につき第四項」を「につき第五項」に改め、同条第三項中「組合」の下に「、当該規約に係る」を、「属する漁業」の下に「の種類」を加え、同条第四項中「同意」の下に「又は前項の規定による区域内特定養殖業者の同意」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 政令で定めるところにより都道府県知事が特定養殖業の種類に応じ定める区域ごとに、当該区域内に住所を有し、かつ、当該特定養殖業の種類の特養殖業を営む被共済資格者で政令で定める要件に該当するもの(以下「区域内特定養殖業者」という。)の三分の二以上

の者が当該特定養殖業の種類に係る漁獲・特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをすることにつき同意をした場合において、当該同意につき次項において準用する第百五条の二第四項の規定による公示があつたときは、区域内特定養殖業者(当該公示があつた後に区域内特定養殖業者となつた者を含む。)は、組合に当該漁獲・特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをしなければならない。当該漁獲・特定養殖共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

第九九条中「こと」の下に「(二)以上の漁業の種類を一括して共済契約の対象とする場合は、対象とする漁業の種類を通じて」を、「当該の下に」の漁業の下に「に属する漁業の種類」の漁業を加える。

第一百十條第三項中「漁業」の下に「に属する漁業の種類」を加える。

第一百一一条第一項中「より、当該被共済資格者の営む当該漁業を」より、被共済資格者の営む漁業であつて、共済契約の対象とする漁業の種類「の漁業(以下この条及び第百十三条において「対象漁業」という。)」に、「漁獲金額を」生産金額に改め、「掲げる漁業」の下に「に属する漁業の種類」を加え、「通ずる当該漁業」を「通ずる対象漁業」に、「当該漁業に係る経営事情」を「対象漁業に係る経営事情」に、「当該漁業に關し」を「対象漁業に關し」に、「存する当該漁業を」存する対象漁業に、「他の被共済資格者の営む当該漁業を」他の被共済資格者の営む対象漁業に、「当該漁業の種類」を「対象漁業の種類」に改め、同条第二項中「漁獲金額」を「生産金額」に、「当該漁業」を「対象漁業」に、「漁獲物」を「漁獲又は養殖に係る水産動植物」に改め、同条に次の一項を加える。

3 漁獲・特定養殖共済の対象とならない漁業の種類に漁業であつて政令で定めるものの過去一定年間の操業に係る生産金額を第一項の生産金額に加えることに關し農林水産省令で定める要件に該当する特約がある共済契約における前項の規定の適用については、同項中「対象漁業」とあるのは、「対象漁業及び次項の特約に係る漁業」とする。

第百十二条第一項中「対象とする漁業の種類その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林水産大臣の定めるものに応ずる次項の危険階級に係る同項の基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合が共済規程で」を「次の各号に掲げる共済契約の区分に応じ、当該各号に」に改め、同項に次の各号を加える。

一 二以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約 対象とする漁業の種類その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林水産大臣の定めるものに応ずる次項の危険階級に係る同項の基準共済掛金率を用いて農林水産省令で定めるところにより算定した率に、二以上の漁業の種類を一括して対象とすることによる共済事故の発生率の低下その他の事情を考慮して農林水産大臣の定める割合を乗じて得た率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合

二 前号に掲げる共済契約以外のもの 対象とする漁業の種類その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林水産大臣の定めるものに応ずる次項の危険階級に係る同項の基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合
第百十三条第一項中「当該漁業を」を「対象漁業に」、「漁獲金額」を「生産金額」に改め、「掲げる

漁業」の下に「に属する漁業の種類」を加え、「種類」を「漁業の種類」に改め、同条第二項中「種類の漁業」を「漁業の種類」に、「当該漁業の種類」を「対象漁業の漁業の種類」に改め、同条第三項中「漁獲金額」を「生産金額」に改め、「第百十一条第二項」の下に「同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を加える。

第百十三条の二第二項中「これと併せて」を「当該共済契約について」に改め、同条第二項中「種類と」を「種類又は当初契約に係る特定養殖業の種類と」に、「種類が」を「種類又は特定養殖業の種類が」に改める。

第百十三条の三第一項中「属する漁業」の下に「の種類」を加え、「種類の」を削り、「係る共済契約」の下に「(二以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約を除く。）」を加え、「これと併せて」を「当該共済契約について」に改める。
第百十四条中「とし」の下に「政令で定めるところにより」を加える。

第百十六条第一項中「当該養殖業」の下に「の種類の養殖業」を加える。
第百十七条中「種類の養殖業」を「養殖業の種類」に改める。

第百十八条第一項中「農林水産省令で定める」を「対象とする」に改め、「営む当該」の下に「養殖業の」を加える。

第百十九条中「当該」の下に「養殖業の」を加える。

第百二十四条第二項中「の種類の養殖業」を「の養殖業の種類」に改め、同項第一号中「種類の養殖業」を「養殖業の種類」に改め、同項第二号中「種類の養殖業以外の養殖業」を「養殖業の種類以外の養殖業の種類」に、「種類のものを」を「もの」に改め、「当該養殖業」の下に「の種類」を加え、「第五項」を「第六項」に改め、同条第三項

中「種類の養殖業に」を「養殖業の種類に」に、「各号のすべてに」を「各号のいずれにも」に改め、同項第一号中「種類の養殖業以外の養殖業」を「養殖業の種類以外の養殖業の種類」に改め、「場合以外」の下に「の場合」を加え、同項第二号中「種類の養殖業以外の養殖業」を「養殖業の種類以外の養殖業の種類」に、「政令」を「政令」に、「種類のものを」を「もの」に改め、同条第四項中「種類の養殖業」を「養殖業の種類」に改め、同条第五項中「及び第二項」を「第二項及び前項」に、「乗じ、これに更に」を「乗じて得た金額に」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 政令で定める養殖業の種類に係る養殖共済であつて、共済金の支払われる場合及び共済金の金額の算定の方法に關し次の各号のいずれにも該当する特約がある共済契約に係るものの共済金は、第一項から第三項までの規定により支払うものとされる場合のほか、同一の原因による共済事故によつて受けた損害に係る養殖施設ごとの共済目的の数量(前条の規定によつて組合が填補する責めを負わない損害に係る共済目的の数量を除く。)が当該共済事故の発生直前の当該養殖施設ごとの当該共済目的の数量に政令で定める割合を乗じて得た数量以上である場合に支払うものとし、その場合の共済金の金額は、共済契約ごとに、同一の原因による共済事故によつて受けた損害に係る養殖施設ごとの損害額(前項に規定する特約がある場合にあつては、同一の原因による共済事故によつて受けた損害に係る養殖施設ごとに当該特約に従ひ算定した金額)に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額(共済目的の種類たる養殖水産動植物で農林水産省令で定めるもの)にあ

つては、その金額に更に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額」とする。

一 第二項各号の政令で定める養殖業の種類に係るものにあつては、それぞれ当該各号の規定により当該共済金を支払うものとされる場合以外の場合に当該共済金を支払うものでないこと。

二 同一の原因による共済事故によつて受けた損害に係る養殖施設ごとの共済目的の数量(前条の規定によつて組合が填補する責めを負わない損害に係る共済目的の数量を除く。)が当該共済事故の発生直前の当該養殖施設ごとの当該共済目的の数量に政令で定める割合を乗じて得た数量を下回る場合に当該共済金を支払うものでないこと。
三 農林水産省令で定める要件に該当すること。

第百二十四条の二第二項中「これと併せて」を「当該共済契約について」に改め、同条第二項中「のすべて」を削り、「第四項」を「第五項」に改める。

第三章第四節を削る。
第百三十六条の三第一項中「これと併せて」を「当該共済契約について」に改め、同条第二項中「のすべて」を削る。

第三章第五節を同章第四節とする。
第百四十条第一項第一号中「養殖共済及び特定養殖共済」を「及び養殖共済」に改め、同条第二項中「特定養殖共済に係るものにあつては特定養殖業の種類」を削る。

第百四十一条第一号中「養殖共済及び特定養殖共済」を「及び養殖共済」に改め、「前条第二項」を削り、「同項の養殖業の種類、特定養殖共済に係るものにあつては同項の特定養殖業の種類」を「養殖業の種類」に改める。

第四百二十二条中、「第二百二十五条の第十二第五項」を削る。

第四百十三条第一号中、「養殖共済及び特定養殖共済」を「及び養殖共済」に改める。

第四百七条の七中、「第二百二十五条の第十二第五項」を削る。

第九百九十五条第一項第一号中「属する漁業」の下に「の種類」を、「共済契約者」の下に「(二)以上の漁業の種類を一括して共済契約の対象とする漁獲・特定養殖共済の共済契約者にあつては、政令で定める要件に該当するものに限る。」を加え、同項第二号中「第四百四条第二号」の下に「若しくは第三号」を、「属する漁業」の下に「の種類」を加え、「養殖共済又は特定養殖共済の」を「の共済契約者(前号に掲げる共済契約者を除く。又は養殖共済の」に、「養殖共済又は特定養殖共済への」を「又は養殖共済への」に改める。

第九百九十六条の十二中「漁獲金額」を「漁獲」に、「てん補されない」を「填補されない」に改める。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中漁業災害補償法第四百十三条第二号の改正規定及び附則第五条の規定 公布の日

二 第二条及び附則第三条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(第一条の規定による漁業災害補償法の一部改正に伴う経過措置)

令和七年四月二十五日 参議院会議録第十六号

第二条 この法律の施行の際現に成立している第一条の規定による改正前の漁業災害補償法次項及び第三項において「旧法」という。)に基づく漁獲共済及び特定養殖共済に係る共済契約、当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約並びに当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に成立している旧法に基づく漁業施設共済に係る再共済契約及び保険契約については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の日前に旧法第八十五条第五項及び第九百二十五条の六第三項において準用する旧法第九百二十五条の二第四項の規定によりされた公示で、この法律の施行の際現に効力を有するものは、第一条の規定による改正後の漁業災害補償法(以下この項において「新法」という。)第九百八条第四項及び第九百二十五条の六第二項において準用する新法第九百二十五条の二第四項の規定によりされた公示とみなす。

(第二条の規定による漁業災害補償法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に成立している第二条の規定による改正前の漁業災害補償法(次項において「第二号旧法」という。)に基づく漁獲共済及び特定養殖共済に係る共済契約、当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約並びに当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に第二号旧法第八十五条第四項及び第九百二十五条の六第二項において準用する第二号旧法第九百二十五条の二第四項の規定によりされた公示で、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に効力を有するものは、第二条の規定による改正後の

漁業災害補償法の一部を改正する法律案 情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案 三五

漁業災害補償法(以下この項において「第二号新法」という。)第九百八条第五項において準用する第二号新法第九百二十五条の二第四項の規定によりされた公示とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

令和七年四月二十四日

経済産業委員長 牧山ひろえ

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、人工知能関連技術等による情報処理の高度化を推進するための環境の整備を図るため、指定高速情報処理用半導体の生産を安定的に行うために必要な取組及び高度な情報処理の性能を有する設備の導入に対する支援措置を講ずるとともに、これらの支援措置を含む先端的な半導体の安定的な生産の確保等の施策に係る措置に必要な財源を確保するための措置等

を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、令和七年度特別会計予算(エネルギー対策特別会計先端半導体・人工知能関連技術勘定)に三千三百二十八億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 指定高速情報処理用半導体に関する支援対象事業者の選定については、我が国が次世代半導体において競争力を有することができるよう、諸外国における次世代半導体の研究開発や量産に向けた取組等の動向を注視しつつ、関係者や有識者等の意見も踏まえ、適時適切に行うこと。

二 選定事業者への支援に当たっては、その効果が支援を受けた事業者及び関係者に留まらず、我が国の経済安全保障の観点からも重要となる半導体産業の発展及び半導体サプライチェーンの再構築並びに国民の生活の向上に資するものとなるよう留意すること。

三 選定事業者による資金確保や顧客開拓等に対し協力を行うなど、選定事業者と連携して実施計画の着実な実施に努めるとともに、指定高速情報処理用半導体の生産に必要不可欠な製造装置や部素材等の安定的な確保に万全を期すこと。

四 独立行政法人情報処理推進機構による選定事業者に対する出資に当たっては、民間との出資のバランスを考慮するなど、選定事業者の自立性確保に十分留意すること。

五 出資の対価として取得する株式については、経営判断の迅速性等にも配慮しつつ、適切なガバナンスが発揮されるような設計とし、重要な経営事項に対して拒否権を有するいわゆる黄金株を保有することも含めて、検討すること。また、経営に不測な事態が発生した場合等に備えて、政府として機動的な対応を行うべく、能動的にガバナンスを発揮できるよう検討を行うこと。加えて、民間からの資金調達を促進していきつつ、公的資金の回収を図る観点も踏まえ、適正なリターンが確保されるような設計とすること。ように検討すること。

六 選定事業者に対する出資等の支援が多額の国費を用いるものであることに鑑み、選定事業者による実施計画の概要を公表すること。また、実施計画の実施状況、選定事業者による半導体の設計を行うために必要なデータセットの開発及び顧客への提供状況や選定事業者と半導体設計事業者等との提携状況など事業の進捗状況について、政府において責任を持って把握・検証を行い、入手する経営情報に関してはその機密の確保に万全を期し事業者の競争上の地位の毀損がないように配慮しつつ、上場までの間、選定事業者に対する追加支援に必要な予算案の審議に向けて、国会に報告するとともに、公表すること。特に、量産開始までの間は、三月に一回をめどに国会に報告すること。

七 選定事業者による指定高速情報処理用半導体の量産化に対する支援(以下「量産準備支援」という。)は、民間主体で行うことを旨とし、政府は今後の次世代半導体を取り巻く環境等の変化を十分踏まえ、必要に応じて選定事業者に対し実施計画の変更の指示など、同計画について不

八 更なる量産準備支援の判断については、選定事業者の次世代半導体の試作や量産の状況、選

定事業者の民間からの追加投資状況及び販路開拓状況を踏まえること。また、選定事業者による売上げ見込みと、生産・販売・管理コスト等の見積りから計算される利益によって、これまでと今後の投資、融資などが現実的な期間で回収できないなど事業性が見込めないと判断した場合においては、支援を見直すこと。なお、量産準備支援を行う場合には、選定事業者に対して、財務状況等の国民への情報開示を行うよう指導すること。

九 選定事業者に対する国からの支援が巨額に及ぶことを踏まえ、支援のプロセスや資金の流れ等について、高い透明性を確保するとともに、公平かつ公正な運用を徹底すること。また、選定事業者役員等の既存個人株主が将来株式を売却した際に生じる利益について、国費の投入が株式価値の上昇に寄与した点も念頭に、引き続き、国費の投入について国民の納得が得られるように努めること。

十 「AI・半導体産業基盤強化フレーム」に基づく歳出については、政策効果や必要性を十分見極めた上で、国会での審議や産業構造審議会等での議論を踏まえつつ必要に応じて見直しを行うとともに、毎年、「AI・半導体産業基盤強化フレーム」に係る予算の執行状況について情報を整理して公表すること。

十一 エネルギー対策特別会計に新設する先端半導体・人工知能関連技術勘定における公債である「先端半導体・人工知能関連技術債」の発行に当たっては、将来にわたって国民負担が伴わないよう厳重に対処すること。その償還においては、財政投融资特別会計の投資勘定が産業の開発及び貿易の振興のための資金を出資及び貸付けによって供給するために設けられていることを踏まえ、かかる趣旨に合致しない資金の供給を厳に慎むこと。

十二 我が国の半導体産業が長期にわたり低迷している現状及び政府におけるこれまでの半導体政策についての十分な検証・評価の結果を踏まえ、今後の中長期的な内外の情勢変化やAI・半導体に係る技術革新の進展等の動向に対応し、我が国半導体産業の復活に向けて、今後のAI・半導体政策の在り方について更なる検討を進めること。

十三 国内におけるデジタル需要の拡大に最大限努めるとともに、国内で製造される半導体の供給において、そのマッチングが図られるよう必要な施策を行うこと。

十四 デジタル人材及び特に不足が指摘されているAI・半導体人材の育成や確保については、関係省庁・関係機関、高等学校・高等専門学校・大学等が連携し、着実に取組を実施すること。また、人材や技術の海外流出防止及び高度人材の獲得について、実効性ある施策を講ずること。さらに、情報処理技術者試験については、CBT(コンピュータ・ベースド・テスト)の拡充や実施回数増加等について更なる検討を行い、デジタル人材の育成や確保に向けて、利便性向上に努めること。

十五 次世代半導体の量産化等の事業の推進及び関連産業の集積を進めるに当たり、円滑な事業経営環境を整え、内外より高度なIT人材を確保するための施策を行うことが必要であることに鑑み、関係省庁間の連携及び地方公共団体との連携の下、工業用水の確保、下水道及び道路等の必要なインフラの整備や、いわゆるインタナショナルスクール等の設置及び周辺の学校や医療機関等、居住環境や生活環境の整備等の取組が着実に進むよう必要な措置を講ずること。

右決議する。

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和七年四月十日

衆議院議長 額賀福志郎

参議院議長 関口 昌一殿

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

(情報処理の促進に関する法律の一部改正)

第一条 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第二章 電子計算機の利用等
第一節 電子計算機利用高度化計画
第二節 情報処理安全確保支援士

第二節 情報処理安全確保支援士
第二節 情報処理技術者試験

第二節 情報処理技術者試験
第二節 情報処理技術者試験

第二節 情報処理技術者試験
第二節 情報処理技術者試験

第二節 情報処理技術者試験
第二節 情報処理技術者試験

第二節 情報処理技術者試験
第二節 情報処理技術者試験

第二節 情報処理技術者試験
第二節 情報処理技術者試験

第二節 情報処理技術者試験
第二節 情報処理技術者試験

「第五章 指定高速情報処
理用半導体の指定等(第六十一
条―第六十三条)」を
第六章 先端半導体・人工
知能関連技術債(第六十九
条―第七十一条―第七十三
条―第八十一条)

に改める。

第一条中「電子計算機の高度利用及び」を削り、「維持する」の下に「とともにその性能の向上を図る」を加え、「並びに」を「及び」に改める。

第二条第一項中「計数型のものに限る。以下同じ。」を削る。

第二章の章名、同章第一節、同章第二節の節名及び同節第一款の款名を削る。

第六条中「事業者」を「電子計算機を利用する事業者(以下単に「事業者」という。)」に改め、同条を第三条とし、同条の前に次の章名及び節名を付する。

第二章 情報処理安全確保支援士等

第一節 情報処理安全確保支援士

第七条を第四条とする。

第八条第四号中「第十九条第一項第二号」を「第十六条第一項第二号」に改め、同条を第五条とする。

第九条第一項中「この款」を「この節」に改め、同条を第六条とする。

第十条第一項中「この節及び第三十三条」を「この章及び第三十条」に、「この款及び第五十一条第二項」を「この節及び第四十七条第二項」に改め、同条を第七条とし、第十一条を第八条とし、第十二条から第十六条までを三条ずつ繰り上げる。

第十七条中「第十五条第一項」を「第十二条第一項」に、「第二十一条」を「第十八条」に改め、同条を第十四条とし、第十八条を第十五条とする。

第十九条第一項第一号中「第八条各号」を「第五条各号」に改め、同条第二項中「第二十四条」を「第二十一条」に、「第二十六条」を「第二十三条」に改め、同条を第十六条とし、第二十条を第十七条とし、第二十一条を第十八条とする。

第二十二条の前の見出しを削り、同条中「第十九条」を「第十六条」に、「第五十一条第二項」を「第四十七条第二項」に改め、同条を第十九条とし、同条の前に見出しとして「登録事務の代行」を付する。

第二十三条第一項中「第十六条」を「第十三条、第十四条、第十五条第一項」に、「第十八条第一項、第二十条及び第二十一条」を「及び第十八条」に改め、同条第二項中「第十条第二項、第十一条及び第十四条」を「第七条第二項、第八条及び第十一条」に、「第二十二条」を「第十九条」に、「第十一条」を「第八条」に改め、同条第四項中「第二十一条」を「第十八条」に改め、同条を第二十条とし、第二十四条を第二十一条とし、第二十五条を第二十二条とする。

第二十六条中「第二十八条」を「第二十五条」に改め、同条を第二十三条とし、第二十七条を第二十四条とする。

第二十八条中「この款」を「この節」に改め、同条を第二十五条とする。

第二章第二節第二款の款名を削る。
第二十九条第二項中「第五十一条第二項」を「第四十七条第二項」に改め、同条第三項中「第十条第二項及び第十一条から第十四条まで」を「第七条第二項及び第八条から第十一条まで」に、「第二十九条第二項」を「第二十六条第二項」に、「第二十九条第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同条を第二十一条とし、同条の前に次の節名を付する。

に、「第十一条」を「第八条」に改め、同条を第二十六条とし、同条の前に次の節名を付する。

第二節 情報処理技術者試験

第三十条第一項中「この章及び第五十一条第一項第十号において」を削り、第三章中同条を第二十七条とし、第三十一条を第二十八条とし、第三十二条を第二十九条とする。

第三十三条中「第三十一条」を「第二十八条」に、「第五十一条第二項」を「第四十七条第二項」に改め、同条を第三十条とする。

第三十四条を削る。

第三十五条第一項中「認定事業者」を「第二十八条の認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)」に改め、同項第一号中「第三十一条」を「第二十八条」に改め、同項第二号中「前条」を「第七十五条第一項」に改め、同項第三号中「第三十一条」を「第二十八条」に、「第三十二条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第三十一条とし、第三十六条を第三十二条とする。

第三十七条第一項の表第三項第一項の項中「第三十七条第一項」を「第三十三項第一項」に改め、同条を第三十三条とし、第四章第一節中第三十八条を第三十四条とし、第三十九条を第三十五条とする。

第四十条中「助成を(助成等)」に改め、同条を第三十六条とし、第四十一条を第三十七条とし、第四十二条を第三十八条とする。

第四十三条第二項中「第五十一条第一項第一号」を「第四十七条第一項第一号」に、「に必要な」を「若しくは同項第十三号及び第十四号に掲げる業務に必要な」に、「第五十四条第一項の信用基金」を「第五十二条第一項の第一種信用基金」若しくは「第五十三条第一項の第二種信用基金」に改め、同条を第三十九条とし、第四十四条を第四十条とする。

第四十五条第一項ただし書中「第五十四条第一項の信用基金」を「第五十二条第一項の第一種信用基金及び第五十三条第一項の第二種信用基金」に改め、同条を第四十一条とし、第四章第二節中第四十六条を第四十二条とし、第四十七条から第五十条までを四条ずつ繰り上げる。

第五十一条第一項中「第四十条」を「第三十六条」に改め、同項第三号中「以下」を「次号において」に改め、「債務」の下に「(第十二号に規定する資金の借入れに係る債務を除く。)」を加え、同項中第十九号を第二十五号とし、第十一号から第十八号までを六号ずつ繰り下げ、第十号を第十一号とし、同号の次に次の五号を加える。

十二 情報処理サービス業を営む会社が大量の情報につき高速度での処理を行うことができる性能を有する設備として経済産業省令で定める設備(経済産業省令で定めるその附属設備を含む。)の導入を行うために必要な資金を調達するために発行する社債又は当該資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。

十三 選定事業者(第六十三条第二項第七号に規定する選定事業者をいう。以下この項において同じ。)が選定実施計画(第六十七条第一項第一号に規定する選定実施計画をいう。)に従って特定取組(第六十三条第一項に規定する特定取組をいう。)を実施するために必要な資金(以下この項及び第五十三条第一項において「取組資金」という。)の出資又は施設若しくは設備(第六十八条第二項の規定により譲り受けたものに限る。)の現物出資を行うこと。

十四 選定事業者が取組資金を調達するため発行する劣後特約付社債(元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付され

た社債であつて、経済産業省令で定めるものをいう。の取得又は選定事業者に対する劣後特約付金銭消費貸借(元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、経済産業省令で定めるものをいう。)による取組資金の貸付けを行うこと。

十五 選定事業者が取組資金を調達するために発行する社債又は取組資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。

十六 取組資金の貸付けを行う金融機関に対し、利子補給金を支給すること。

第五十一条第一項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 情報処理に関する業務を行うために必要な専門の知識及び技能を有する者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

第五十一条第二項中「次条第二号」を「第五十条第二号」に改め、同条第三項中「第一項第七号」を「第一項第八号」に改め、第四章第三節中同条を第四十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

(出資等業務基準)

第四十八条 機構は、前条第一項第十二号から第十五号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務(次条第一項において「出資等業務」という。)を行う場合には、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(特に必要がある場合の経済産業大臣の要求)

第四十九条 経済産業大臣は、出資等業務の適正かつ確実な実施のため特に必要があると認めるときは、機構に対し、出資等業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2 機構は、経済産業大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

第五十二条第一号中「前条第一項第一号」を「第四十七条第一項第一号」に改め、同条第二号中「前条第一項第六号」を「第四十七条第一項第六号」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第四十七条第一項第十二号から第十六号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

第五十二条を第五十条とする。

第五十三条第一項中「前条第二号及び第三号」を「前条第二号から第四号まで」に、「第五十一条」を「第四十七条」に改め、同条を第五十一条とする。

第五十四条の見出しを「(第一種信用基金)」に改め、同条第一項中「第五十一条第一項第三号」を「第四十七条第一項第三号」に、「信用基金を」を「第一種信用基金を」に、「者から信用基金に充てるべきものとして」を「者から」に、「第四十三条第二項」を「第三十九条第二項」に、「政府から信用基金を」を「政府から第一種信用基金」に改め、同条第二項中「信用基金を」を「第一種信用基金」に改め、同条を第五十二条とする。

第六十三条第一号中「第五十一条第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条第二号中「第

五十三条第一項」を「第五十一条第一項」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次の一号を加える。

二 第四十八条第一項の規定に違反したとき。

第六十三条に次の一号を加える。

四 第五十四条第一項若しくは第四項又は第五十六条第一項の規定により経済産業大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

第六十三条を第八十一条とする。

第六十二条中「第三十四条」を「第七十五条第一項」に改め、同条を第八十条とする。

第六十一条第一号中「第十九条第二項」を「第十六条第二項」に改め、同条第二号中「第二十七条」を「第二十四条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第七十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十一条を第七十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第六十条中「第四十九条を」を「第四十五条」に改め、同条を第七十七条とする。

第五十九条第一項中「第二十五条」を「第二十条」に改め、同条を第七十六条とする。

第五章を第八章とし、第四章第四節中第五十八条を第六十条とし、同条の次に次の三章を加える。

第五章 指定高速情報処理用半導体の指定等

第六十一条 経済産業大臣は、政令で定める種類ごとに次の各号のいずれにも該当する半導体を指定することができる。

一 極めて大量の情報を極めて高速度で処理することを可能とする半導体であつて、情報処理の高度化のために特に必要なものであること。

二 我が国においてその半導体の生産及び供給が安定的に行われておらず、かつ、行われないおそれがある状況にあること。

2 経済産業大臣は、前項の規定による指定(以下この章において単に「指定」という。)をしたときは、その旨を公表するものとする。

(指定の取消し等)

第六十二条 経済産業大臣は、指定を受けた半導体(以下この章において「指定高速情報処理用半導体」という。)が前条第一項各号のいずれかに該当しなくなつたときは、その指定を取り消すものとする。

2 経済産業大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(公募の実施に関する指針等)

第六十三条 経済産業大臣は、指定をしたときは、その指定高速情報処理用半導体の生産施設の設置並びに指定高速情報処理用半導体の試作及び需要の開拓その他の指定高速情報処理用半導体の生産を安定的に行うために必要な取組(以下「特定取組」という。)を最も適切に実施することができる」と認められる者を公募により選定するために、公募の実施に関する指針(以下この章において単に「指針」という。)を定めるものとする。

2 指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 公募の対象とする指定高速情報処理用半導体(以下この章において「公募対象半導体」という。) 二 公募対象半導体の生産の開始に係る目標 三 公募の参加者の資格に関する基準 四 公募対象半導体に係る特定取組に関する事項 五 公募対象半導体に係る特定取組を実施するために必要な国、地方公共団体その他の関係者との連携並びにその特定取組の実施による我が国経済社会の発展及び地域経済の活性化への寄与に関する事項 六 公募を開始する日及び公募の期間 七 選定事業者(特定取組を最も適切に実施することができると認められる者として公募により選定された者をいう。以下同じ。)を選定するための評価の基準 八 前各号に掲げるもののほか、公募の実施に関する事項その他必要な事項 3 経済産業大臣は、前項第五号に掲げる事項を定めるに当たっては、デジタル社会形成基本法第二章に定める「デジタル社会(同法第二条に規定する「デジタル社会をいう。以下この項において同じ。」の形成についての基本理念に即して国又は地方公共団体が実施する「デジタル社会の形成に関する施策の実施に資するものとなるように配慮するものとする。) 4 第二項第六号に規定する期間は、一月を下らない期間を定めるものとする。 5 経済産業大臣は、指針を定めるに当たり必要があるとき、あらかじめ、関係行政機関の長に協議することができる。 6 経済産業大臣は、指針を定めたときは、遅	滞なく、これを公表するものとする。 7 前二項の規定は、指針の変更について準用する。 (実施計画の提出) 第六十四条 公募に応じて選定事業者となるものとする者は、経済産業省令で定めるところにより、特定取組の実施に関する計画(以下この章において「実施計画」という。)を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。 2 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 特定取組の内容及び実施期間 二 特定取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法(第四十七条第一項第十三号の規定による施設又は設備の現物出資を受けようとする場合にあっては、その旨及び当該施設又は設備を所有し、又は所有することが見込まれる国立研究開発法人(通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。)であつて第六十八条第一項の政令で定めるものの名称その他当該施設又は設備に関する事項(以下この章において「特定事項」という。)を含む。) 三 公募対象半導体の生産の目標及び実施体制 四 前三号に掲げるもののほか、特定取組の実施に関し必要な事項 (選定事業者の選定) 第六十五条 経済産業大臣は、前条第一項の規定により公募に応じて選定事業者となろうとする者から実施計画が提出されたときは、当該実施計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査するものとする。 一 当該実施計画に係る特定取組が指針に照	らし適切なものであること。 二 当該実施計画を提出した者が公募対象半導体の生産を行うに足りる技術的な基礎を有すること。 三 当該実施計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。 2 経済産業大臣は、前項の規定により審査した結果、実施計画が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第六十三条第二項第七号に掲げる評価の基準に従つて、その適合していると認められた全ての実施計画について評価を行うものとする。 3 経済産業大臣は、前項の評価に従い、公募対象半導体に係る特定取組を最も適切に実施することができると認められる者を選定事業者として選定するものとする。 4 経済産業大臣は、前項の規定による選定に当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、財務大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、産業構造審議会及び機構の意見を聴くものとする。 5 経済産業大臣は、選定しようとする者から提出された実施計画に特定事項が記載されている場合において、第三項の規定による選定に当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、前条第二項第二号の国立研究開発法人の意見を聴くものとする。 6 経済産業大臣は、第三項の規定による選定をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、当該選定に係る選定事業者の氏名又は名称及び実施計画の概要を公表するとともに、当該選定をした旨及び当該選定に係る実施計画に記載された事項を機構に通知するものとする。	7 経済産業大臣は、特定事項が記載された実施計画を提出した者について第三項の規定による選定をしたときは、遅滞なく、その旨及び当該選定に係る実施計画に記載された事項を前条第二項第二号の国立研究開発法人に通知するものとする。 (実施計画の変更) 第六十六条 選定事業者は、その選定に係る実施計画の変更をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の承認を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 選定事業者は、前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。 3 経済産業大臣は、第一項の規定による変更の承認の申請があつたときは、その変更後の実施計画が前条第一項各号に掲げる基準に適合していると認められる場合でなければ、第一項の規定による変更の承認をしてはならない。 4 前条第四項から第七項までの規定は、第一項の規定による変更の承認について準用する。 (選定の取消し) 第六十七条 経済産業大臣は、選定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その選定を取り消すことができる。 一 その選定に係る実施計画(前条第一項の規定による変更の承認又は同条第二項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「選定実施計画」という。)に従つて特定取組を実施していないと認めるとき。
---	--	---	---

令和七年四月二十五日 参議院会議録第十六号

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

二 第七十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 経済産業大臣は、選定実施計画が第六十五条第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、選定事業者に対して、当該選定実施計画の変更を指示し、又はその選定を取り消すことができる。

3 経済産業大臣は、前二項の規定による選定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表するとともに、機構に通知するものとする。

4 経済産業大臣は、特定事項が記載された選定実施計画に係る選定事業者について第一項又は第二項の規定による選定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を第六十四条第二項第二号の国立研究開発法人に通知するものとする。

(機構による施設の無償譲渡の求め等)

第六十八条 機構は、国立研究開発法人であつて指定高速情報処理用半導体に係る施設又は設備を所有し、又は所有することが見込まれるものとして政令で定めるものに対し、第四十七条第一項第十三号の規定による現物出資を行うため、当該施設又は設備の譲渡を求めることができる。

2 前項の政令で定める国立研究開発法人は、同項の規定による求めがあつたときは、機構に対し、同項の施設又は設備を無償で譲渡することができる。

第六章 先端半導体・人工知能関連技術債

(先端半導体・人工知能関連技術債の発行)
第六十九条 政府は、令和七年度から令和十二

年度までの各年度に限り、財政法第四条第一項の規定にかかわらず、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築に資するものとして講ずる先端的な半導体の性能の向上及びその安定的な生産の確保並びに先端的な電子計算機の導入その他の人工知能関連技術(官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三三号)第二条第二項に規定する人工知能関連技術をいう。第三号において同じ。)の利用の促進に関する施策で経済産業大臣が行うものに関する次に掲げる財政上の措置(以下この章において「先端半導体・人工知能関連技術措置」という。))に要する費用の財源については、各年度の予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、エネルギー対策特別会計の負担において、公債を発行することができる。

一 選定事業者が選定実施計画に従つて実施する特定取組に関する措置

二 先端的な半導体若しくはその生産に必要な原材料、設備その他の政令で定めるものの生産施設(生産施設に係る設備を含む。)の設置又は先端的な半導体若しくは当該政令で定めるものに係る技術の開発に関する措置(前号に掲げる措置に該当するものを除く。)

三 先端的な電子計算機の導入、人工知能関連技術を活用して官民データ活用推進基本法第二条第二項の機能を実現するために必要な基礎的なプログラムの開発又は先端的な電子計算機に係る技術の開発に関する措置

四 前三号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する措置
2 前項に規定する費用の範囲については、毎

会計年度、国会の議決を経なければならぬ。

3 第一項の規定による公債(以下この章において「先端半導体・人工知能関連技術債」という。)の発行は、各年度の翌年度の六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、翌年度の四月一日以後発行される先端半導体・人工知能関連技術債に係る収入は、当該各年度所属の歳入とする。

(先端半導体・人工知能関連技術債等の償還)
第七十条 先端半導体・人工知能関連技術債等(先端半導体・人工知能関連技術債及び先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債(特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定により起債される借換国債をいう。当該借換国債につきこれらの規定により順次起債された借換国債を含む。第七十二条第二号において同じ。))をいう。同号において同じ。))については、同条の規定による繰入金により、令和三十二年度までの間に償還するものとする。

(先端半導体・人工知能関連技術措置に係る歳入歳出の経理)
第七十一条 先端半導体・人工知能関連技術措置並びに先端半導体・人工知能関連技術債の発行及び償還に係る歳入歳出は、先端半導体・人工知能関連技術措置が内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築に資するものとして講ずるものであることを踏まえ、先端半導体・人工知能関連技術措置に関する措置の経理を明確にすることを目的としてエネルギー対策特別会計に設けられる先端半導体・人工知能関連技術勘定において経理するものとする。

(財政投融资特別会計の投資勘定からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入れ)
第七十二条 次の各号に掲げる費用の財源に充てるため、当該各号に定める期間においては、予算で定めるところにより、財政投融资特別会計の投資勘定からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に二兆二千億円(株式会社商工組合中央金庫の株式の処分により生じた収入がある場合には、当該収入に相当する額を二兆二千億円に加算した額)に達するまでの金額を繰り入れることができる。

一 先端半導体・人工知能関連技術措置に要する費用 令和七年度から令和十二年度までの間
二 先端半導体・人工知能関連技術債等の償還金(借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもつて充てられる部分を除く。)、利子並びに先端半導体・人工知能関連技術債等の発行及び償還に関連する経費として政令で定めるもの 令和七年度から令和三十二年度までの間(特別会計に関する法律の適用)

第七十三条 第六十九条第一項の規定により先端半導体・人工知能関連技術債を発行する場合におけるエネルギー対策特別会計についての特別会計に関する法律第十六条の規定の適用については、同条中「融通証券」とあるのは、「公債及び融通証券」とする。

第七章 雑則

(資金の確保)
第七十四条 政府は、情報処理の高度化を図るために必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

2 前項の措置を講ずるに当たっては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

(報告の徴収)

第七十五条 経済産業大臣は、認定事業者に対し、情報処理システムの運用及び管理に関する取組の実施の状況について報告を求めることができる。

2 経済産業大臣は、選定事業者に対し、選定実施計画の実施の状況について報告を求めることができる。

第五十七條第一項第二号中「第五十一條第一項第五号、第八号」を「第四十七條第一項第五号」に、「及び第十六号」を、「第十号及び第二十二号」に改め、同項第三号中「第五十一條第一項」を「第四十七條第一項」に改め、同条を第五十九条とする。

第五十六條第一項中「第五十二條第一号」を「第五十條第一号」に、「同条第三号」を「同条第四号」に、「第五十一條第一号」を「第四十七條第一項第一号」に、「第五十四條第一項の信用基金」を「第五十二條第一項の第一種信用基金」に改め、同条第二項中「第五十四條第一項の信用基金」を「第五十二條第一項の第一種信用基金」に改め、同条を第五十八条とする。

第五十五條第二項中「第五十一條第一項第一号」を「第四十七條第一項第一号」に、「前条第一項の信用基金」を「第五十二條第一項の第一種信用基金」に改め、同条を第五十七条とする。

第四章第三節に次の四条を加える。

(第二種信用基金)

第五十三條 機構は、第四十七條第一項第十二号に規定する社債及び資金の借入れに係る債務の保証、同項第十五号に規定する社債及び取組資金の借入れに係る債務の保証並びにこ

れらに附帯する業務に関する第二種信用基金を設け、第三十九條第二項の規定により政府から第二種信用基金に充てるべきものとして出資された金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の第二種信用基金に準用する。

(長期借入金及び情報処理推進債券)

第五十四條 機構は、令和七年度から令和十四年度までの間において、第四十七條第一項第十二号から第十六号までに掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は情報処理推進債券(以下この節において「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法明治二十九年法律第八十九号の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4 機構は、経済産業大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五十五條第一項及び第二項並びに第七百九條の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6 経済産業大臣は、第一項又は第四項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第五十五條 政府は、令和七年度から令和十四

年度までの間において、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について保証することができる。

(償還計画)

第五十六條 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

附則第四条の二中「第五十一條」を「第四十七條」に、「第六十三條第一号」を「第八十一條第一号」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五十三條第二項第一号中「チ」とし、トをチとし、ハの次に次のように加える。

ト 第九十一條の七の規定によるエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定からの繰入金

第五十三條第二項第二号中「ト」とし、ニからハまでをホからトまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 第六十八條の二の規定によるエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入金

第六十八條の次に次の一条を加える。

(投資勘定からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入れ)

第六十八條の二 第八十五條第八項各号に掲げる措置に要する費用並びに第八十八條第四項第二号への償還金及び利子並びに同号トの諸費の財源に充てるため、予算で定める金額を限り、投資勘定からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に繰り入れることができる。

第八十五條第一項中「及び原子力損害賠償支援対策」を、「原子力損害賠償支援対策及び先端半導体・人工知能関連技術対策」に改め、同条第三項第一号イ中「の交付」の下に「で政令で定めるもの」を加え、同条第七項第一号中「第九十一條の四第一項」を「第九十一條の六第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

8 この節において「先端半導体・人工知能関連技術対策」とは、次に掲げる財政上の措置をいう。

一 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第六十九條第一項第一号に掲げる措置として行う独立行政法人情報処理推進機構に対する出資金の出資又は交付金の交付

二 情報処理の促進に関する法律第六十九條第一項第二号に掲げる措置として行う補助(交付金、委託費その他の給付金の交付(前号に掲げる交付金の交付を除く。を含む。))で政令で定めるもの

三 情報処理の促進に関する法律第六十九條第一項第三号に掲げる措置として行う補助(交付金、委託費その他の給付金の交付を含む。))又は独立行政法人情報処理推進機構に対する出資金の出資で政令で定めるもの

四 情報処理の促進に関する法律第六十九条 第一項第四号に掲げる措置で政令で定めるもの(第八十八条第四項において「先端半導体・人工知能関連技術対策に係る附帯事務等に関する措置」という。) 第八十六条第二項中「又は原子力損害賠償支援勘定」を「原子力損害賠償支援勘定又は先端半導体・人工知能関連技術勘定」に改める。 第八十七条中「及び原子力損害賠償支援勘定を」原子力損害賠償支援勘定及び先端半導体・人工知能関連技術勘定」に改める。 第八十八条第一項第二号リ中「第九十一条の三第一項」を「第九十一条の四第一項」に改め、同号中ネをナとし、ヌからツまでをルからネまでとし、リの次に次のように加える。 ヌ 第九十一条の五第一項の規定による先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入金 第八十八条第二項第一号ロ中「第九十一条の三第一項」を「第九十一条の四第一項」に改め、同条第三項第二号ロ中「第九十一条の四第一項」を「第九十一条の六第一項」に改め、同条に次の一項を加える。 4 先端半導体・人工知能関連技術勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 一般会計からの繰入金 ロ 第六十八条の二の規定による財政投融資特別会計の投資勘定からの繰入金 ハ 第九十一条の五第一項の規定によるエネルギー需給勘定からの繰入金 二 情報処理の促進に関する法律第六十九条第一項の規定により発行する公債(以下「先端半導体・人工知能関連技術債」という。)の発行収入金	ホ 一時借入金の借換えによる収入金 ヘ 情報処理の促進に関する法律第五十一条第三項の規定による納付金であつて、この勘定に帰属するもの ト 先端半導体・人工知能関連技術対策に係る附帯事務等に関する措置に基づく収入金 チ 附属雑収入 二 歳出 イ 第八十五条第八項第一号の出資金及び交付金 ロ 第八十五条第八項第二号の補助金(交付金、委託費その他の給付金を含む。ハにおいて同じ。) ハ 第八十五条第八項第三号の補助金及び出資金 ニ 第九十一条の七の規定による財政投融資特別会計の投資勘定への繰入金 ホ 先端半導体・人工知能関連技術対策に係る附帯事務等に関する措置に要する費用 ヘ 先端半導体・人工知能関連技術債及び当該先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債の償還金及び利子 ト 先端半導体・人工知能関連技術債及び当該先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債の発行及び償還に関する諸費 チ 一時借入金の利子 リ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子 子 事務取扱費 ヌ 附属諸費 第九十一条の四を第九十一条の六とする。 第九十一条の三第二項中「第九十一条の三第	一項」を「第九十一条の四第一項」に改め、同条を第九十一条の四とし、同条の次に次の一条を加える。 (エネルギー需給勘定から先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入れ) 第九十一条の五 先端半導体・人工知能関連技術対策に要する費用の財源に充てため、予算で定める金額を限り、エネルギー需給勘定から先端半導体・人工知能関連技術勘定に繰り入れることができる。 2 前項の規定による繰入れが行われる年度における第九十条ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「費用の額」とあるのは、「費用の額並びに第九十一条の五第一項の規定による先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入金に相当する金額」とする。 第九十一条の二を第九十一条の三とし、第九十一条の次に次の一条を加える。 (一般会計から先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入れの特例) 第九十一条の二 第六条の規定にかかわらず、複数年度にわたる事務又は事業であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものの財源として設置する基金に充てためるために経済産業大臣が交付した補助金について、国に返納された金額がある場合には、先端半導体・人工知能関連技術対策に要する費用の財源に充てため、当該国に返納された金額の範囲内で、予算で定める金額を限り、一般会計から先端半導体・人工知能関連技術勘定に繰り入れることができる。	第九十二条の前に次の一条を加える。 (先端半導体・人工知能関連技術勘定から財政投融資特別会計の投資勘定への繰入れ) 第九十一条の七 第六十八条の二の規定により財政投融資特別会計の投資勘定から繰り入れられた繰入金については、後日、先端半導体・人工知能関連技術勘定からその繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定める金額を限り、財政投融資特別会計の投資勘定に繰り入れることができる。 第九十二条の二第三項中「第九十一条の四第一項」を「第九十一条の六第一項」に改める。 第九十二条の四の次に次の二条を加える。 (先端半導体・人工知能関連技術債の発行) 第九十二条の五 情報処理の促進に関する法律第六十九条第一項の規定によりエネルギー対策特別会計の負担において行われる先端半導体・人工知能関連技術債の発行は、先端半導体・人工知能関連技術勘定の負担において行うものとする。 (先端半導体・人工知能関連技術勘定から国債整理基金特別会計等への繰入れ) 第九十二条の六 先端半導体・人工知能関連技術債及び当該先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債の償還金(借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもつて充てられる部分を除く。)及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額(事務取扱費の額に相当する金額を除く。)は、毎会計年度、先端半導体・人工知能関連技術勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。 2 前項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、先端半導体・人工知能関連技術勘定から一般会計に繰り入れなければならない。
--	--	--	--

第九十五条第二項中「及び電源開発促進勘定」を「電源開発促進勘定及び先端半導体・人工知能関連技術勘定」に改める。

附則第十四条中「第八十八条第一項第二号ヨ及びレ」を「第八十八条第一項第二号タ及びソ」に、「同号ヨ」を「同号タ」に、「同号レ」を「同号ソ」に改める。

附則第十八条の三第一項中「第九十一条の三第一項」を「第九十一条の四第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十八条の四 令和十六年度以前の各年度の第九十一条の五第一項の規定によるエネルギー需給勘定から先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入金の決算額を合算した額から令和十六年度以前の各年度の同勘定における同項の規定に基づくエネルギー需給勘定からの繰入金を財源とする財政上の措置に要する費用の決算額を合算した額を控除した額に令和十六年度以前の各年度の先端半導体・人工知能関連技術勘定における同項の規定に基づくエネルギー需給勘定からの繰入金を財源とする財政上の措置に要する費用について国に返納された金額（返納の際に当該金額に延滞利息又は加算金が付されている場合には、これらの金額を含む。次項において同じ。）を合算した額を加算した額に相当する金額を、令和十八年度までに、予算で定めるところにより、先端半導体・人工知能関連技術勘定からエネルギー需給勘定に繰り入れるものとする。

2 令和十七年度以降の年度に先端半導体・人工知能関連技術勘定における第九十一条の五第一項の規定に基づくエネルギー需給勘定からの繰入金を財源とする財政上の措置に要する費用について国に返納された金額がある場合には、当該国に返納された金額があつた年度の翌々年度までに、当該国に返納された金額を、予算で定めるところにより、先端半導体・人工知能関連技術勘定からエネルギー需給勘定に繰り入れるものとする。

令和七年四月二十五日 参議院会議録第十六号

る費用について国に返納された金額がある場合には、当該国に返納された金額があつた年度の翌々年度までに、当該国に返納された金額を、予算で定めるところにより、先端半導体・人工知能関連技術勘定からエネルギー需給勘定に繰り入れるものとする。

3 第八十八条第一項の規定によるほか、前二項の規定による先端半導体・人工知能関連技術勘定からエネルギー需給勘定への繰入金は、同勘定の歳入とする。

4 第八十八条第四項の規定によるほか、第一項及び第二項の規定による先端半導体・人工知能関連技術勘定からエネルギー需給勘定への繰入金は、先端半導体・人工知能関連技術勘定の歳出とする。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 エネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定は、別に法律で定めるところにより、令和十五年三月三十一日までに廃止するものとする。

2 政府は、前項の規定によりエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定が廃止されるときは、同項の法律で定めるところにより、第一条の規定による改正後の情報処理の促進に関する法律（次条において「新情報処理促進法」という。）第七十条の規定による償還に係る歳入歳出を経理するための勘定を設けることその他の必要な措置を講ずるものとする。

（出資等業務基準に関する準備行為）
第三条 独立行政法人情報処理推進機構は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新情報処理促進法第四十八条第一項の規定の例により、同項の基準の認可の申請を行うことができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定により認可の申請があつた場合には、施行日前においても、新情報処理促進法第四十八条の規定の例により、認可をすることができる。この場合において、当該認可は、施行日以後は、同条第一項の認可とみなす。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第四条 第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律（以下「新特会法」という。）の規定は、令和七年度の予算から適用し、令和六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行の際一般会計に所属する権利義務であつて、令和六年度の一般会計補正予算（第一号）（次項において「令和六年度第一次補正予算」という。）に計上された費用のうち新特会法第八十五条第八項の財政上の措置に該当する措置に要する費用（次項及び次条第一項において「先端半導体・人工知能関連技術費用」という。）に関する権利義務（財政法昭和二十二年法律第三十四号第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰り越して使用することとされたものに関する権利義務を除く。）は、政令で定めるところにより、エネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に帰属するものとする。

2 前項の規定によりエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に帰属する権利義務に係る収入は、予算で定めるところにより、同勘定からエネルギー需給勘定に繰り入れるものとする。

3 新特会法第八十八条第一項の規定によるほか、前項の規定によるエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定からエネルギー需給勘定への繰入金は、同勘定の歳入とする。

4 新特会法第八十八条第四項の規定によるほか、第二項の規定によるエネルギー対策特別会

半導体・人工知能関連技術費用に関する経費であつて、財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰越しをしたものについて、令和七年度以降、不用となった金額又は国に返納された金額（以下この項において「不用額等」という。）がある場合には、当該不用額等があつた年度の翌々年度までに、当該不用額等（返納の際に当該金額に延滞利息又は加算金が付されている場合には、これらの金額を含む。）を、一般会計からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に繰り入れるものとする。

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

計の先端半導体・人工知能関連技術勘定からエ
ネルギ―需給勘定への繰入金は、先端半導体・
人工知能関連技術勘定の歳出とする。
(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 附則第三条から前条までに定めるものの
ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定
める。

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を目途と
して、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この
法律による改正後の規定の施行の状況について
検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を
講ずるものとする。

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十
六号)の一部を次のように改正する。

附則第九条に次の一項を加える。

26 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五
年法律第九十号)第六十三条第二項第七号に
規定する選定事業者に対する第七十二条の二
十一第一項及び第二項の規定の適用について
は、情報処理の促進に関する法律及び特別会
計に関する法律の一部を改正する法律(令和
七年法律第 号)の施行の日から令和八
年十二月三十一日までの間に終了する各事業
年度分の事業税に限り、同条第一項中「資本
金等の額と」とあるのは「資本金等の額から情
報処理の促進に関する法律及び特別会計に関
する法律の一部を改正する法律(令和七年法
律第 号)の施行の日から令和八年六月
三十日までの間(次項において「特定期間」と

いう。)に独立行政法人情報処理推進機構から
情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年
法律第九十号)第四十七条第一項第十三号に
規定する取組資金(次項において「取組資金」
という。)として出資を受けた金額に二分の一
を乗じて得た金額を控除して得た額」とと、
同条第二項中「出資金の額」とあるのは「出資
金の額から特定期間に独立行政法人情報処理
推進機構から取組資金として出資を受けた金
額に二分の一を乗じて得た金額を控除して得
た額」とする。

(租税特別措置法の一部改正)

第十一条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第
二十六号)の一部を次のように改正する。
第八十条に次の一項を加える。

4 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五
年法律第九十号)第六十五条の規定により選
定された同法第六十三条第二項第七号に規定
する選定事業者が、資本金の額の増加(合併
による資本金の額の増加及び分割による資本
金の額の増加を除く。)について登記を受ける
場合において、当該資本金の額の増加が、同
法第六十七条第一項第一号に規定する選定実
施計画に係るものであるときは、当該登記に
係る登録免許税の税率は、財務省令で定める
ところにより情報処理の促進に関する法律及
び特別会計に関する法律の一部を改正する法
律(令和七年法律第 号)の施行の日から
令和九年三月三十一日までの間に登記を受け
るものに限り、登録免許税法第九条の規定に
かかわらず、千分の三・五とする。

(印紙税法の一部改正)

第十二条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三
号)の一部を次のように改正する。
別表第三情報処理の促進に関する法律(昭和

四十五年法律第九十号)第五十一条第一項第三
号及び第四号(業務の範囲等)の業務に関する文
書の項中「第五十一条第一項第三号」を「第四十
七条第一項第三号」に改める。

(登録免許税法及び住民基本台帳法の一部改正)

第十三条 次に掲げる法律の規定中「第十五条第
一項」を「第十二条第一項」に改める。

一 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五
号)別表第一第三十二号(二十三の二)

二 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十
一号)別表第一の八十七の二の項

(脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
に関する法律の一部改正)

第十四条 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行
の推進に関する法律(令和五年法律第三十二号)
の一部を次のように改正する。

第九条中「電源開発促進勘定」の下に「におい
て経理するものとし、脱炭素成長型経済構造へ
の円滑な移行の推進に関する施策(同条第八項
に規定する先端半導体・人工知能関連技術対策
に関するものに限る。)に係る歳入歳出は同特別
会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定」を
加える。

(重要電子計算機に対する不正な行為による被
害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の
整備等に関する法律の一部改正)

第十五条 重要電子計算機に対する不正な行為に
よる被害の防止に関する法律の施行に伴う関係
法律の整備等に関する法律(令和七年法律
第 号。次条において「整備法」という。)の
一部を次のように改正する。

第五条及び第六条のうち情報処理の促進に関
する法律第五十一条第二項の改正規定中「第五
十一条第二項」を「第四十七条第二項」に改め
る。

(整備法の一部改正に伴う調整規定)

第十六条 整備法附則第一条第二号に掲げる規定
の施行の日が施行日前である場合には、前条
(整備法第五条の改正規定に限る。)の規定は、
適用しない。

(経済産業省設置法の一部改正)

第十七条 経済産業省設置法(平成十一年法律第
九十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第六号中「(昭和三十三年法律第
百五十号)及び」を「(昭和三十三年法律第百五十
号)」、に、「の規定を」及び情報処理の促進に関
する法律(昭和四十五年法律第九十号)の規定」
に改める。

投票者氏名

日程第一 船員法等の一部を改正する法律案(内
閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二九名

阿達 雅志君	青木 一彦君
青山 繁晴君	赤池 誠章君
赤松 健君	朝日健太郎君
有村 治子君	井上 義行君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井 正弘君	石田 昌宏君
磯崎 仁彦君	猪口 邦子君
今井絵理子君	岩本 剛人君
上野 通子君	白井 正一君
江島 潔君	衛藤 晟一君
小川 克巳君	小野田紀美君
尾辻 秀久君	越智 俊之君
大家 敏志君	太田 房江君
岡田 直樹君	加田 裕之君
加藤 明良君	梶原 大介君
片山さつき君	神谷 政幸君

北村 経夫君	こやり隆史君
小林 一大君	古賀友一郎君
古庄 玄知君	上月 良祐君
佐藤 啓君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	酒井 庸行君
櫻井 充君	山東 昭子君
清水 真人君	自見はなこ君
白坂 亜紀君	進藤金日子君
末松 信介君	田中 昌史君
高橋 克法君	高橋はるみ君
滝沢 求君	滝波 宏文君
武見 敬三君	柘植 芳文君
鶴保 庸介君	堂故 茂君
友納 理緒君	豊田 俊郎君
中曽根弘文君	中田 宏君
中西 祐介君	永井 学君
長峯 誠君	西田 昌司君
野上浩太郎君	野村 哲郎君
羽生田 俊君	長谷川 岳君
長谷川英晴君	馬場 成志君
橋本 聖子君	比嘉奈津美君
藤井 一博君	藤川 政人君
藤木 眞也君	船橋 利実君
古川 俊治君	星 北斗君
堀井 巖君	本田 顕子君
舞立 昇治君	牧野たかお君
松川 るい君	松下 新平君
松村 祥史君	松山 政司君
三浦 靖君	三原じゅん子君
三宅 伸吾君	宮崎 雅夫君
宮沢 洋一君	宮本 周司君
森 まさこ君	森屋 宏君
山崎 正昭君	山下 雄平君
山田 太郎君	山田 俊男君
山田 宏君	山谷えり子君

山本 啓介君	山本佐知子君
山本 順三君	吉井 章君
吉川ゆうみ君	和田 政宗君
若林 洋平君	渡辺 猛之君
青木 愛君	石垣のりこ君
石川 大我君	石橋 通宏君
打越さく良君	小沢 雅仁君
小沼 巧君	大椿ゆうこ君
奥村 政佳君	鬼木 誠君
勝部 賢志君	川田 龍平君
木戸口英司君	岸 真紀子君
熊谷 裕人君	小西 洋之君
古賀 千景君	古賀 之士君
斎藤 嘉隆君	塩村あやか君
柴 慎一君	杉尾 秀哉君
田島麻衣子君	田名部匡代君
高木 真理君	辻元 清美君
徳永 エリ君	野田 国義君
羽田 次郎君	広田 一君
福島みずほ君	福山 哲郎君
牧山ひろえ君	三上 えり君
水岡 俊一君	水野 素子君
村田 享子君	森本 眞治君
森屋 隆君	横沢 高德君
吉川 沙織君	秋野 公造君
伊藤 孝江君	石川 博崇君
上田 勇君	河野 義博君
窪田 哲也君	佐々木さやか君
里見 隆治君	塩田 博昭君
下野 六太君	杉 久武君
高橋 次郎君	高橋 光男君
竹内 真二君	竹谷とし子君
谷合 正明君	新妻 秀規君
西田 実仁君	平木 大作君
三浦 信祐君	宮崎 勝君

矢倉 克夫君	安江 伸夫君
山口那津男君	山本 博司君
横山 信一君	若松 謙維君
青島 健太君	浅田 均君
石井 章君	石井 苗子君
猪瀬 直樹君	梅村みずほ君
嘉田由紀子君	片山 大介君
金子 道仁君	串田 誠一君
柴田 巧君	高木かおり君
中条きよし君	藤巻 健史君
松沢 成文君	松野 明美君
柳ヶ瀬裕文君	山口 和之君
伊藤 孝恵君	磯崎 哲史君
上田 清司君	川合 孝典君
榛葉賀津也君	田村 まみ君
竹詰 仁君	堂込麻紀子君
芳賀 道也君	浜口 誠君
浜野 喜史君	舟山 康江君
井上 哲士君	伊藤 岳君
岩渕 友君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	大門実紀史君
仁比 聡平君	山下 芳生君
山添 拓君	伊波 洋一君
高良 鉄美君	大野 泰正君
神谷 宗幣君	鈴木 宗男君
寺田 静君	ながえ孝子君
長浜 博行君	平山佐知子君
宮口 治子君	

阿達 雅志君	青木 一彦君
青山 繁晴君	赤池 誠章君
赤松 健君	朝日健太郎君
有村 治子君	井上 義行君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井 正弘君	石田 昌宏君
磯崎 仁彦君	猪口 邦子君
今井絵理子君	岩本 剛人君
上野 通子君	白井 正一君
江島 潔君	衛藤 晟一君
小川 克巳君	小野田紀美君
尾辻 秀久君	越智 俊之君
大家 敏志君	太田 房江君
岡田 直樹君	加田 裕之君
加藤 明良君	梶原 大介君
片山さつき君	神谷 政幸君
北村 経夫君	こやり隆史君
小林 一大君	古賀友一郎君
古庄 玄知君	上月 良祐君
佐藤 啓君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	酒井 庸行君
櫻井 充君	山東 昭子君
清水 真人君	自見はなこ君
白坂 亜紀君	進藤金日子君
末松 信介君	田中 昌史君
高橋 克法君	高橋はるみ君
滝沢 求君	滝波 宏文君
武見 敬三君	柘植 芳文君
鶴保 庸介君	堂故 茂君
友納 理緒君	豊田 俊郎君
中曽根弘文君	中田 宏君
中西 祐介君	永井 学君

日程第二 漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名
二二三名

反対者氏名

大島九州男君
船後 靖彦君
齊藤健一郎君
天晶 大輔君
山本 太郎君
浜田 聡君

長峯 誠君	西田 昌司君	田島麻衣子君	田名部匡代君	榛葉賀津也君	江島 潔君	衛藤 晟一君
野上浩太郎君	野村 哲郎君	高木 真理君	辻元 清美君	竹詰 仁君	小川 克巳君	小野田紀美君
羽生田 俊君	長谷川 岳君	徳永 エリ君	野田 国義君	芳賀 道也君	尾辻 秀久君	越智 俊之君
長谷川英晴君	馬場 成志君	羽田 次郎君	広田 一君	浜野 喜史君	大家 敏志君	太田 房江君
橋本 聖子君	比嘉奈津美君	福島みずほ君	福山 哲郎君	井上 哲士君	岡田 直樹君	加田 裕之君
藤井 一博君	藤川 政人君	牧山ひろえ君	三上 えり君	岩渕 友君	加藤 明良君	梶原 大介君
藤木 眞也君	船橋 利実君	水岡 俊一君	水野 素子君	吉良よし子君	紙 智子君	神谷 政幸君
古川 俊治君	星 北斗君	村田 享子君	森本 眞治君	小池 晃君	倉林 明子君	こやり隆史君
堀井 巖君	本田 顕子君	森屋 隆君	横沢 高德君	仁比 聡平君	大門実紀史君	古賀友一郎君
舞立 昇治君	牧野たかお君	吉川 沙織君	秋野 公造君	山添 拓君	山下 芳生君	上月 良祐君
松川 るい君	松下 新平君	伊藤 孝江君	石川 博崇君	天畠 大輔君	大島九州男君	佐藤 啓君
松村 祥史君	松山 政司君	上田 勇君	河野 義博君	山本 太郎君	伊波 洋一君	佐藤 正久君
三浦 靖君	三原じゅん子君	窪田 哲也君	佐々木さやか君	高良 鉄美君	大野 泰正君	櫻井 充君
三宅 伸吾君	宮崎 雅夫君	里見 隆治君	塩田 博昭君	神谷 宗幣君	鈴木 宗男君	清水 真人君
宮沢 洋一君	宮本 周司君	下野 六太君	杉 久武君	寺田 静君	ながえ孝子君	白坂 亜紀君
森 まさこ君	森屋 宏君	高橋 次郎君	高橋 光男君	長浜 博行君	平山佐知子君	末松 信介君
山崎 正昭君	山下 雄平君	竹内 真二君	竹谷とし子君	宮口 治子君		高橋 克法君
山田 太郎君	山田 俊男君	谷合 正明君	新妻 秀規君			滝沢 求君
山田 宏君	山谷えり子君	西田 実仁君	平木 大作君	反対者氏名	二名	武見 敬三君
山本 啓介君	山本佐知子君	三浦 信祐君	宮崎 勝君	齊藤健一郎君	浜田 聡君	鶴保 庸介君
山本 順三君	吉井 章君	矢倉 克夫君	安江 伸夫君			友納 理緒君
吉川ゆうみ君	和田 政宗君	山口那津男君	山本 博司君	日程第三 情報処理の促進に関する法律及び特別	日程第三 情報処理の促進に関する法律及び特別	中曽根弘文君
若林 洋平君	渡辺 猛之君	横山 信一君	若松 謙維君	会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣	会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣	中西 祐介君
青木 愛君	石垣のりこ君	青島 健太君	浅田 均君	提出、衆議院送付)	提出、衆議院送付)	長峯 誠君
石川 大我君	石橋 通宏君	石井 章君	石井 苗子君	賛成者氏名	二一七名	野上浩太郎君
打越さく良君	小沢 雅仁君	猪瀬 直樹君	梅村みずほ君	阿達 雅志君	青木 一彦君	羽生田 俊君
小沼 巧君	大椿ゆうこ君	嘉田由紀子君	片山 大介君	青山 繁晴君	赤池 誠章君	長谷川英晴君
奥村 政佳君	鬼木 誠君	金子 道仁君	串田 誠一君	赤松 健君	朝日健太郎君	橋本 聖子君
勝部 賢志君	川田 龍平君	柴田 巧君	高木かおり君	有村 治子君	井上 義行君	藤井 一博君
木戸口英司君	岸 眞紀子君	中条きよし君	藤巻 健史君	石井 準一君	石井 浩郎君	藤木 眞也君
熊谷 裕人君	小西 洋之君	松沢 成文君	松野 明美君	石井 正弘君	石田 昌宏君	古川 俊治君
古賀 千景君	古賀 之土君	柳ヶ瀬裕文君	山口 和之君	磯崎 仁彦君	猪口 邦子君	堀井 巖君
斎藤 嘉隆君	塩村あやか君	伊藤 孝恵君	磯崎 哲史君	今井絵理子君	岩本 剛人君	舞立 昇治君
柴 慎一君	杉尾 秀哉君	上田 清司君	川合 孝典君	上野 通子君	白井 正一君	松川 るい君

松村 祥史君	三浦 靖君	三宅 伸吾君	宮沢 洋一君	森 まさこ君	山崎 正昭君	山田 太郎君	山田 宏君	山本 啓介君	山本 順三君	吉川 ゆうみ君	若林 洋平君	青木 愛君	石川 大我君	打越 さく良君	小沼 巧君	奥村 政佳君	勝部 賢志君	木戸 口英司君	熊谷 裕人君	古賀 千景君	斎藤 嘉隆君	柴 慎一君	田島 麻衣子君	高木 真理君	徳永 エリ君	羽田 次郎君	福島 みずほ君	牧山 ひろえ君	水岡 俊一君	村田 享子君	森屋 隆君	吉川 沙織君
松山 政司君	三原 じゅん子君	宮崎 雅夫君	宮本 周司君	森屋 宏君	山下 雄平君	山田 俊男君	山谷 えり子君	山本 佐知子君	吉井 章君	和田 政宗君	渡辺 猛之君	石垣 のりこ君	石橋 通宏君	小沢 雅仁君	大椿 ゆうこ君	鬼木 誠君	川田 龍平君	岸 真紀子君	小西 洋之君	古賀 之士君	塩村 あやか君	杉尾 秀哉君	田名部 匡代君	辻元 清美君	野田 国義君	広田 一君	福山 哲郎君	三上 えり君	水野 素子君	森本 真治君	横沢 高徳君	秋野 公造君

伊藤 孝江君	上田 勇君	窪田 哲也君	里見 隆治君	下野 六太君	高橋 次郎君	竹内 真二君	谷合 正明君	西田 実仁君	三浦 信祐君	矢倉 克夫君	山口 那津男君	横山 信二君	青島 健太君	石井 章君	猪瀬 直樹君	嘉田 由紀子君	金子 道仁君	柴田 巧君	中条きよし君	松沢 成文君	柳ヶ瀬裕文君	伊藤 孝恵君	上田 清司君	榛葉賀津也君	竹詰 仁君	芳賀 道也君	浜野 喜史君	齊藤健一郎君	神谷 宗幣君	寺田 静君	長浜 博行君	宮口 治子君
石川 博崇君	河野 義博君	佐々木さやか君	塩田 博昭君	杉 久武君	高橋 光男君	竹谷とし子君	新妻 秀規君	平木 大作君	宮崎 勝君	安江 伸夫君	山本 博司君	若松 謙維君	浅田 均君	石井 苗子君	梅村みずほ君	片山 大介君	串田 誠一君	高木かおり君	藤巻 健史君	松野 明美君	山口 和之君	磯崎 哲史君	川合 孝典君	田村 まみ君	堂込麻紀子君	浜口 誠君	舟山 康江君	大野 泰正君	鈴木 宗男君	ながえ孝子君	平山佐知子君	

反対者氏名

井上 哲士君	伊藤 岳君
岩淵 友君	紙 智子君
吉良 よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	大門 実紀史君
仁比 聡平君	山下 芳生君
山添 拓君	大島 九州男君
天畠 大輔君	船後 靖彦君
山本 太郎君	伊波 洋一君
高良 鉄美君	浜田 聡君

一八名

